

# 目 次

(平成30年)

## ○第7回臨時会

### 第1日目(11月30日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第4号)	13
議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	16
意見書第4号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書	18
決議第7号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議	18

## ○第8回定例会

### 第1日目(12月7日)

会議録署名議員の指名	27
会期の決定	27
諸般の報告	27
行政報告	28
議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例	30
議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)	38
議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	41
議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	42
議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	43
議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例	44

第2日目(12月8日) 休 会(土)

第3日目(12月9日) 休 会(日)

#### 第4日目(12月10日)

議案第59号	中城村税条例の一部を改正する条例	51
議案第60号	平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)	51
議案第61号	平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	53
議案第62号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	53
議案第63号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	54
議案第64号	中城村表彰条例の一部を改正する条例	54

#### 第5日目(12月11日)

##### 一般質問

9番	比嘉麻乃	議員	59
12番	金城章	議員	66
1番	安里清市	議員	74
3番	渡嘉敷眞整	議員	81

#### 第6日目(12月12日)

##### 一般質問

8番	大城常良	議員	89
6番	石原昌雄	議員	100
15番	新垣善功	議員	106
5番	桃原清	議員	113

#### 第7日目(12月13日)

##### 一般質問

11番	仲松正敏	議員	121
7番	新垣貞則	議員	130
14番	伊佐則勝	議員	142
13番	外間博則	議員	147

#### 第8日目(12月14日)

##### 一般質問

10番	安里ヨシ子	議員	155
2番	新垣修	議員	158
4番	屋良照枝	議員	161
陳情第4号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	168	
陳情第6号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	168	
意見書第5号	臓器移植の環境整備を求める意見書	168	
陳情第7号	普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情	172	



# 第7回 臨時会

## 平成30年第7回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成30年11月30日

会 期 1 日間

閉 会 平成30年11月30日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	11月30日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第54号、55号、56号、57号、58号の説明、 質疑、討論、採決 意見書、抗議決議の説明、質疑、討論、採決 閉会

## 平成30年第7回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成30年11月30日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成30年11月30日（午前10時00分）		
	閉 会	平成30年11月30日（午前11時15分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡嘉敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	渡嘉敷 眞 整	4 番	屋 良 照 枝
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	比 嘉 保
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長 兼 住 民 税 係 長	知 名 勉	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	金 城 勉	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

## 議事日程第1号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第4号）
第 7	議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 8	意見書第4号 F A-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書
第 9	決議第7号 F A-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより平成30年第7回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 渡嘉敷眞整議員及び4番 屋良照枝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月30日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日11月30日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第54号

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(中城村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「100分の70」を「100分の80」に改める。



第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800

23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100

51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500

79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			

107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

第2条 中城村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を、「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」

を「100分の45」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時04分）

~~~~~

再 開（10時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時04分）

~~~~~

再 開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第55号 中城村特別職  
の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例について御提案申し上げ  
ます。

議案第55号

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）  
の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定  
により、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

勤勉手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、中城村特別職の職  
員で常勤のもの期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例

（中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第  
18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正  
する。

第4条第2項中「6月10日は100分の157.5、12月10日は100分の177.5」を「100分の167.5」に  
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「給与等条例」という。））による改正後の給与等条例の規定は平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。



議案第56号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

勤勉手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、中城村議会の議員の期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

（中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月10日は100分の157.5、12月10日は100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「報酬等条例」

という。)) による改正後の報酬等条例の規定は平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (10時18分)

~~~~~

再 開 (10時25分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時25分)

~~~~~

再 開 (10時25分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって議案第56号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第57号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第4号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,688,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月30日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		451,038	6,317	457,355
	2 基金繰入金	451,037	6,317	457,354
歳入合計		8,681,703	6,317	8,688,020

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		104,136	278	104,414
	1 議会費	104,136	278	104,414
2 総務費		1,895,157	2,030	1,897,187
	1 総務管理費	1,730,610	1,092	1,731,702
	2 徴税費	94,293	379	94,672
	3 戸籍住民基本台帳費	51,604	559	52,163
3 民生費		3,289,008	580	3,289,588
	1 社会福祉費	1,235,438	188	1,235,626
	2 児童福祉費	2,053,570	392	2,053,962

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		856,067	319	856,386
	1 保健衛生費	479,355	175	479,530
	2 清掃費	376,712	144	376,856
6 農林水産業費		213,509	325	213,834
	1 農業費	184,991	298	185,289
	3 水産業費	27,199	27	27,226
7 商工費		106,431	201	106,632
	1 商工費	106,431	201	106,632
8 土木費		466,620	601	467,221
	1 土木管理費	27,697	258	27,955
	2 道路橋梁費	276,088	128	276,216
	4 都市計画費	32,668	215	32,883
10 教育費		864,237	1,983	866,220
	1 教育総務費	131,040	270	131,310
	2 小学校費	175,029	239	175,268
	4 幼稚園費	107,469	171	107,640
	5 社会教育費	243,522	1,230	244,752
	6 保健体育費	136,869	73	136,942
	歳 出 合 計		8,681,703	6,317

それでは歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額4億5,103万7,000円、補正額631万7,000円、合計で4億5,735万4,000円。

歳入合計、補正前の額86億8,170万3,000円、補正額631万7,000円、合計で86億8,802万円。

続いて、歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億413万6,000円、補正額27万8,000円、合計で1億441万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額17億3,061万円、補正額109万2,000円、合計で17億3,170万2,000円。2項徴税費、補正前の額

9,429万3,000円、補正額37万9,000円、合計で9,467万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,160万4,000円、補正額55万9,000円。合計で5,216万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億3,543万8,000円、補正額18万8,000円、合計で12億3,562万6,000円。2項児童福祉費、補正前の額20億5,357万円、補正額39万2,000円、合計で20億5,396万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億7,935万5,000円、補正額17万5,000円、合計で4億7,953万円。2項清掃費、補正前の額3億7,671万2,000円、補正額14万4,000円、合計で3億7,685万6,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億8,499万1,000円、補正額29万8,000円、合計で1 億8,528万9,000円。3 項水産業費、補正前の額2,719万9,000円、補正額 2 万7,000円、合計で2,722万6,000円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額 1 億 643万1,000円、補正額20万1,000円、合計で1 億663万2,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、補正前の額 2,769万7,000円、補正額25万8,000円、合計で 2,795万5,000円。2 項道路橋梁費、補正前の額 2 億7,608万8,000円、補正額12万8,000円、合計で 2 億7,621万6,000円。4 項都市計画費、補正前の額3,266万8,000円、補正額21万5,000円、合計で3,288万3,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 1 億3,104万円、補正額27万円、合計で1 億3,131 万円。2 項小学校費、補正前の額 1 億7,502万 9,000円、補正額23万9,000円、合計で1 億 3,131万円。4 項幼稚園費、補正前の額 1 億746 万9,000円、補正額17万1,000円、合計で1 億 764万円。5 項社会教育費、補正前の額 2 億 4,352万2,000円、補正額123万円、合計で2 億 4,475万2,000円。6 項保健体育費、補正前の額 1 億3,686万9,000円、補正額 7 万3,000円、合計で1 億3,694万2,000円。

歳出合計、補正前の額86億8,170万3,000円、補正額631万7,000円、合計で86億8,802万円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第58号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36千円を増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年11月30日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|-------|---------|-----|---------|
| 1 使用料手数料 |       | 40,780  | 36  | 40,816  |
|          | 1 使用料 | 40,720  | 36  | 40,756  |
| 歳入合計     |       | 272,505 | 36  | 272,541 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 148,602 | 36  | 148,638 |
|          | 1 公共下水道費 | 148,602 | 36  | 148,638 |
| 歳出合計     |          | 272,505 | 36  | 272,541 |

読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額4,072万円、補正額3万6,000円、合計で4,075万6,000円。

歳入合計、補正前の額2億7,250万5,000円、補正額3万6,000円、合計で2億7,254万1,000円。

続いて、歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額1億4,860万2,000円、補

正額3万6,000円、合計で1億4,863万8,000円。

歳出合計、補正前の額2億7,250万5,000円、補正額3万6,000円、合計で2億7,254万1,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (10時43分)

~~~~~

再 開 (10時56分)

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、日程第8 意見書第4号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書及び日程第9 決議第7号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案申し上げます。

意見書第4号

平成30年11月30日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 新 垣 修

賛成者

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

## F A－18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項、及び第2項の規定により提出します。

### 提案理由

村民・県民の生命、財産、安全、及び平穏な生活を守る立場から、今後全ての米軍機の飛行を即時中止するよう憤りを持って強く抗議するため。

## F A－18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書

平成30年11月12日午前11時45分頃、米海軍所属のF A－18戦闘攻撃機1機がエンジントラブルのため、那覇市の東南東156マイル（約290 km）の海上に墜落する事故が発生した。

同型機は、今年3月に米バージニア州オシナ海軍基地所属機が墜落し、操縦士2人が死亡する事故を起こしている。

沖縄の米軍基地は、常駐機以外にも多くの外来機が飛来し、基地や訓練空域、水域が集中しすぎる上に、住民地域と訓練地域との距離も近すぎるため、訓練の増加による騒音被害の増大のみならず、県民の命への影響は増大している。今回の海上での航空機事故は、漁船をはじめ、民間船舶や人命の被害につながりかねず、環境への影響を含め、看過できるものではない。

1972年の本土復帰後、沖縄での米軍機の墜落事故は50件に上り、1年に1回以上の墜落事故が起きる異常事態になっている。戦闘訓練の激化、機体の老朽化等、安全管理に対する意識の低さを疑わざるを得ない。本村上空も訓練航路が設定されており、墜落に対する村民の不安は限界に達している。度重なる墜落事故の発生に対し、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民・県民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 米軍機の飛行を即時中止すること。
- 2 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行うこと。
- 3 事故原因を徹底的に究明し、詳細を速やかに公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



平成30年11月30日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策大臣 外務省特例全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

続きまして、抗議決議に移らせていただきます。

決議第7号

平成30年11月30日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛成者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛成者

中城村議会議員 桃 原 清

#### F A - 18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項、及び第2項の規定により提出します。

提案理由

村民・県民の生命、財産、安全、及び平穏な生活を守る立場から、今後全ての米軍機の飛行を即時中止するよう憤りを持って強く抗議するため。

## F A-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議

平成30年11月12日午前11時45分頃、米海軍所属のF A-18戦闘攻撃機1機がエンジントラブルのため、那覇市の東南東156マイル（約290 k m）の海上に墜落する事故が発生した。

同型機は、今年3月に米バージニア州オシナ海軍基地所属機が墜落し、操縦士2人が死亡する事故を起こしている。

沖縄の米軍基地は、常駐機以外にも多くの外来機が飛来し、基地や訓練空域、水域が集中しすぎる上に、住民地域と訓練地域との距離も近すぎるため、訓練の増加による騒音被害の増大のみならず、県民の命への影響は増大している。今回の海上での航空機事故は、漁船をはじめ、民間船舶や人命の被害につながりかねず、環境への影響を含め、看過できるものではない。

1972年の本土復帰後、沖縄での米軍機の墜落事故は50件に上り、1年に1回以上の墜落事故が起きる異常事態になっている。戦闘訓練の激化、機体の老朽化等、安全管理に対する意識の低さを疑わざるを得ない。本村上空も訓練航路が設定されており、墜落に対する村民の不安は限界に達している。度重なる墜落事故の発生に対し、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民・県民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し嚴重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 米軍機の飛行を即時中止すること。
- 2 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行うこと。
- 3 事故原因を徹底的に究明し、詳細を速やかに公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成30年11月30日

沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
米海軍第7艦隊司令官 在沖米国総領事

以上であります。

○議長 新垣博正 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから意見書第4号 F A-18戦闘攻撃機  
の墜落事故に対する意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 条文のことではないんですが、提案の中で上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項、第2項というふうにしてあるんですが、これは第2項だけでいいのではないかということで、というのは第1項は提出する場合は2名以上の賛成者がなければならぬという提案する場合の様式について、記載をしていると。第2項だけが実際、その提出の際のことを記載しているので、これは第1項は削ったほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時04分）

~~~~~

再開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それではお答えいたします。

第14条は、これは読み上げてみますと、法第112条、議員の議案提出権ということで、規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上のものの賛成がなければならないということで、我々、この意見書のほうもしっかりと2人以上の提出者と賛成者ということで出してありますので、やはりこれは1項、2項を網羅して付け加えていかないとできないということで、そのようにやって別に問題はないということで提出はしてあります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうですね、確かに2名以上の賛成がなければならないということなんですが、提出する場合の形式的な要件を定めていると考えられます。ですから、形式を整えるのは当然というふうなことであるんですが、第2項のほうは実際に議員が議案として提出しようとするときのことについて述べております

ので、その案の要件は当然、整えるべきですが、出す場合にはこれは1項は必要がないのではないかとこのように思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、安里議員からの質問でありました。第1項は必要はないんじゃないかということなんですけれども、やはり条文としては我々はこれが慣例だということでそのようにいつも言って、第1項、第2項は附随して今までもずっと提出する段階でつけておりますので、これも必要だろうということで削除するには当たらないということで思っております。

○議長 新垣博正 これで安里清市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第4号FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書4号の採択に当たり、賛成の立場から討論いたします。

日米両政府にこれまで幾度となく事故、事件が発生するたびに県や県議会、市町村議会は再発防止、飛行中止を求めて厳重に意見、抗議を訴えてきました。県民もまた生命の安全安心を求めて基地があるが故の事件、事故に団結して防止策や中止等を訴える行動を行っております。

近隣地域において、大型ヘリが大学施設に墜落、保育園の屋根への備品の落下、小学校運動場への窓部品の落下と相次ぐ事故を起こしながらも何ら変わらず人的被害事故も相次ぎ、不安を抱えながら生活する県民をよそに、米軍機は沖縄の上空を我が物とし、陸海空と軍事優先で県民への配慮はみじんも感じられません。こんな状況に安全管理、事故防止管理の徹底追及を求めない日本政府には憤りしか感じません。本村も飛行経路になっており、このような同様な事故がいつ起こるかわかりません。よって、村民の生命、財産、安全を守る立場からこの意見書に賛成いたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて、決議第7号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、決議第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第7号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第7号 FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新垣博正

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

中城村議会議員 屋 良 照 枝

# 第8回 定例会



## 平成30年第8回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                        |                      |                                    |           |
|-------------------------------------------------|------------------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成30年12月7日（金）          |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂        |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会                    | 平成30年12月7日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会                    | 平成30年12月7日（午前10時40分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号                | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番                    | 安 里 清 市              | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番                    | 新 垣 修                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番                    | 渡 嘉 敷 眞 整            | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番                    | 屋 良 照 枝              | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番                    | 桃 原 清                | 13 番                               | 外 間 博 則   |
|                                                 | 6 番                    | 石 原 昌 雄              | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番                    | 新 垣 貞 則              | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番                    | 大 城 常 良              | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                        |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番                    | 桃 原 清                | 6 番                                | 石 原 昌 雄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長            | 新 垣 親 裕              | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長                    | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也   |
|                                                 | 副 村 長                  | 比 嘉 忠 典              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 比 嘉 保     |
|                                                 | 教 育 長                  | 比 嘉 良 治              | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 総 務 課 長                | 與 儀 忍                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長            | 津 覇 盛 之              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者              | 荷 川 取 次 枝            | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長 兼<br>住 民 税 係 長 | 知 名 勉                | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長                | 金 城 勉                | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稻 嶺 盛 久   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長            | 仲 村 盛 和              |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                   |
|------|---------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                            |
| 第 2  | 会期の決定                                 |
| 第 3  | 諸般の報告                                 |
| 第 4  | 行政報告                                  |
| 第 5  | 議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例               |
| 第 6  | 議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）         |
| 第 7  | 議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 第 8  | 議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  |
| 第 9  | 議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 10 | 議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例              |



○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより平成30年第8回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 桃原 清議員及び6番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月7日から12月14日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月7日から12月14日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成30年9月28日より、平成30年12月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

#### 1 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成30年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

#### 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

#### 3 陳情、要請の処理について

期間中に受理した陳情・要請等について2件受理し、12月4日議会運営委員会で協議

した結果、配付してあります陳情等処理一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託または資料提供といたします。

#### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

○10月10日(水) 定例総会がパシフィックホテルで開催され、議長と事務局長が出席しております。

任期満了に伴う役員改選があり各地区町村議長会からの推薦により10人の理事が選任され、その中から、会長に識名盛紀(与那原町議長)、副会長に石川博己(本部町議長)、德里直樹(嘉手納町議長)、新田長男(竹富町議長)がそれぞれ決定しました。

○10月12日(金) 町村議会議員・議会事務局職員研修会が糸満市で開催され全議員と事務局職員が出席しております。

○11月21日(水) 第62回町村議会議長全国大会が開催され、議長、事務局長が出席しております。

○12月3日(月) 定例役員会がパシフィックホテルで開催され議長が出席し、平成31年度事業計画と負担金等、3議案・4報告と1協議について行われました。

#### 5 中部地区町村議会議長会関係について

○10月4日(木) 定例会が北中城村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

役員任期満了に伴い、会長に 德里直樹(嘉手納町議長)、副会長に大城好弘(西原町議長)、監事を亀谷長久(北谷町議長)と名幸利積(北中城村議長)に決定しました。

○10月30日(火) 議員・事務局職員親善スポーツ大会が北谷町で開催され村議会議員9名、事務局職員2名が参加しました。

○11月20日(火) 県外行政視察研修が山梨県昭和町で開催され、議長、事務局長が

参加しております。

昭和町議会の「議会改革の取り組み」について研修しました。議会基本条例が平成22年に制定され、平成26年と30年の2回既に改正されています。全国議会広報コンクールにおいても、平成23年に1位となっております。又、山梨学院大学との研修会や、住民と議員との「井戸端会議」と称する対話集会等も精力的に行っております。詳細資料等は事務局で閲覧できますので、必要な方は申し出てください。

## 6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは平成30年9月から平成30年11月までの行政報告を抜粋して御報告申し上げます。

まず9月13日に、東海岸地域サンライズ推進協議会の意見交換会がございました。同じくその日には、中城村議会議員の当選証書付与式がございました。新たなスタートでございます。

9月17日に、新100歳、ことしは訪問対象者が7名おまして、慶祝訪問を行っております。

9月22日、23日に川崎フロンターレのキャンプ誘致トップセールスを行っております。御承知のとおり、今年度も2連覇をいたしました。

10月9日に、翁長元沖縄県知事の県民葬に参列をさせていただきました。改めて心からの御冥福をお祈りいたします。

10月15日に、カジマヤーの慶祝訪問、訪問対象者がことし6名ございました。

10月18日に、ハートライフ病院の創立30周年記念式典がございまして、祝辞を述べさせていただきました。

10月20日から21日に、ガンバ大阪も同じくトップセールスでございます。

10月24日には、町村長理事を含めた施設研修が福島県でございました。交流を重ねております。

11月2日に、海外移住者子弟研修生の修了式がございました。ことしも3名の方が修了いたしました。

11月3日に、全戦没者慰霊祭、中城村の慰霊祭が雨の中でしたけれども、行われました。

11月6日に、宜野湾地区の防犯協会創立60周年記念式典がございました。そこでもこれからのまた新たなスタートを切ろうということで、頑張っていこうという決意表明がありました。

11月15日に、新庁舎建設合同安全祈願祭、いよいよ新庁舎がスタートいたします。議員の皆様方の参列もいただきました。

11月23日に、中部広域の市町村圏事務組合設立30周年記念式典がございまして、最上広域との方々のほうからもたくさんの方々が参加していただきまして、花を添えていただきました。

11月27日からは全国町村長大会に参加しております。

以上でございます。

続いて、平成30年度主要施策の執行状況調書（第3・四半期分）でございます。同じく読み上げて御報告申し上げます。

まずは総務課のほうから事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

総務課。13節中城村役場新庁舎建設工事（磁気探査委託業務）、平成30年9月25日、指名競争入札、1,587万6,000円、98.3%、株式会社沖縄探査開発。同じく13節同工事の工事監理業務委託、平成30年10月1日、随意契約、2,397万6,000円、90.7%、有限会社エン設計・米須建築設計事務所、工事監理業務共同企業体。同じ

く13節平成30年度中城村防災マップ機能強化委託業務、平成30年11月1日、指名競争入札、172万8,000円、88.9%、株式会社ゼンリンインターマップ。15節全国瞬時警報システム（J-ALER T）受信機整備工事、平成30年9月28日、随意契約、388万440円、デルタ電気工業株式会社。同じく15節全国瞬時警報システム（J-ALER T）自動起動機整備工事、平成30年10月5日、随意契約、282万7,440円、デルタ電気工業株式会社。続きます。総務課、15節中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）、平成30年9月14日、指名競争入札、8億3,786万4,000円、93%、株式会社太名嘉組・株式会社富士建設特定建設工事共同企業体。同じく15節同工事（電気設備工事）、平成30年9月14日、指名競争入札、2億4,132万6,000円、95.9%、有限会社開成電設・有限会社三省電気工事、特定建設工事共同企業体。同じく15節同工事（機械設備工事）、平成30年9月14日、指名競争入札、2億5,650万円、98%、沖縄水質改良株式会社・株式会社全沖産業、特定建設工事共同企業体。同じく15節同工事（杭工事）、平成30年9月14日、指名競争入札、5,346万円、97.8%、金城重機株式会社。17節中城村役場新庁舎建設事業（用地購入）、平成30年9月6日、随意契約、7,908万9,238円、当間地内3件。22節同じく（物件移転補償）、平成30年9月6日、随意契約、2,115万2,473円、当間地内6件でございます。

企業立地・観光推進課。19節とよむ中城産業まつり実行委員会補助金、平成30年9月21日、補助金、700万円、とよむ中城産業まつり実行委員会。

農林水産課。13節中城浜漁港機能保全測量設計委託業務、平成30年9月28日、指名競争入札、1,198万8,000円、97.8%、株式会社大栄コンサルタント。同じく13節中城第2地区農道舗装工事現場技術業務、平成30年11月16日、指名競争入札、257万400円、94.1%、株式会社沖橋エン

지니어リング。15節中城第2地区農道舗装工事（H30）、平成30年10月1日、指名競争入札、2,725万560円、93.8%、有限会社渡久地建設。15節ハウス施設新築工事、平成30年10月12日、指名競争入札、280万8,000円、99.2%、株式会社三和アグリテクノ。

都市建設課。13節平成30年度南上原地区出来形確定測量委託業務（その2）、平成30年11月16日、随意契約、473万400円、89.9%、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節平成30年度南上原地区道路台帳作成委託業務、平成30年11月22日、随意契約、366万1,200円、89.9%、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節村道西坂田線概略設計委託業務、平成30年11月7日、指名競争入札、475万2,000円、96.7%、株式会社双葉測量設計。15節村道若南線道路整備工事（4工区）、平成30年9月13日、指名競争入札、5,320万6,200円、93.1%、株式会社新栄組。都市建設課、続きます。15節南上原地区築造工事（30-3工区）、平成30年11月14日、指名競争入札、4,136万4,000円、92.9%、有限会社津城電気工事。22節物件移転補償費、平成30年10月22日、随意契約、69万4,700円、南上原地内1件。

上下水道課。15節平成30年度消火栓設置工事（その1）、平成30年10月26日、随意契約、150万円、有限会社石原設備。

生涯学習課。13節平成30年度村内文化財整備工事实施設計委託業務、平成30年9月18日、指名競争入札、57万2,400円、96.4%、株式会社双葉測量設計。15節平成30年度中城城跡整備工事、平成30年10月25日、指名競争入札、2,233万9,800円、94%、有限会社喜舎場組。同じく15節平成30年度中城城跡地すべり対策工事、平成30年11月5日、指名競争入札、2,127万6,000円、99.5%、ミナミ建設株式会社。同じく15節花と緑のふれあい広場機能強化工事、平成30年11月13日、指名競争入札、433万800円、99%、株式会社五城。以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。9月から11月までの教育行政報告を主なものだけ報告いたします。

9月16日の日曜日、子ども組踊塾生による創作組踊が国立劇場おきなわで行われまして、「糸蒲の縁」の公演ということで、南上原の児童による公演が行われております。非常に素晴らしい子供たちの演技でした。

9月21日の金曜日、第9回目の定例教育委員会会議を行いまして、中城南小学校校舎増築建設委託業務について話し合いを行っています。その日に教育委員会学校訪問ということで、中城南小学校に行きまして、授業参観、校長・教頭との情報交換を行っております。

9月26日の木曜日、海外短期留学・ESLキャンプ報告会を吉の浦会館で行われました。アメリカ留学に行った中学生、高校生の感想の中にはアメリカのスケールの大きさにびっくりしたとか、アメリカ人の積極性を見習い、自分も意見を堂々と言えるようにしたいとか、歴史・文化・民族の違いを学習したとか、そして国外への興味、関心の増大。学習へのプラスの効果になったというふうな生徒の感想が寄せられました。

10月12日金曜日、全国町村教育長会の第2回目の理事会が東京都のほうで行われまして、第60回の定期総会・研究大会への反省、そして来年度の第61回の定期総会の事業計画、それと文部科学省からの行政説明がありました。

10月23日の火曜日、第10回目の定例教育委員会会議、中城村の教育の日表彰規定についての話し合いを行って、児童・生徒の表彰をすることで、決定をしております。その日は中城小学校のほうに学校訪問を行いました。

11月3日、中頭地区の中学校の駅伝競走大会

がうるま市の海中道路のほうで大雨の中、実施されました。男子が優勝1位、女子が2位ということで非常に素晴らしい成果を上げています。女子のほうで県大会でも2位に入りまして、九州大会に出場をしました。きのう、九州大会の報告を受けております。18チーム中17位ということで、また次への切りかえ、学習面との両立をしてもらいたいなと思っています。

11月4日の日曜日、津覇小学校の音楽発表会、PTAの文化祭・伝統芸能発表会が津覇小学校のほうで行われました。伊集のターファークーや和宇慶の獅子舞等、子供たちが郷土の伝統芸能の伝承ということで、非常に素晴らしい演技でした。

11月16日の金曜日は、11回目の定例教育委員会会議、中城村の就学援助規則の一部改正等について話し合いを行っております。

11月20日の火曜日、校種間の交流授業研究会が津覇小学校で行われて、午後から全ての教員が津覇小学校において、授業参観、授業研究会、そして琉大教授等による指導助言を行って指導力の向上に努めております。

11月30日の金曜日、沖縄県の理科研究大会が吉の浦会館のほうであって、歓迎の挨拶を行っています。その日は、全県から理科の先生方が中城中学校のほうに集まって、中城中学校の生徒の授業、その後、授業研究会ということで、教師の指導力向上について、研究会が行われています。以上です。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5．議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第59号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月7日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され平成31年1月1日から施行されるため、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第22条（略）<br>（村民税の納税義務者等）<br>第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。<br>（1）～（5）（略）<br>2（略）<br>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項 | 第1条～第22条（略）<br>（村民税の納税義務者等）<br>第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。<br>（1）～（5）（略）<br>2（略）<br>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節 |

までを除く。)の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者については、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条～第34条 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について

\_\_\_\_\_の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者については、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額\_\_\_\_\_（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条～第34条 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、\_\_\_\_\_所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について

算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第34条の5 (略)

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には \_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には \_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

第34条の7～第36条 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別

算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第34条の5 (略)

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者 \_\_\_\_\_ については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

第34条の7～第36条 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者 \_\_\_\_\_ は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別

表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2～8 (略)

第36条の3～第47条の6 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、

表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7

の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2～8 (略)

第36条の3～第47条の6 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、



第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

第54条～第151条 （略）

附 則

第1条～第2条の2の3 （略）

第19項、第22項及び第23項の規定による申告書

\_\_\_\_\_を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

第54条～第151条 （略）

附 則

第1条～第2条の2の3 （略）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第2条の3～第6条 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～19 (略)</p> <p>20 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、0とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>第6条の3～第13条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9 _____ の規定の適用を受けると</p> | <p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 _____</p> <p>_____(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第2条の3～第6条 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～19 (略)</p> <p>20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>第6条の3～第13条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けると</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                        |                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>きは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第13条の3～第15条 (略)</p> | <p>きは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第13条の3～第15条 (略)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 中城村税条例附則第6条の2第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める改正規定 平成31年4月1日
- (2) 中城村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (3) 中城村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第2条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

### (村民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中城村税条例（第3項において「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

村条例の一部を改正する条例の改正前と改正後を新旧対照表がございまして、下線の部分が改正になる箇所がございまして、御参照いただきたいと思っております。

附則を読み上げさせていただきます。

附則第1条の施行期日につきましては、割愛

をさせていただきます。第2条 村民税に関する経過措置。この条例による改正後の中城村税条例（第3項において「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、

なお従前の例による。2 前条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分

の法人の村民税については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）について、御提案申し上げます。

#### 議案第60号

#### 平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,799,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税     |               | 2,471,522 | 2,000   | 2,473,522 |
|          | 3 軽自動車税       | 71,124    | 2,000   | 73,124    |
| 14 国庫支出金 |               | 1,649,328 | 33,640  | 1,682,968 |
|          | 1 国庫負担金       | 904,088   | 31,602  | 935,690   |
|          | 2 国庫補助金       | 738,006   | 1,326   | 739,332   |
|          | 3 委託金         | 7,234     | 712     | 7,946     |
| 15 県支出金  |               | 1,218,019 | 8,485   | 1,226,504 |
|          | 1 県負担金        | 439,991   | 7,429   | 447,420   |
|          | 2 県補助金        | 739,984   | 1,056   | 741,040   |
| 18 繰入金   |               | 457,355   | 53,384  | 510,739   |
|          | 2 基金繰入金       | 457,354   | 53,384  | 510,738   |
| 20 諸収入   |               | 135,578   | 13,701  | 149,279   |
|          | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,014     | 12,339  | 16,353    |
|          | 4 雑入          | 131,562   | 1,362   | 132,924   |
| 歳入合計     |               | 8,688,020 | 111,210 | 8,799,230 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 |             | 104,414   | 75     | 104,489   |
|       | 1 議会費       | 104,414   | 75     | 104,489   |
| 2 総務費 |             | 1,897,187 | 9,154  | 1,906,341 |
|       | 1 総務管理費     | 1,731,702 | 7,750  | 1,739,452 |
|       | 2 徴税費       | 94,672    | 1,353  | 96,025    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 52,163    | 23     | 52,186    |
|       | 4 選挙費       | 15,564    | 28     | 15,592    |
| 3 民生費 |             | 3,289,588 | 87,606 | 3,377,194 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,235,626 | 25,645 | 1,261,271 |
|       | 2 児童福祉費     | 2,053,962 | 61,961 | 2,115,923 |
| 4 衛生費 |             | 856,386   | 4,000  | 860,386   |
|       | 1 保健衛生費     | 479,530   | 4,000  | 483,530   |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 6 農林水産業費 |         | 213,834   | 3,072   | 216,906   |
|          | 1 農業費   | 185,289   | 3,072   | 188,361   |
| 8 土木費    |         | 467,221   | 1,359   | 468,580   |
|          | 2 道路橋梁費 | 276,216   | 1,079   | 277,295   |
|          | 4 都市計画費 | 32,883    | 280     | 33,163    |
| 10 教育費   |         | 866,220   | 6,230   | 872,450   |
|          | 1 教育総務費 | 131,310   | 239     | 131,549   |
|          | 2 小学校費  | 175,268   | 3,601   | 178,869   |
|          | 3 中学校費  | 70,308    | 1,318   | 71,626    |
|          | 5 社会教育費 | 244,752   | △116    | 244,636   |
|          | 6 保健体育費 | 136,942   | 1,188   | 138,130   |
| 12 公債費   |         | 550,364   | △286    | 550,078   |
|          | 1 公債費   | 550,364   | △286    | 550,078   |
| 歳 出 合 計  |         | 8,688,020 | 111,210 | 8,799,230 |

それでは款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

まずは歳入の1款村税、3項軽自動車税、補正前の額7,112万4,000円、補正額200万円、合計で7,312万4,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額9億408万8,000円、補正額3,160万2,000円、合計で9億3,569万円。2項国庫補助金、補正前の額7億3,800万6,000円、補正額132万6,000円、合計で7億3,933万2,000円。3項委託金、補正前の額723万4,000円、補正額71万2,000円、合計で794万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額4億3,999万1,000円、補正額742万9,000円、合計で4億4,742万円。2項県補助金、補正前の額7億3,998万4,000円、補正額105万6,000円、合計で7億4,104万円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額4億5,735万4,000円、補正額5,338万4,000円、合計で5億1,073万8,000円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正前の額401万4,000円、補正額1,233万9,000円、合計で1,635万3,000円。4項雑入、補正前の額1億3,156万2,000円、補正額136万2,000円、合計で1億3,292万4,000円。

歳入合計、補正前の額86億8,802万円、補正額1億1,121万円、合計で87億9,923万円でございます。

続いて歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億441万4,000円、補正額7万5,000円、合計で1億448万9,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額17億3,170万2,000円、補正額775万円、合計で17億3,945万2,000円。2項徴税費、補正前の額9,467万2,000円、補正額135万3,000円、合計で9,602万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,216万3,000円、補正額2万3,000円、合計で5,218万6,000円。4項選挙費、補正前の額1,556万4,000円、補正額2万8,000円、合計で1,559万2,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、補正前の額12億3,562万6,000円、補正額2,564万5,000円、合計で12億6,127万1,000円。2 項児童福祉費、補正前の額20億5,396万2,000円、補正額6,196万1,000円、合計で21億1,592万3,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額4億7,953万円、補正額400万円、合計で4億8,353万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額1億8,528万9,000円、補正額307万2,000円、合計で1億8,836万1,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、補正前の額2億7,621万6,000円、補正額107万9,000円、合計で2億7,729万5,000円。4 項都市計画費、補正前の額3,288万3,000円、補正額28万円、合計で3,316万3,000円。

10 款教育費、1 項教育総務費、補正前の額1億3,131万円、補正額23万9,000円、合計で1億3,154万9,000円。2 項小学校費、補正前の額1億7,526万8,000円、補正額360万1,000円、合計で1億7,886万9,000円。3 項中学校費、補正前の額7,030万8,000円、補正額131万8,000円、合

計で7,162万6,000円。5 項社会教育費、補正前の額2億4,475万2,000円、補正額11万6,000円の減、合計で2億4,463万6,000円。6 項保健体育費、補正前の額1億3,694万2,000円、補正額118万8,000円、合計で1億3,813万円。

12 款公債費、1 項公債費、補正前の額5億5,036万4,000円、補正額28万6,000円の減、合計で5億5,007万8,000円。

歳出合計、補正前の額86億8,802万円、補正額1億1,121万円、合計で87億9,923万円。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御提案申し上げます。

#### 議案第61号

#### 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年12月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------------|--------------|---------|-----|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 90,002  | 200 | 90,202  |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 90,002  | 200 | 90,202  |
| 6 諸収入        |              | 2,213   | 300 | 2,513   |
|              | 2 償還金及び還付加算金 | 620     | 300 | 920     |
| 歳入合計         |              | 140,846 | 500 | 141,346 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|------------------|------------------|---------|-----|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 134,714 | 200 | 134,914 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 134,714 | 200 | 134,914 |
| 3 諸支出金           |                  | 621     | 300 | 921     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 620     | 300 | 920     |
| 歳出合計             |                  | 140,846 | 500 | 141,346 |

読み上げて御提案申し上げます。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額9,000万2,000円、補正額20万円、合計で9,020万2,000円。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補正前の額62万円、補正額30万円、合計で92万円。

歳入合計、補正前の額1億4,084万6,000円、補正額50万円、合計で1億4,134万6,000円。

歳出。歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億3,471万4,000円、補正額20万円、合計で1億3,491万4,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額62万円、補正額30万円、合計で92万

円。

歳出合計、補正前の額1億4,084万6,000円、補正額50万円、合計で1億4,134万6,000円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、御提案申し上げます。



議案第62号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,317千円を増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年12月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項     | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|-------|---------|-------|---------|
| 1 使用料手数料 |       | 40,816  | 1,317 | 42,133  |
|          | 1 使用料 | 40,756  | 1,317 | 42,073  |
| 歳入合計     |       | 272,541 | 1,317 | 273,858 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 148,638 | 1,317 | 149,955 |
|          | 1 公共下水道費 | 148,638 | 1,317 | 149,955 |
| 歳出合計     |          | 272,541 | 1,317 | 273,858 |

読み上げて御案内申し上げます。歳入1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額4,075万6,000円、補正額131万7,000円、合計で4,207万3,000円。

歳入合計、補正前の額2億7,254万1,000円、補正額131万7,000円、合計で2億7,385万8,000円。

歳出の1款公共下水道費、1項公共下水道費、

補正前の額1億4,863万8,000円、補正額131万7,000円、合計で1億4,995万5,000円。

歳出合計、補正前の額2億7,254万1,000円、補正額131万7,000円、合計で2億7,385万8,000円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第63号 平成30年度中城村土

地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、御提案申し上げます。

議案第63号

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------------|----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 309,768 | 0   | 309,768 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 309,768 | 0   | 309,768 |
| 歳出合計        |                | 309,769 | 0   | 309,769 |

歳出のみを読み上げさせていただきます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額3億976万8,000円、補正はございませんので、同額でございます。

歳出合計も補正前の額3億976万9,000円の同額でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第64号

中城村表彰条例の一部を改正する条例

中城村表彰条例（昭和62年中城村条例第6号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

功労表彰及び善行表彰に該当する者の基準や特別表彰の追加に関し、所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村表彰条例の一部を改正する条例

中城村表彰条例（昭和62年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、功労表彰、<u>善行表彰及び特別表彰</u>とする。</p> <p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、功績顕著なものについて村長が行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、<u>監査委員、農業委員会委員又は、固定資産評価審査委員会の委員</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(6) 校長又は教頭の職にあって村内学校に<u>8</u>年以上在職した者</p> <p>(7) 教諭として村内学校に<u>10</u>年以上在職した者</p> | <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、功労表彰<u>及び善行表彰</u>の2種とする。</p> <p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、功績顕著なものについて村長が行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、<u>監査委員又は農業委員会委員</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(6) 校長又は教頭の職にあって村内学校に<u>12</u>年以上在職した者</p> <p>(7) 教諭として村内学校に<u>15</u>年以上在職した者</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>その他前各号に準ずる者及び表彰するところが適当と認められる者</u></p> <p>2 功労者には、表彰状及び記念品又は記念品料を贈呈する。</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について村長が行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特にすぐれた行為、業績及び善行により、一般村民の模範となる者</u></p> <p>2 善行者には、表彰状及び記念品又は記念品料を贈呈する。</p> <p><u>(特別表彰)</u></p> <p>第7条 <u>第3条、第5条及び第6条に規定する表彰のほか、第10条の規定により、設置された表彰審査委員会において、表彰することが適当であると認められた者及び団体を特別に表彰することができる。</u></p> <p>(被表彰者が死亡した場合の処置)</p> <p>第8条 この条例によって被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品又は記念品料は、その遺族に贈る。</p> <p>(表彰者名簿)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第11条 (略)</p> | <p>(8) (略)</p> <p>(9) その他前各号に準ずる者</p> <p>2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について村長が行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>一般村民の模範となるような善行をした者</u></p> <p>2 善行者には、表彰状及び記念品を贈呈する。</p> <p>(被表彰者が死亡した場合の処置)</p> <p>第7条 この条例によって被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈る。</p> <p>(表彰者名簿)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第10条 (略)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

改正前と改正後の下線の部分で表示をされておりますので、御参照いただきたいと思います。

附則といたしまして、附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 **新垣博正** これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（10時40分）

## 平成30年第8回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                        |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成30年12月7日（金）          |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂        |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議                    | 平成30年12月10日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会                    | 平成30年12月10日（午前10時36分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号                | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番                    | 安 里 清 市               | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番                    | 新 垣 修                 | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番                    | 渡 嘉 敷 眞 整             | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番                    | 屋 良 照 枝               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番                    | 桃 原 清                 | 13 番                               | 外 間 博 則   |
|                                                 | 6 番                    | 石 原 昌 雄               | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番                    | 新 垣 貞 則               | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番                    | 大 城 常 良               | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                        |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番                    | 桃 原 清                 | 6 番                                | 石 原 昌 雄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長            | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長                    | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也   |
|                                                 | 副 村 長                  | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 比 嘉 保     |
|                                                 | 教 育 長                  | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 総 務 課 長                | 與 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長            | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者              | 荷 川 取 次 枝             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長 兼<br>住 民 税 係 長 | 知 名 勉                 | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長                | 金 城 勉                 | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稻 嶺 盛 久   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長            | 仲 村 盛 和               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例               |
| 第 2 | 議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第5号）         |
| 第 3 | 議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 第 4 | 議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  |
| 第 5 | 議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 6 | 議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例              |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時01分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 中城村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)について質疑を行いたいと思います。

一般会計補正予算書の18ページ、3款1目の児童福祉総務費の13節委託料、病児保育事業委託料、その説明の中では138名から276名にふえたということなのですけれども、このふえた要因が何なのか、わかるのであればお願いしたいと思っております。

続きまして21ページです。8款の道路新設改良費、12節の広告料、これも説明の中では新聞広告料と説明を受けているのですが、これの詳細をお願いしたいと思っております。以上2点、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

3款2項1目13節児童福祉費の委託料ですが、病児保育事業委託料58万5,000円の追加につきましては、3市町村全体の増加と、プラス村の利用者割合も増加する見込みということで、当初3町村で800人から1,000人ほどを見込んでおりましたが、今現在、利用状況を含めまして1,000人から1,200人ということで、見込みとして当初の138人から276人ぐらいにはなるだろうというところでございます。実際半期での実績増もございますけれども、理由については分析しておりません。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 大城議員の御質疑にお答えします。

12節新聞広告料ですが、久場・前浜原線の土地収用に向けての事業認定の手續に向けて、住民説明会を実施しなければいけないですので、その関係者の方々に新聞広告で住民説明会の開



催の時期を公告する公告料であります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目です。これは800名から1,200名ぐらいにふえるだろうということで、今補正を出しているということで了解しているのですが、やはり病児保育というのは大変大切な、子育てをする方々には十分に手当をしないといけないということで、十分そこも配慮をしながら進めていってください。

2点目です。新聞広告の件ですが土地収用ということは、やはりもう幾ら本人と協議を重ねてもできなかったということで、了解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

現在も本人とまだ交渉中でありますので、もし本人が納得して契約することになりましたら、事業認定に向けての説明会は取りやめとなります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 土地所有者もいろいろと問題を抱えているのだろうと今まで私も思ってきたのですが、十分に説明責任を果たして、どうしてもできないということであれば、やはり大多数の地域の方々が早急にその道の開通を望んでいるはずですので、さまざまな問題もあろうかと思うのですが、じっくりと話し合いをやりながら、前に進めていってください。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時08分）

~~~~~

再 開（10時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 一般会計補正予算書の25ページ、中学校費の学校管理費の備品購入

費ですが、生徒増と古い物の切りかえ等と聞いておりますけれども、現在古い状態で切りかえなければならない机や腰かけの状況というのは、どういう状態になっていますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは渡嘉敷議員の御質疑にお答えしていきたいと思います。

現在、平成31年に向けて生徒数の増が見込める部分があることと、やはり使用していく段階である程度机のさび等で少し買いかえが必要な部分が毎年出てきますので、その辺も含めての台数ということで、細かな使用できない部分は把握していないのですが、その部分も見込んで60台を今回新規と買いかえを行いたいということで、予算に計上しています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 平成31年度の生徒増に向けてと、古い物を一挙に予算は取りづらいと思いますので、調査をして、机、腰かけが古くなって、どうしても変えなければならないという状態にあるものがあれば、年次的に計画を立てて予算要求をして、子供たちの教育、授業に支障がないようにやっていただきたいということです。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 答弁はありますか。

○3番 渡嘉敷眞整議員 答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それでは渡嘉敷議員の質疑に答弁をしていきたいと思います。

議員がおっしゃられるように、教育環境の整備というのはやはり教育委員会としても必要だということで考えています。その中で毎年、年次的に古いのは発生してきますので、新年度予算であったり、また今回の補正等、その中で対応できる部分は今後も対応していきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第60号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第61号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成30年度中城村公共

下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時22分）

~~~~~

再開（10時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 中城村表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第64号について質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、これは改正前、改正後です。第3条の（6）と（7）、これが「12年」と「15年」の改正後、「8年」と「10年」に短縮されておりますけれども、この短縮した理由を伺いたいと思います。

2点目に、3条の2項及び5条の2項にある表彰状及び記念品、または記念品料を贈呈するということであるのですが、この記念品料というのは統一されるのかどうか。また特別表彰の場合は、これが当てはめられるのかどうか。また違ったものが授与されるのか。その2点、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

条例第3条の6号、7号につきまして、これまでの「12年」を「8年」に、それから「15年」を「10年」に改正したいと考えております。改正の理由につきましては、本村内に勤務をいたします校長及び教諭につきましては15年、あるいは12年というが非現実的であろうと考えております。ですからできるだけ本村において、本村児童・生徒の教育に携わった教諭等につきましては、表彰を考えております。そのために期

間を短縮するというところで提案をしているところでございます。

それから記念品料につきましては、これまで記念品という形で差し上げておりますけれども、今後も記念品という形の考え方には変わりはないと思いますが、場合によってはということをご想定しまして、記念品料にかえることができるというところを改正したいということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目です。これは今まで12年、15年で表彰をもらった方がいらっしゃるのかどうか。いなければ、やはり変えないといけません。この条例自体が昭和62年ですか、相当前の条例になっているものですか、今まで何らそういうもので全然支障がなかったのかどうか。やはり10年、15年ということは非常に無理がある条例だなと、今読んでもわかるのですけれども。その中でも、もらった方がいらっしゃるのかどうか。

それと2点目です。これが場合によってはということなのですが、随時そういう方がいらっしゃるのであれば、やはり表彰状、それから記念品、記念品料ということになるかと思うのですが、その3品はつけたほうがいいのではないかと思います。場合によってということは表彰状か、あるいは記念品か、あるいは記念品料、それに別途で渡すのかということになりますけれども、3つが一体ということではないですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず村内に勤務する教員につきましては、近年は3年から5年が一つの学校に勤める期間であるということで認識をしております。ただ、以前につきましては5年、あるいは6年、7年の勤務期間はあったのだらうということで認識をしております。

過去における教員の表彰につきましては、大変申しわけないのですが今資料が手元にありませんので、それについてはまた後で答えていきたいと考えております。

それから表彰状につきましては、これまで同様表彰状は授与したいと考えております。表彰状にあわせて、これまででは記念品を贈っております。表彰状と記念品です。場合によっては表彰状と記念品料に変わる可能性もあるということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今回の改正の大枠は、この特別表彰ということになるかと思うのですが、やはり特別表彰にもなると相当の実績、あるいは名誉が与えられるということだろうと思いますので、ぜひ表彰、それから表彰状、それと記念品、そこもぜひ足して差し上げたいと、これは私の考えではあるのですけれども、ぜひ検討して、お願いしたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第64号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第64号 中城村表彰条例の一部  
を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第64号 中城村表彰条例の一  
部を改正する条例は原案のとおり可決されまし  
た。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 (10時36分)

## 平成30年第8回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	平成30年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成30年12月11日（午前10時00分）		
	散 会	平成30年12月11日（午後2時58分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	桃 原 清	6 番	石 原 昌 雄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	比 嘉 保
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長 兼 住 民 税 係 長	知 名 勉	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	金 城 勉	教 育 総 務 課 幹 主	稻 嶺 盛 久
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議事日程第3号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めましておはようございます。議席番号9番、比嘉麻乃です。それでは、早速通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1. 子育て世代包括支援センターについて。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターの開設が、全国で広まっており、県内でも、今帰仁村、那覇市、沖縄市、うるま市で開設されております。そこで、本村の子育て支援の強化と、更なる子育てしやすい中城村になる事を期待して次のことを伺います。①同センターの必要性と設置の目的を伺います。②支援の対象年齢を伺います。③同センター設置に必要となる専門職と体制を伺います。

大枠2. 国民健康保険(国保)について。国保はこれまで各市町村が保険者となって運営していたが、平成30年度の制度変更により、県と市町村がともに保険者となり、県が国保の財政運営の中心的な役割を担っています。この10年間で国民医療費は1.3倍に増加しており、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円になる見込みのようです。本村においても国保財政の赤字を補填するために、平成29年度は一般会計から繰入金として2億2,857万8,000円を投入し、それは年々、増加しております。今後はさらに、医療費を抑制する必要があると考えられます。そこで次の事を伺います。①平成29年度の特健診受診率は全体で43.3%ですが、40代、50代、60代、70代年齢別の受診率を伺います。②本村では、平

日がお仕事の方のために、日曜健診を実施しているが、日中がお仕事で健診が受けられない方のために、夜間集団健診を実施する考えはないか。③国保制度変更に伴い、新たな項目の中にある保険者努力支援制度について伺います。④検診項目の中に歯周疾患検診を導入する考えはないか伺います。

大枠3. 北上原渋滞解消について。消防学校近く県道29号線の渋滞解消法について、平成29年9月の定例会でも質問いたしました。そのときに「右折だまりを早めに設置するよう要請していきたいと思っております」という答弁がございましたが、現在の進捗状況を伺います。それでは答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 では比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠2につきましては健康保険課のほうでお答えをいたします。大枠3につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠1の子育て世代包括支援センターについて所見を述べさせていただきますが、もちろん議員御承知のとおり中城子育て支援の村、まちとして今、一生懸命取り組んでいるところでもございますし、議員御指摘の同センターの必要性は重々承知しているつもりでございますので、詳細につきましてはその時期などあるいは制度なりは担当課のほうでお答えをさせていただきますが、しっかり私ども中城村もこの支援センターにつきましては取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それでは質問の大枠1と2につきまして、お答えいたします。

まず大枠1の①からお答えいたします。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を



構築することを目的としております。

②です。妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とすることが主であります。地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とするなど、柔軟に対応することが可能となっております。

次、③についてです。必要職員体制として、母子保健に関する専門知識を有する保健師などを1名以上配置することになっております。またセンターの規模など地域の実情で判断できるとされております。

続きまして、大枠2についてです。①の受診率のほうからお答えいたします。40代が28.9%で、受診者数170人です。50代32.4%、同じく214人。60代50.5%、664人。70代から74歳までが対象となりますので、これが56.1%、272人、合計1,322人が受診いたしまして、43.3%の受診率となっております。

それから②についてです。夜間集団健診については、現在実施の予定はありません。集団健診での受診が都合つかない方は、御自身での日程調整が可能な個別健診での受診勧奨を行っております。

③についてです。保険者努力支援制度は、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体へのインセンティブ制度として新たに創設され、平成28年度から、市町村に対して特別調整交付金の一部を活用して前倒しで実施され平成30年度から本格実施される制度であります。国は、保険者努力支援制度の評価指標について、毎年の実績や実施状況を見ながら進化発展させるとしており、現在は、糖尿病などの重症化予防や保険料収納率の実施状況を高く評価しています。

④です。平成31年度からの実施に向けて、現在歯科医師会との集合契約について調査しているところであります。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御

質問にお答えします。

大枠3、県道29号線の右折だまりについては、毎年要望していると聞いております。今年度も6月6日、中部土木事務所の意見交換会、7月26日、沖縄県土木建築部行政懇談会の中で要望をしました。県の回答としては、「土地の利用状況を見ながら検討する」とのことでありました。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは大枠1の子育て世代包括支援センターについてから再度、質問をいたします。同センターの必要性は重々あるということで、村長のほうから御答弁をいただき、そしてこの構築するための目的ということは、課長のほうから答弁がありました。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を構築するための目的ということがわかりました。出産前や子育て中のお父さん、お母さんはさまざまな悩みやそして戸惑いがあると思います。その悩みを誰にどこで相談すればよいかかわからないという方も多いのではないのでしょうか。2017年4月の母子健康法の改正が行われまして、子育て世代包括支援センターが新たに指定され、そして市町村は同センターを設置するように努めなければならないとされておりますけれども、本村の同センター設置に向けての取り組みとそしてこれからの事業内容を伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まず現在の取り組み状況なんですが、平成29年11月から健康保険課、福祉課、教育総務課の3課において、支援センター設置に向けて事務調整を行っているところであります。現在まで8回開催しております。まず妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するために、各課の関連する業務をどのように集約していくかを現在、3課で協議しているところであり

ます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これまで8回の開催をしているということがわかりました。ありがとうございます。子育て世代の中には、病院で聞けないことですか、あとは家族や友達に相談をせずに知識や経験が豊富な支援センターのコーディネーターと話すことで、精神的な不安を取り除き、そして気が楽になったり、そして心強いと思います。同センターは厚生労働省が旗振り役となり、少子化対策として2022年度末までに全国で展開する計画のようですが、本村設置までのこれからの事業の計画スケジュール、そしてこの開設はいつごろになるのかというのを伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まず開設目標としては我々は平成32年度の開設を目標として、現在取り組んでおります。ただ、新庁舎移転との時期に合わせるかは今後の変動はあると考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これからいろいろとスケジュールの計画などをされて、平成32年（2020年）までの開設に向けて頑張っていくということではあるんですけども、2020年とはいわず平成32年とはいわず、できるだけ早目の開設に向けて頑張っていたきたいと思います。沖縄県子どもの貧困対策推進計画においても、市町村における同センター設置の促進がうたわれておりますので、本村も設置に向けて全力を尽くしていただきたいと思います。そして、②の対象年齢は18歳までの保護者まで対象年齢にするということでございます。県内には、現在、同センターの対象年齢是那覇市では就学まで。沖縄市は出産後まで。うるま市は乳幼児までと自治体によって異なっておりますけれども、本

村は18歳の保護者までということなので、この対象年齢は国では定められてはいないということですかね。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

対象年齢については、厚生労働省から子育て世代包括支援センターの設置・運営についてという通知で示されております。ただ、先ほども答弁しましたが、その地域の実情によって、18歳までの子供とその保護者についても柔軟に運用することができるというふうになっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 実情によって違うということがわかりました。でもその中でも本村は18歳までということで、他市町村よりも長いことは素晴らしいことだと思います。特に決まりがないということがわかりました。子育ての期間はおっしゃるように就学前だけではありません。小学生、中学生、あと高校生になっても子育ては続きます。中でも思春期は子供によって悩みが多い時期でもあると同時に親に反抗的な態度を見せたりとさまざまな子育ての悩みがあると思います。子育て支援の課題解決のために本村は、ぜひ18歳の保護者を対象としていただきたいと思います。思春期までの対象ということで考えていただきたいと思います。妊娠から思春期までの一貫した子育て支援を目指すならば保険、そして福祉、教育の専門職を集合させ、ワンストップの相談窓口を設置し、同センターとしての機能をしっかりと果たしていただきたいと思います。

では次に、③について再度、御質問いたします。③は同センター専門職についてお伺いしましたところ、保健師1名以上ということであるんですが、それ以外の保健師やコーディネーターとなるとと思いますが、そのほかの専門職の

配置は考えていないのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まずこのセンターの規模に応じて専門職を要求していくことだと思いますが、現在、どの程度の規模になっていくかというのがまだ見えない状況ですので、それが見えてくればそういった配置をまた考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 その規模に応じてということなんですけれども、専門職というのはそのほかに保育士ですとか、栄養士、そして福祉士、助産師と必要になる場合もあろうかと思えます。同センター設置で多くの子育て世代を支援するために専門職を配置し、体制を強化する必要があると私は考えております。まだこれからいろいろと計画はされてくると思うんですけども、その専門職は全員が正規職員の予定なののでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 当然、担当する課としては正規職員を要望していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この同センター設置はとても重要な事業になりますので、非常勤の職員ですとか、臨時職員ではなくてできるだけ正規職員での配置をよろしく願いいたします。検討してください。この子育て世代包括支援センターの特徴というのはあらゆる相談を受けつけるワンストップサービスであるところです。申請内容が変わるたびにあちらの窓口、そしてこちらの窓口とあちらこちら転々とするのは妊婦さんですとか、あとはお子様連れの方には大きな負担になると思います。支援センターに行けばどんな相談でもワンストップで聞いてくれるということがお父さん、お母さんのストレス

軽減につながると思っていますので、よろしく願いいたします。また、子育て支援で一番大切なのは対話だと思います。相談者との対話を通して、そして信頼関係を築き妊娠から出産、そして子供が生まれた後も切れ目なく包括的に支援することで、母親の孤立から発生すると言われております産後うつですとか、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に必ずつながると思っております。そのためにも妊娠期から乳幼児、そして学童、思春期までの継続的な支援対策づくりを目指し、そして中城村らしい積極的な取り組みを期待しております。

では大卒2の国保について再質問いたします。平成29年度の特定健診受診率は全体で43.3%ということで、私は年齢別の受診率をお伺いいたしましたところ、40代が28.9%、50代が32.4%、60代が50.5%、70代が56.1%という答弁でございましたが、年齢別の受診率では一番働き盛りだと思うんですが、この40代、50代の受診率が低くなっております。その40代、50代の方々が受診しない理由というのがわかりましたら教えてください。よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

まずは受診率の低い40代、50代と申しますのは、働き盛りでなかなか休みが取れないと言った理由と、あとは健診の必要性を感じていないという方が結構いらっしゃいます。それが受診率が低い要因になっていると思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 40代、50代は確かに休みが取れないということで、健診の必要性がまた感じられないということがわかりました。では、その休みが取れないとか、この健診の必要性が感じられないという方々、受診率のこの後の向上のためにこれまで本村が取り組んだこと。それからこれから本村が取り組んでいくことがありましたら、お答えお願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず受診率向上のために現在取り組んでいることは、土日の集団健診の回数をふやして実施しているということと、あとは未受診者へのハガキでの受診勧奨。これは年3回ほど行っております。それから村内医療機関への受診勧奨依頼などを現在、行っております。今後の取り組みとしては、未受診者の訪問を実施し、受診率の向上を図っていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これまでは土日の健診、そしてハガキの発送と取り組んできたということです。今後はまた訪問での受診の向上に取り組んでいくということでお答えをいただきました。そのことがわかりました。とてもよい取り組みだとは思いますが。広報に先日載っていたので、これを見ましたが、ことしの10月までの受診者が542人、国が定めている本村の受診者が2,073人ということなので、まだ10月現在ではありますけれども、1,531人の方が受診者ということであってございましたけれども、私はこの土日健診もいいとは思いますが、それプラス、先ほども御提案しましたようにこの夜間健診と言っても、夜ではなくて夕方の6時半から7時ごろから始まる健診だと、どうしても日曜日だと若いお父さんたちは家族サービスでなかなか受診のほうまで足を延ばしてくれないと思うんです。でも夕方の健診でしたら仕事帰りに気軽に寄ることができると思います。しかも夕方の健診は平日の健診にすれば仕事帰りにも行きやすくなると思いますけれども、それは検討する気はないでしょうか。もう一度だけお願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

現在、そういった要望がまだ聞こえないところでもありますので、そういった要望とかが上

がってきたら今後検討していかないといけないだろうなと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 要望があつてからということではあるんですけども、要望というよりは村民は自ら夕方に健診をしてよということにはなかなか言いにくいと思うんですね。役場のほうから夕方、健診をしますよというふうなお知らせをする必要もあるのではないかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。ぜひ夕方からの今日曜日にやっている回数を1回でも減らして夕方の健診をまず行ってみるのもいいんじゃないかなと思います。この健診を実施しまして疾病の早期発見、早期治療につながると同時に、この受診率のアップに努めていただきたいと思います。

では③に移ります。国保制度変更に伴い、新たな項目の中に保険者努力支援制度について、課長からも詳しく御説明がありました。この制度は説明がありましたように医療費の適正化に向け、特定健診受診率やそして特定保健指導受診率、がん検診受診率の向上と重症化予防の取り組み、そしてジェネリック薬品の使用促進を実施し、努力した都道府県や市町村に交付される支援金のことです。2008年度に創設されました前期高齢者財政調整制度の算定方法は国保加入者全体に占める65歳から74歳までの前期高齢者加入割合に応じて、交付金が配布される制度だというふうに聞いております。しかし、この沖縄は先の地上戦の影響で前期高齢者の数が少なく加入割合が全国平均の2分の1、そして国保加入者1人当たりの交付金は全国の4分の1しかなくこれも財政悪化の大きな要因となっていたのではないのでしょうか。しかし、今回の新たな制度の中に保険者努力支援制度は頑張れば頑張るほど交付金が支給されるという仕組みになっております。平成30年度努力支援制度でここ中城村は県内市町村で6位です。そして1

人当たりの交付金は1,917円となっております。これは担当職員の取り組みの努力を私は大きく、また高く評価したいと思います。引き続き努力をしていただきたいと思います。

そして④のほうに挙げております歯周疾患検診を本村のがん検診と同時にがん検診のように検診項目に導入すると努力支援制度の獲得数がさらに加算されて交付金がふえるのではないかと考えられます。平成31年度からの実施に向けて今は取り組んでいるということなので、よろしく願いいたします。その平成31年度から実施に向けて努力されているということなんですけれども、ではこの歯周疾患検診を導入している自治体、中部地区でいいので何市町村あるかお尋ねいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

中部市町村では浦添市、嘉手納町、うるま市の3市町で行っております。うるま市につきましては津堅島のみの実施ということで確認は取れております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今、3市町ということでお伺いいたしました。がん検診と比較しましても、やはり歯周疾患検診をほとんどやられていないんだなということがわかりましたが、本村では平成31年度から実施を予定しているということなんです、歯周疾患検診の本村が実施するという事になった必要性和その効果を伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まず歯周病は成人期において、有病者率が高く歯の喪失をもたらす原因疾患であります。全身のさまざまな疾患と関係があり、動脈硬化、誤嚥性肺炎、早産低体重児出産の危険性が高くなり、糖尿病においては歯周病と相互に作用し、

それぞれの疾患を悪化させると言われています。発症予防の観点からも歯周疾患検診は効果が見込まれると考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 いろいろな病気の発症があるということがわかりました。今や歯周病は生活習慣病の中に入ようになってきました。歯が原因での生活習慣病、そして心臓疾患、肺炎、糖尿病等に歯周病がかかっているとも言われております。歯周病を治療することで糖尿病の改善につながり、また、歯周病菌がアルツハイマー病の誘発とそして症状の悪化に関係するとも言われております。歯の健康は課長がおっしゃってございましたように、全身の健康につながると言っても過言ではありません。村民の健康長寿のためにも歯周疾患検診の早目の導入を要望いたします。平成31年の実施に向けて頑張ってくださいと思います。

それでは大卒3の北上原渋滞解消について再質問いたします。これはどの課にも言えることではありますけれども、課長が他の課に異動したり、そして退職される際には私たち議員やそして村民の要望等の引き継ぎはされているのでしょうか。今回の北上原右折だまりの件についても引き継ぎがあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えいたします。

前課長より引き継ぎ事項といたしまして、国、県への要望事項の中に県道29号線についても引き継ぎをしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 引き継ぎがしっかりなされていたということで、安心いたしました。では今後、これまでことしの6月6日、そして7月26日にその会議があったのでしょうか。そのときにも要望されたということなんですけれども、またこれからこれで終わりというわけで

はないです。これからまた今後、右折だまりについていつごろどのようにして中部土木事務所に要望していくのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 県道29号線の利用者は今後ともふえ続けると思います。今までどおり中部土木事務所との意見交換会、総合事務局との行政懇談会は継続して要請をしていきたいと思います。また、住民の声が沖縄県中部土木事務所に十分届くように課内でどのような方法があるか、要請の方法をいま一度検討してまた要望していきたいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 地域の声を届けるということなんですけれども、もし地域・自治体、南上原あるいは北上原などで要請書が必要で、その要請書があったら早目に右折だまりを設置することができるということがありましたら、一緒に相談してやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、右折だまり設置と同時に右折矢印信号機を提案したいと思います。またあるいは、当信号機は直進車と対向車の信号が同時に赤となります。右折するには、無理矢理信号無視をしなければならないということもあると思います。それを向こうから来る対向車の信号を先に赤にして、10秒間の間に右折をスムーズにさせていただくような時差式信号機にすることはできないのでしょうか。この信号機につきましては警察署の管轄だとは思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えい

たします。

右折だまりの設置と同時に右折矢印信号機設置ができないか。あとは時差式ができないかということですがけれども、そのことについて宜野湾警察署のほうに確認をしましたところ、正式な回答ではございませんけれども、左折矢印信号機等の設置にはやはり右折専用車線があることが優先されることが考えられると。いわゆるそのことから交差点改良によって右折だまりが設置されれば右折矢印信号機等の設置も可能性は十分高くなるだろうとのお答えでした。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり右折だまりを設置すると同時、あるいはその後になるかもしれないという答弁だったんですけれども、やはり右折だまりを早目にさせていただきたいと思います。サンヒルズタウンも右折だまりはないんですけれども、時差式の信号機となっておりますが、でも29号線、この消防学校前は右折だまりをするような歩道はしっかりと広いのでできると思うんです。また左側があれば私有地、右側は県の土地だというふうにも聞いているのでそれと同時にすると早目にできるのではないかなと思いますので、かなりの渋滞です。朝夕の通勤、通学の時間帯はかなりの渋滞が発生しております。これは地域からの要望もとても多いので、本腰を入れて、早目に要請していただきたいと思います。強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思いますけれども、少しお時間があるので、きょうは12月11日ということで、何かいいの日、いいの日というふうに言われておりますけれども、またあすは12月12日で、いいにんじん、いいにんじんの日ということで、村のほうではいい日が誕生するのではないかなと思います。そして、今県内でもまた全国各地でもいろいろな語呂合わせでゴーヤーの日だとか、沖縄そばの日とかいろいろありますけれ

ども、今後、12月12日が島にんじんの日、その日になると中城村の島にんじんが食べたいなど思えるようないい甘くて、そして健康的な人参をつくっていただきたいと思います。それにはやはり農家さんへの皆さんの財政からの支援も必要だと思います。応援して、また私も頑張っ  
てほしいなと思っておりますので、期待しております。以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 おはようございます。12番金城 章、一般質問を行います。大枠1、環境整備についてであります。①浜漁港の河川の流末の両サイド、その海岸周辺の排水路の整備等の計画はあるかどうか。浜側と安里側です。両サイドに排水路がありますので、その件を伺います。②安里地区の保安林。これは安里中央線の突きあたりのカーブの海岸沿いでありま  
す。この保安林について県との対応を求める地主との協議があったと思うが、その結果はどうなったか。

大枠2、道路整備についてであります。①各箇所において道路の混雑がある県道29号線の改良計画はあるか。これは先ほど比嘉麻乃議員からもありましたけれども、ぜひこの県道29号線についても以前から私はいろいろな案を提案して  
いますけれども、その件はどうなったかです。それと②県道29号線より国道329号への道路計画はあるかどうか。また県への要請は行ったかどうか。

大枠3、農道舗装整備についてであります。当間地区土地改良区の農道補装整備計画の進捗。また  
今後はどの地区から行っていくか。整備の予定、計画はどうか。

大枠4、中城城跡整備について。①中城城跡南側に廃墟ホテルがありますけれども、その撤去の計画はあるかどうか。県からの  
そういう回答があったかどうか。②中城城跡の今後の整備計画はどのような取り組みがあるか。これは現在も城跡の整備工事を  
行っていると思いますけれども、なかなか進捗しない分、それが発掘調査も行いながらということで、おそいことはわ  
かりますけれども、本村一番の観光地でありますので、早目の整備が行き届くことを願っての質問であります。③  
県営中城公園の整備の進捗はどうか。また新たな整備計画とか、そういう何か計画があるか。

大枠5、庁舎建設についてであります。この工事にて地元企業育成についてどう考えているかという。この  
庁舎建設にかかわるまた地元企業の育成の件について、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1につきましては都市建設課と農林水産課、大枠2につきましては都市建設課、大枠3につ  
きましては農林水産課、大枠4につきましては都市建設課と教育委員会、大枠5につきましては企業立地観光推進課のほう  
でお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の大枠4の城跡のホテル跡の撤去等についてでございますが、私も直接沖縄県中部土木事務所の所長からの話もござい  
まして、早目に進めていきたいということで、村の協力は得られるのかということで、話し合いを持ちました。喜んで協力  
させていただきます。いろいろ撤去については搬出等の部分がございますので、これは村もちろん、県も中部

土木事務所も一緒になって早目にその廃墟とい  
いますか、ホテル跡の撤去を行いながら、中城  
城跡全体の今後の整備計画も含めて、いろい  
ろな話をさせていただきましたので、村も一緒  
になってやらせていただきますということを返答  
しましたところ、大変喜んでおられまして、一  
緒にやりましょうということになりましたので、  
御報告を申し上げます。今後もしっかりとまた  
取り組んでいきたいと思っております。詳細に  
つきましてはまた担当課のほうでお答えをいた  
します。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠の4のほうの②の中  
城城跡整備計画についてでございますが、中城  
城跡は2000年に世界遺産に登録され、ますます  
重要な文化財ということになります。文化庁の  
予算を活用して修復工事や保存のための整備、  
発掘作業等を進めているところでございます。  
今後も長期的になります、計画に沿って整備  
を進めていきたいというふうに考えています。  
詳細につきましては生涯学習課長のほうから答  
えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 金城 章議員の御  
質問にお答えします。

大枠1、現在のところ特に大きな整備の予定  
はありません。現場を確認したところ水は流れ、  
閉塞等はありません。

大枠2、①麻乃議員への答弁と重複しますが、  
6月6日中部土木事務所との意見交換会、7月  
26日沖縄県土木建築部行政懇談会の中で拡幅に  
ついて要望しております。県の回答としまして  
は、土地区画整理事業中であることから、現在  
予定はないということでありました。

②要請については、平成30年4月27日の沖縄  
県振興拡大会議で要望をしております。沖縄県  
主導で広域的な視点で普天間飛行場返還後の道  
路網整備計画として、宜野湾横断道路が計画さ

れております。検討委員会も立ち上げられ、副  
村長と私が検討委員会のほうに参加しておりま  
す。

大枠4、①沖縄県都市モノレール課に確認し  
たところ所有者との補償契約は締結したことか  
ら、現在は県による解体・撤去工事を行うため  
の設計業務を実施しているところであります。  
設計完了後、解体工事を実施するとの報告を受  
けております。

③総面積約98ヘクタールのうち、世界遺産に  
登録された城郭部分約3ヘクタールを除いた約  
95ヘクタールに対し、用地取得している箇所に  
ついて整備を進めているところです。事業ベー  
スで進捗率66.6%であります。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会  
事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義  
人 それでは金城 章議員の大枠1の②、大枠  
3についてお答えします。

②保安林については、県の管轄であり、県に  
問い合わせを行った結果、解除、購入はできな  
いものと回答でした。地主の協議については、  
どのような協議が行われたか、把握しておりま  
せん。県に問い合わせを行いました、県とし  
ても協議を行った文書等がないとの回答でした。

続きまして、大枠3です。昭和58年から平成  
11年度にかけ当間地区県営ほ場整備事業が完成  
していますが、農道の多くが未整備のままでし  
た。そこで、農業農村整備管理計画に基づいて、  
農業基盤整備促進事業として当間地区を4地区  
(中城地区、第2地区、第3地区、第4地区)  
に分割し第1地区が完成となり、第2地区に  
入っています。今後、第3地区、第4地区と順  
次舗装を行う計画があります。進捗率は、平成  
29年度で29%です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは金城 章  
議員御質問の大枠4、②中城城跡の今後の整備



計画にどう取り組むかということについて、答弁いたします。

中城城跡の整備は、1995年度から2029年度までの計画で年次的に発掘調査や修復工事などの整備を進めております。まず北の郭から着手し、その後二の郭の整備を終え2006年度から一番大きな一の郭の整備を行っており2022年度にはその部分を終えて、南の郭、西の郭、三の郭と整備箇所を移していく予定で計画しております。業完了年度が2029年度までの計画となっておりますが、今後の調査の進展や自然災害などの影響、文化庁予算の減額などにより完了が延びる可能性もあります。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では金城議員の大枠5の庁舎建設についてとありますが、村内全域での企業の育成として答弁いたします。村内企業の育成については、中城村商工会とともに事業の展開を図っております。事業内容といたしましては、経営改善普及事業、組織体制や財政基盤の強化事業、地域振興事業などに取り組んでおります。また、各企業と行政との面識を広げるため、村主催への事業のボランティア動員などに取り組んでいけるよう考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問します。まず大枠5の庁舎建設からであります。今、企業立地観光課から村全体の地元業者の企業育成で答弁がありました。庁舎建設においてのこの地元企業の育成とか、そういうのを考えていないか。また、地元産の製品もあると思いますが、それをどういうふうにか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

村内企業の育成ということで、庁舎建設発注時の特記仕様書の中に村産品の最優先使用。下

請け業者は村内企業を優先的に活用するようということで発注指名業者には通知しております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今回の都市建設課長の答弁で村内優先でぜひ使ってくれということの書面ではありますが、今までの公共事業に対して、この下請けとか、村内品、そういうのは優先的に使われてきたかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 契約業者に対しては、村産品、村内業者を使うようにというお願いはしておりますので、優先的に活用しているものと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この件については、ぜひ特記仕様書に書いてあるとおり、その元請けには指導を行っていただきたい。こういう今の庁舎建設みたいな大きな工事は村内業者では落札も難しい業者が多くて、そこに係る下請けとか、そういった面でやはり仕事をいただかないと村内に還元できないんじゃないかなと思っております。これはしっかり別の市町村でも下請け仕様書が出てくるときに、その自治体内、市内とか、村内の事業者が入っていない場合は指導を行うという話も聞いております。ぜひ今後はこの村内の発注の工事に関して大きな工事に関してもそういうのはぜひ指導していただきたいと思います。

続いて大枠1に移ります。この浜漁港の両サイドの河川の流末計画はないとおっしゃいますけれども、最近雨が降って流末はよどみとか、においがありませんけれども、これが乾燥した場合は両サイドともににおいがきつくて、そこはまた海岸沿いの流末がすぐ流れるような改修工事はこれからも検討していただきたい。特に安里側の農道排水のところがありますけれども、そこにおいがきつくてぜひ改善の計画を立てて

いただきたいと思います。まずは改善の計画を検討するかどうかだけ。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

今後の状況を確認しながら流水の閉塞等があり、悪臭が発生した場合は維持管理の範囲内でしゅんせつ等で対応していきたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この両サイドですが、漁港をつくるときの石積みで漁港の擁壁が行われているんです。そこが台風とか大波で石積みも少しずつ壊れている箇所があるんです。その流末の箇所には、その大きな石が流末のほうに流れついて、そのよどももそれでまた河川が流れていかない。たまってよどもになってしまうということがありますので、そこもぜひもう一度確認なさって、ぜひ計画を入れていただきたいと思います。

続いて②の保安林についてであります。これは県管理と今課長はおっしゃいましたけれども、この保安林を設定するときに海岸法の保安林でありますけれども、県サイドで保安林を設定するときに国もですけれども、この地元の市町村長もそこに許可があると書かれています。そういうことがありますけれども、この安里の海岸側というのは私有地でありまして、その保安林をこの地主さんは利用したいということで保安林の撤去をお願いしたらできないということだったんですけれども、その利用する地主さんに対してのこの補償とかそういうのはあるかどうか。先ほどはないと言ったんですけれども、これは村長の許可をもらって、保安林に指定したと思いますけれども、どうなのか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

保安林指定されたのがいつなのか、私のほう

ではわかりません。保安林に関しましては、県の管理の管轄だということで、先ほども答弁をしましたがけれども、県のほうでは保安林の撤去及びまた補償は行っていないということです。もし県との調整があれば、県と調整をしていくしかないと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、この農地法の中に森林法の保安林の部分がありまして、この第35条に損失補償ということが書かれています。国は保安林として知らされた森林の所有者にその他権原に基づき、森林の立木又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりそのものが通常受けるべき損失補償をしなければならぬというたわれております。それとこれはどちらが正しいのか。今県が補償しないとされた。先程の確か課長の答弁にありました。村長、この件について実際、今村の村民が不利益をこうむっている。それと安里中央線をつくる前に実際にここはもう少し海側、保安林側に寄せられたと思うんです。そしたらこの私有地の面積が少しでも少なくなっただと思えますけれども、そのことに対して、県に対してそういうことはまた何か言える立場であるかどうか。これは補償しなければならないという話になっているんですけれども、今課長の答弁では県はできない。これは海岸線なり、そこはほとんど私有地が多いと思いますけれども、その部分に対して、村長の意見を聞きたいんですけれども。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義

人 それではお答えします。

損失の補償ということで、第35条にあると思いますけれども、これに関しては詳しい中身というか、解釈が食い違うかもしれませんけれども、その損失の補償に関しましては、国、県、村が道路拡張した際には解除をしてできるということで、契約書とかはあるとは思いますが、今手元にはないものですから、安里中央線の拡張工事に伴って、保安林を一部解除して補償した経緯があるとお聞きしております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この安里中央線で、この保安林の解除、補償物件はこの条文に載っております。公的で使うものに対しては地主への補償はしなければならないということをやっております。それとは別に今あの一帯、安里から先ほどの河川までほとんど一人の地主さんでありまして、約500坪ぐらいですか、これは長さが500メートルぐらいです。そのときにもっと下に寄せてくれという話もしたらしいんですけれども、この補償ができない。これは県の補償だということであったんですけれども、そういう村民の利用価値が不利益をこうむることは村でも県に対しても言うべきではないかと思うんですけれども、ぜひ利用度の高い場所がありますけれども、そこで昔からの原生というか、自生した保安林ですよ。植えつけた時点でその件について、ちょっと村長、不利益をこうむったものに対して、県への要望とか、そういう要請ができるかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

正直に申しますと、今この議場の中で今この話をされても、実は答弁しようがございません。しっかり法律を精査して、過去にどういうことがあったのか、不利益をこうむっているとおっしゃっていますけれども、不利益とはどういうことなのか。その以前補償されるべきものが補

償されていないだとか、そういうものなのかも含めて、しっかりとした答弁をするということであれば、やはりその地主さんも一緒になって話し合いの場を持って、こういうことではないのかということ、それがしっかり精査した段階で我々行政としてできることがあると思いますので、今ここで議員のお気持ちはわかりますけれども、私がではやりましょうとか、あるいは補償できますよとかということも断言できませんので、しっかりもう一度ひとつのテーブルできちんと精査した上でそれに取り組んでいきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 地主はこの保安林を潰して利用しようということできないということで、ずっと以前からそういうことを言っています、ついこの間もそういう話が出ましたので、この件について質問いたしました。地主さんでは解決できないことのものでありますから、こちらに話がきまして、村当局ともいろいろな話ができるように、ぜひ先ほど村長から答弁がありましたようにテーブルを設けるということで、本当にこれを前向きに検討、またテーブルの場において、いろいろな話し合いをしていただきたいと思います。

続きまして、2番目の道路整備についてであります。先ほど比嘉麻乃議員からもありましたけれども、県道29号線、朝夕の混雑がひどくて解消をしないとイケない。先ほどの答弁で北上原の区画整理が終わらないとこれに取り組めない。そうではなくて、北上原から登又とか、そこからも解消できるのではないかと。それとまた、この道路計画の要望を行ったと言いましたが、この要望に対して、図面とかをつけて要望したのか。県道29号線はまた道路計画も今は北中城村の司令部に突き当たっています。29号線は、安谷屋の司令部に突き当たっていると思います。

それでは利用価値がなくて、また別の路線とかを考えていかなければいけないものではないかなと思っていますけれども、県道の計画変更とか、これは北中城村と沖縄市とかの広域的な協議になってくると思いますけれども、そういう協議もある中で、この計画を他市町村と一緒に計画書を作成し、要請できるものではないかと思っていますけれども、まずこの図面とか、要望書につけたかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

県道拡幅については、先ほど答弁したとおり中部土木事務所、沖縄県土木建築部のほうに要望をしております。図面等を添付し要望をしております。県の回答で土地区画整理事業中なので計画はないという返事がありまして、村としては南上原土地区画整理事業の換地処分を平成34年度に予定しております。その期間まで調査、設計をやってほしいと要望しました。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは関連しますので、次も一緒に質問したいと思います。この県道29号線より国道329号への道路計画ですが、これも宜野湾横断道路ということで計画しているという。以前からいつも質問していますけれども、宜野湾横断道路は実際、普天間飛行場の返還跡ということでずっと答弁には前課長もしていました。それで実際にこの県道29号線から国道329号への村の意見も取り入れられるかどうか。県だけのこの横断道路として県が定めた県道ではありますけれども、この地元の要するに道路利用度を考えるには村の意見がどのぐらい取り入れられるかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

県が広域的に計画している宜野湾横断道路につきましては宜野湾市、総合事務局、中城村、

中部土木事務所とかいろいろな機関が検討委員となっています。普天間基地の返還がまだ決まらない状況であります。県としては普天間飛行場から国道329号までを早目に計画したいということで取り組んでおります。平成30年8月26日に第1回ルート検討委員会へ副村長が出席しております。平成30年9月24日、ルート幹事会ということで私のほうも出席しております。その中で広域性、住環境、景観性、経済性などを検討しております。中城村としまして、意見要望等を提案しています。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今課長がおっしゃるとおり住環境、広域性、その面も図りながらぜひこの要望だけではなくて、陳情も一緒に行ったら、今本村出身の新垣光栄県議が陳情書とかを、県議会に出せばこの案件について議会で議論ができるんだと。いろいろな面で新垣光栄議員が中城村のために頑張っています。この陳情書、企画書を今の道路企画書、企画案をぜひつくっていただくために予算をつくれなものかどうか。この県道29号線もしかり、この県道29号線から国道329号への道路もしかりですけれども、その件に関しては本村からぜひ陳情要請は私も一緒に、議員何名か賛同してぜひ陳情したいと思いますけれども、この企画案を作成する予算がつけられないものかどうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それではお答えいたします。

先ほど都市建設課長から東西道路のルートの話もございました。これは自分も検討委員会として今参加しております。これは宜野湾横断道路については西地区、コンベンションを中心とした西地区、それから北中城村の部分、北地区。中城村東地区、あとはM I C Eの部分で南地区という形で4地区に分けられて、今道路の整備が検討されている状況です。中城村においては、

高速道路で分断されて、こういう交通の便が悪い。あとは県道29号線の渋滞ということで要望もしております。中城村としてはこの東側ルートということで、今県のほうでは沖縄21世紀ビジョンの中で計画が位置づけられていて、今の進捗になっております。先ほど金城議員から御質問がありました図面をどうしようかということについては、予算の検討をいたしました。これは北中城村との関連も重要であります。そういうことで両村で予算を出し合いながら進めていこうというようなお話がございましたが、時期の問題と今この図面を作成して要請を行うかどうかという部分で、まだ検討が不十分な部分がございます、今回の予算には至っていないということで答弁をさせていただきます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、ぜひ予算をつけて陳情できる案件の企画案をぜひつくっていただきたい。これは先ほど言いました光栄県議が頑張っているときにそういう要請もぜひやっていかないと、早目に身にならないだろうと思っておりますので、ぜひ早目の予算化をして、この図面を作成して広域的な問題、また北中城村とも宜野湾市ともその計画をしながらぜひやっていただきたいと思っております。

続いて、農道舗装についてであります。これは課長、今来年度設計ですね。来年度からはまたどこか舗装事業に入るかどうかだけでもう一度お願いできますか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

今年度が舗装工事です。次年度が設計です。現在、ホームルがございしますが、その路線です。あとは保育所の周辺の路線です。当間地区が今、舗装工事に入っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこの舗装も早目に進んでいくことを願っております。また課長、ずっと北側、伊舎堂、泊、あの辺の地区も道路が悪い農道がいっぱいあります。やはりあまりにも舗道が悪いところは優先に行ってもいいのではないかと思いますけれども、ぜひこの件も検討していただきたいと思っております。

続いて、廃墟ホテルの撤去について村長が県との交渉で前向きに進んでいくと思っております、そのホテル跡地には何かまた村としての計画があるのかどうか。県としての計画があるのかだけ答弁できますか。跡地利用です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時32分）

~~~~~

再開（11時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは答弁いたします。

跡地の利用計画ということでまず生涯学習課、教育委員会としましては、現在進めている整備事業、城跡の修復、復元を含め、発掘作業をやっていく中で、これから撤去後、さらに県の公園事業の中で平成8年度でしたか、公園整備計画がございします。その中でその部分がどういった施設が来るかちょっと私のほうで今資料が手元にはないので、後ほど資料のほうはまた整備計画を提供させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、この跡地に何か村として何かつくろうという計画、案とかはどうですか。これの計画は先々に言ったもの勝ちではないかなと私は思いますが、それでも予算もいることではあります。ぜひ一言だけ…。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

金城 章議員と思いは同じでございます。何

か公的施設なり、村民の喜ぶ施設ができればいいんですけども、ただ一つだけわかっているのが今の計画とは別の話ですが、今回の廃墟ホテルを撤去した後はやはり環境アセス的な部分といたしますか、いろいろな発掘調査も含めていろいろな調査に随分時間がかかるような話は非公式ではございますけれども、話がありましたので、それが済んだ後の話になるんじゃないかなと。ある程度、長期的な話になるのではないかなというのが印象でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ城跡線もことしで完成します。この城跡線の利用度を高めるためにこの廃墟ホテルの跡はいろいろな村民が利用できる。また観光団が利用できる施設をぜひ早目の計画で進めていただきたいと思います。それと城跡の工事、この指名について少しだけお願いいたします。今、この城壁の指名状況を見てみましたら、確かにこの土木業者も石積みは土木事業に入っています。しかし、この城壁工事は特殊な工事です。その指名のメンバーがやはり城壁工事、石工事にたけているメンバーを指名しないと、これからの世界遺産である中城城跡の城壁がいろいろな地震とかで崩れて、大雨のたびに崩れるとか、そういう状況に至ってきますので、その指名業者の内容はぜひ検討していただきたい。これも前々からお願いしているんですけども、やはり指名のメンバーはそうではないですか。ぜひ実施設計を見てぜひこれを指名していただきたい。その件について、少しだけ答弁お願いできますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時35分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 ただいまの御質問ですが、

石積みの工事。特に専門業者という石工の専門業者が少ない状況がございます。そういう中で中城村においては、これまで石工事を専門にしている業者が2社、3社ぐらい、そういう専門業者がいて、村としてはその辺は助かっているのかなという感じはするんですが、そういう中で石工事以外の部分もございまして、その辺は勘案をしながら指名をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 きょう、いろいろな一般質問をしました。しかし、ほとんど実行度に移されていないのが多いです。先ほどの県道29号線、それと県道29号線から国道329号に降りる宜野湾横断道路ですね、この一番の宜野湾横断道路に対しまして、村の土地が利用できる体制の県には、ぜひ申し入れていただきたいと。以前、別のものを見たときに、国道329号までぱっと高低差があるものですから、北上原からほとんどトンネルでした。余りにもトンネルは高低差を緩和するときにはいいんですけども、土地の利用度がないですね。ぜひ村の土地が利用できる県道29号線から国道329号へのこの道路の計画、そこを村がそこでないと利用できないということで、ぜひ県へ要請、要望していただきたい。もう一度だけ、村道の利用をそこをぜひ利用するように提言するかどうかだけ一言もう一度…。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

東ルートについては、今…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 東ルートについては、県

から示された部分については、はしご道路という形で位置づけられています。これは中に高速道路が村を縦断をして交通道路がございしますので、はしごでないと技術的、構造的な部分で難しいのかなということ、また現在の県道29号から国道329号線まで、高低差が100メートルほどございます。そういう中で勾配が10.5ということで、道路としてはそのまま道路をつくるというのは、すごく技術的な部分で、また安全な部分で厳しいだろうということで、現在のところはしご道路ということで計画をされております。その中で高速へのインターチェンジの活用を設け、それと国道329号への連結という形で結んでいくんですが、その中で県道29号線、高速道路と結びつけた場合に県道29号線の渋滞も少しは緩和できるだろうというそういう協議の中でお話がありました。その中で村としての要望、当然やはり全部がはしごになると厳しい地主さんとの土地の利用。道路と一体化しないですので、土地利用がちょっと斜面の地域になるかもしれないんですけども、その辺が難しいのかなという感じはしております。要するに橋桁をしないのでできる部分、橋桁を使う部分。両方になると思います。その辺は有効に土地が利用できるようにこちらのほうも要望をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長への質問を終わろうかなと思ったんですが、今の答弁で、はしご道路も確かに高低差が大きいところはやらないといけない。しかし、そうしたらそのはしご道路を管理道路という形で、ぜひこのはしごの下のほうの土地が利用できる道路体制、よく言えば今の高速の両サイドの道路ですか、あれを本当に高速をつくるときに、もう少しちゃんとした整備をさせていけば、その計画のもまた土地の利用度が生きてきたんだと。このはしご

道路をつくるときには、そのはしご道路の管理道路的なもので道路を設定していく方法をぜひ進めていただきたいと。直接この村の土地に利用価値が出る方向で、このはしご道路をつくるにもぜひ考えていただきたいと、以上で質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番、安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして、質問をいたします。なお、御答弁の際には通告書の項目番号と前置きをしてから御答弁いただきますようお願いいたします。それでは読み上げて質問をいたします。

まず大枠1. 災害時避難道の整備についてということでございます。地震津波土砂崩れの際の、中城村内で上地区と下地区を結ぶ避難ラインが非常に弱い状況だと思っております。既存の道路の整備とあわせて、新経路での整備も進めるべきであるというふうなことで考えております。その中で項目の①ですが、奥間から中城公園入り口までの間に上地区と下地区を結ぶ避難に有効な道路は何本あるのか。さらに車で上下に通行できるものは何本あるのか。下地区の住民が津波の避難等に使用するのに十分な道路なのかということです。②のほうです。平成18年6月に宇安里の上の方の土砂崩れが起きましたけれども、その際に県道35号線は、何日間通行できなかったのか。その間上地区の住民の方々が役場を利用するのに不便を感じたことに

ついてどう考えているのでしょうか伺います。  
③です。避難道の整備をし、避難道同士を横に結ぶバイパスも整備するべきだというふうに思っています。見解をお伺いいたします。

大きな項目の2番です。村指定文化財の保護について。村指定文化財の保全状況について、現況をお聞きいたします。①ペリーの旗立岩についてですが、保護状況についてお願いいたします。②同場所の警戒状況について、お伺いいたします。③同所の崩落の際に発生すると思われる損害賠償等の責任について、いかにお考えなのかお伺いいたします。

項目の3です。集落内道路の滑りどめについて。集落内の道路はほとんど補装されています。しかし雨降りの際にスリップしてしまう場所が多数見受けられます。交通安全上も課題があると思います。①現況調査を実施し、その箇所を確認していますか。②です。新垣区内にも3カ所ほどあります。村内には多数の滑りやすい道路があると思います。早期の改善に向けた取り組みを伺います。③です。道路管理者として、住民から寄せられる個別の要望に対する対応を伺います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの災害時の避難道の整備の中で、特に平成18年の土砂災害についての御質問もでございますので、所感を述べさせていただきますけれども、当時、私も議員をやっております、鮮明にこの時のことは覚えております。また、安里、新垣地区の皆さんは特に御苦労もなされたというのももちろん存じ上げておりますし、我々中城村はその経験を踏まえて

今後も土砂災害、あるいは津波からの避難道については積極的に対策を講じていかなければならないものだというのは実感をしているところでございます。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2番の村指定文化財の保護についての件ですけれども、教育委員会としても、村の文化財については、非常に重要なものとして捉えて、今後も保全できるように毎年整備を進めているところでございます。詳細につきましては、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1の災害時避難道路の整備について、3点についてお答えいたします。

本村を含む本島中南部一帯は、泥岩を主体とした島尻層群と呼ばれる地層が広く分布し、大雨によるがけ崩れや地すべりなどの土砂災害が発生しやすい特性を有しております。また、本村東側には、海拔10メートル未満の平坦地が広がっており、津波災害警戒区域に指定されております。災害発生時における避難路として、また日常生活における地域間移動として、道路の果たす役割は、非常に重要であると認識しております。御質問の奥間から中城公園入り口までの間の上地区と下地区を結ぶ避難に有効な道路につきましては、県道及び村道、合わせまして4本でございます。そのうち車で通行できる道路は3本でございます。津波が発生した場合に、避難に使用するのに十分であるか、との御質問でございますが、津波が発生した場合、下地区から上地区へ避難するのが一番安全であると考えております。しかし、避難する場合において下地区に住んでいる方々に加え、国道329号通過中の車や、その同乗者もいらっしゃいます。



避難する方々がどの程度いらっしゃるのか、予測がつかないため、十分かどうかの判断は、難しいものと考えております。

次に、②の安里地区地すべり災害に関連した質問についてお答えいたします。平成18年6月10日に発生しました安里地区の地すべりは、長さ500メートル、最大幅250メートル、移動土量は約34万立方メートルと当時の県内災害史上、前例がないほどの大規模な災害でございました。この地すべりによりまして、県道35号線及び村道坂田線が寸断され、特に新垣地区、北上原地区の住民にとりましては、役場や郵便局など、下地区への移動の際に、迂回をせざるを得ず、不便でまた大変御苦労されたものと考えております。県道35号線が復旧・開通したのが、平成20年11月で、約2年4カ月間、通行ができませんでした。また、村道坂田線につきましても、平成20年7月までの約2年2カ月間、通行どめになっておりました。

次に、③避難道の整備及び避難道を結ぶバイパスの整備についてお答えいたします。避難道を何本か整備し、避難道同士を結ぶバイパスを整備すべきではないか、ということにつきましては、一定の理解はできます。しかし、避難道を整備することにつきましては、地形的に高低差があることや高額な事業費が伴うものと考えております。必要であるとは思いますが、村単費での整備につきましても、財政的に厳しい状況であり、補助事業の採択・活用が必要であると考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠2についてお答えいたします。

3点ございます。まず初めに、①についてでございます。ペリーの旗立岩は、文化庁の補助で平成24年度に地形測量やボーリング調査を行い、平成25年度に岩の根元へのアンカー設置、岩盤亀裂への非収縮性モルタル注入補強工事、

見学用の広場の整備などを合わせて実施しております。

②についてでございます。大雨や台風直後などに、職員が巡回して目視による現場確認を行っており、現在のところ大きな変位、また異常は確認されておられません。

③についてでございます。先ほど①で答弁しましたが、村としては崩落防止策としての保全工事を施工しております、御質問の損害賠償責任についてでございますが、こちらについては人為的あるいは自然的な崩落、災害なのかによって違って来るものと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 安里清市議員の御質問にお答えします。

大枠3番、①について。特に現況調査を行っているわけではありません。適時のパトロールで確認をしております。村内には多くの勾配のきつい道路があります。集落内の道路は、通過交通が主となる道路とは異なると考えております。

②集落内の道路は、速度を余り出さない道路と考えております。基本的に全ての道路を滑りどめ舗装するのは、予算上厳しいと考えています。

③住民から相談、要望、苦情があれば現場に行き、直接対応をしています。その内容が村で対応すべき修繕か。住民個人が対応しなければならぬものかを判断し、必要であれば予算の範囲内で修繕を行っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 質問事項の1のほうから順次、細目についてお尋ねしてまいります。

私自身、上地区に住んでいるということでの質問かなというふうなお考えもあるかもしれませんが、万一の場合にこの下地区に住んでいらっしゃる方々のそれこそ命にかかわる問題だというふうなことを思っております。東日本大

震災の場合の状況とか、いろいろ考えると平野部の建物が全て壊れてしまうと。相当な数の方が流されてしまっているというふうなことで、人的被害、物的な被害が非常に多くて、私自身も震災の翌年、現場のほうへ行かせていただいたのですが、そのようなことで考えた場合には何らかの避難道の整備についてアクションをする必要があるのではないかと考えております。この種類の道路は、今避難道というふうなお話をしているんですが、実際に先ほどの安里の上の県道が通れなくなった場合のこととか、いろいろ考えるとこれは災害時には避難に使うんですが、災害が一旦、終息をしてまいりますと、今度はこの道路を使用して復旧にかかるというふうなことが出てまいります。ですので、避難道というものは災害復旧の場合には、また有効な道路だというふうな捉え返しができます。そこで①についてですけれども、奥間のほうから中城公園入口までの間の人口は安里と当間、屋宜で2,088名となっています。想定する災害がどういうふうな規模なのかということでも変わってはくるとは思いますが、昼間の人口と先ほど答弁がありました通行中の方の数とかいろいろなことが考えられて想定というものがちょっと難しいのかと思うんですが、いずれにしても現在の状況で多数の人を避難させるのにどうでしょうか。この道路の状態は十分だというふうにお考えでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の質問の答弁の中でも若干触れましたけれども、避難する方々、規模というのが予測がつかないために現在ある道で十分であるかというのは判断が難しいところであるというふうなことで考えております。村といたしましては、全ての方々が上地区に避難というふうなことが一番望ましい姿ではあるとは思いますが、例えば国道までがおよそ海拔10メートルないし12

メートルあると思います。全ての方々が上地区というふうなことではなくて、国道まで来ていただければある程度、県が想定している津波の想定域からは離れるのではないかなというふうなことで考えているところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 平成18年ですか、安里の上のほうでの大規模災害当時もその県道35号線は非常に唯一と言っているほどの重要な上地区、下地区を結ぶ縦線でした。そして今もそれは変わっていない。縦線の数がやはり足りないのだというふうな認識をしております。先ほどやはり想定範囲と、それから予算の規模とかを考えると、やはり必要ではあるんだけど、なかなか整備ができないのではないかなというふうな御答弁は理解いたしますが、やはり今後は先ほど宜野湾からの横断道路の件も少し出はりましたけれども、ああいうようなものとの絡み等も含めて、どうにか上地区、下地区を結ぶ道路と宜野湾市から延びてくる道路のドッキングをして、そういう縦線の確保をしていく必要があるのではないかと思います。そこら辺について、必要性についてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時50分）

~~~~~

再 開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えいたします。

平成29年の6月の大雨の時点でも奥間、南上原線、ウフクビリ線、県道146号線が災害で一時片側通行、通行どめになりました。宜野湾横断道路の検討委員会でも東西線が少ないということで、ぜひ早目に宜野湾横断道路を整備するように県のほうには要望をしております。災害時に必要な道路として早目に整備するように要

望はしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうですね、やはり先ほど来、申し上げておりますが、縦の線の確保とそういうことと合わせて、また縦の線同士を結ぶ横のラインもぜひそういう検討の中に今後加えていくというふうなことで要望をしていきたいと思っております。以上で大枠1のほうは終わりたいと思っております。

大枠の2でお願いいたします。このペリーの旗立山についてですけれども、これの隣のほうに通称マージグワー石と地元の方が呼んでいる岩山があるんですが、その地権者の方が非常に心配をしている。というのは、四、五年前ほどにサンヒルズタウンの皆様がこの岩が崩れてくるのではないかと。旗立岩がというようなことで、その話が出たときに実はこの方はマージグワー石の土地の所有者なんですが、これが崩れたらどうなるのというようなお話もありました。これは自然災害で壊れた場合についてはどうなのかなというふうなこととか、先ほど御答弁いただいたようなことで、これは人間がどうかしてユンボで下あたりをほじくって壊すとかというふうなことではないので、そんな心配しない方がいいのではないのかというふうなお話をしたんですが、本人はできればこれは確認をしていただきたいということと、どなたか土地を求め人がいれば譲りたいというようなことまでおっしゃっていただきましたので、きょうの質問をしている次第ですが、どうでしょうか。人的な災害なのか、自然の災害なのかというふうなことで対応が変わってくる。責任の所在が変わってくるということはお話いただきましたが、これが自然災害、大雨等で今まで持ちこたえていたところが少し弱くなって、ゴロツと転んで、万一住宅等に被害が出た場合についてどのような御見解なのかをお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

まず自然災害という想定をしていきますと、この災害の責任というよりは損害賠償の請求権等がございます。こちらは民法にある部分と国家賠償法における賠償がございます。市町村でいえば国家賠償法においては国や地方公共団体等の管理する道路、河川等、今回の場所も当たると思うんですが、そこが設置または管理に瑕疵があった場合には国家賠償法に基づく賠償の請求ができるということがうたわれておりますので、国家賠償法に基づく場合と民法等。ただし、民法においては、土地の工作物、想定されるのがブロック塀の設置とか、これを所有者、管理者の責任でそれをしっかり管理していないとか、そういった場合において管理能力、瑕疵能力等を含めた時点で変わってきますので、先ほど答弁しましたが、一概にどこの責任というところは今はちょっと想定が難しいところがあります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 平成25年ですか、確か接着剤の注入とか、いろいろなことで周囲の草刈り、それから樹木の伐開等をなさって村としてそこにかかわりを持ってしまっている。こういう言い方が適切なのかちょっと疑問の余地もあるんですが、やはりそういうことで少し村もそういう管理責任全体とは言わないんですが、やはり何らかのものができてしまっているのではないかと思います、そこら辺についてどうでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま議員のほうからもありましたように、平成24年度当時、地形の測量や旗立岩のレーザー測量等も含めて詳しい分析をした後、その成果に基づいて整備工法を検討して一定の工事をしております。そのアンカーにつきましては、

10本のアンカーを打ち込んでいまして、さらに割れ目の特に大きい場所にはモルタルだけではなく、琉球石灰岩も多く投入してさらに崩れないよう補強を強めたということの事業をしております。ただいま最後にありました村の責任としましてというか、現在、公有化事業でそういった新垣のグスク周辺を公有化、昨年平成29年度で7筆、平成30年度で5筆、さらに平成31年度までの予定ではあるんですが、今後、指定範囲を広げていって、公有化していく。その中におきまして、管理する中では村も一定の管理をする責任はあると考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 平成24年、平成25年、その工事をなされてやっているんですが、今後は保護措置は予定されているのかということと、その工事の後は、例えば地すべり地域だとラインを引いて、それがどう動いたかどうかというふうな中部土木事務所あたりが行っている地殻の変動というんですか、そういうふうなことをやっていらっしゃるんですが、この旗立岩当たりについては、そういうふうな警戒の必要はないのか。実際、やっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時59分）

~~~~~

再 開（14時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

現在、今この時点では追加の工事の予定はございません。御指摘のありました計測機について、今当間地区のほうとくに県のほうで設置している部分がありますが、旗立岩のみではなくても今教育委員会で所管している旗立岩の部分については、今設置する予定はございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 計画はないというふうなことをお伺いして、ちょっとびっくりというか、先ほどお話ししましたように、どうもこの岩が大分高いところにあって、どこにどう転ぶのかというようなことがよくわからない状況で、多分それでサンヒルズ自治会のほうからも四、五年ほど前にそういうお話が出たのではないかと思います。いろいろ古い私たちの年代ぐらいの方々の話を聞くと、どうも昔はこの岩と岩の間を飛び移ったよねというふうな話をされる方もいて、どうもそれは今の状況を見ると、ちょっとオリンピック選手じゃないと難しいのではないかなというぐらい離れてしまっているので、やはり四、五十年の間にこれぐらい離れるということだとちょっと問題なのかと思っております。そこら辺について、今は予定はないというふうなことでございましたけれども、御検討いただいて、ぜひこれを間隔とそれからそのすべりについて継続的な観測をしていただくというふうなことを要望したいと思います。私個人としても、このペリーの旗立岩というのは非常に歴史的な興味も持つようなところでございますし、これを活用した村の何といいますか、観光資源として中城村をアピールするものとしても、活用できるのではないかとこのふうなことも思っておりますので、先ほどの御答弁で今後計画はないというふうなことでしたが、ぜひそこら辺、やっていただきたいと思いますが、御答弁お願いいたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

ただいま御指摘のように先ほどから答弁を繰り返しておりますが、旗立岩の部分も含め、村内文化財を保護・保全する段階で、適宜そういった管理、補強をする工事が必要な場所は補強していく。さらに掲示板が必要とか、いろい

る観光名所として利用していく部分についての整備も今後、しっかり進めてまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そういう計測をする必要はないというふうなことでの御答弁でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時04分）

~~~~~

再 開（14時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 現時点でそういった計測機等の設置については、ことしや来年の中ではございません。ただし、先ほどから御指摘があるように地元を含め、専門の方がうちの調査員も含め、確認しながらその必要な時点ではそういった計測機等を設置してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 あとはこの件の締めくくりとしてですけれども、当時、その調査をした段階で、例えば多分震度5とか、震度6でもこの岩は動かないんだというふうなことは当時、工事をしてきた喜舎場組の方からお伺いしたとは思いますが、そのことについては、その両地区、新垣のほうとサンヒルズのほうへの結果の住民説明会みたいなことはやられたのでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 申しわけございません。ちょっと私の中で今把握はしておりません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひしかるべき保全策と合わせて、万が一にも住民の方に被害が及ばないような住民の生命、財産に被害が及ばない

ようなことで対策を進めていただきたいというふうに思います。

大枠の3番のほうについてお願いいたします。今道路の数が多くて、現況調査をし、その箇所を網羅した台帳等の整備はなされていないというふうなことでお伺いいたしました。住民の方からすると、役所のほうはやはり少し敷居が高いというふうな考えをお持ちです。積極的にすべりやすい箇所の情報等を収集されて、一覧表等も作成をして順次対応していただきたいと思います。御見解をお願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

村道道路台帳は整備しております。その中で住民からの要望書つづくりを作成し、住民の皆様に応えてはおります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 道路台帳は整備をされているというのは以前にもお聞きをしているんですけども、住民の方というのはやはり自分の身近にあるこの道路が何でこんなにすべりやすいのというようなことを思いながらずっと何年も何十年も暮らしていらっしゃるようなことがあるので、そして要望があったとして多分それに応えるにはお聞きしましたら、道路の維持管理にかかる費用は今予算として2,000万円から3,000万円ほど準備をしているということですが、それで十分対応ができていないのではないかとこのようにも思います。上がってきた声を今年度できなかったものは来年度だというふうなことでの、そういうつないでいくような仕組みというものが課内にあるのか、お願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

主に道路維持予算は2,000万円から3,000万円であります。限られた予算の中で住民の皆様の希望を十分取り入れるようにはしておりますが、

限度があります。その中で住民の方々から修繕要望があれば、職員が調査し、又、課内で検討して、優先順位をつけて行っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 優先順位をつけてやられる分については、単年度で終わってできるものはやられると思うんですが、要望があったけれども、対応できないようなものについて継続的に次年度、そしてまた場合によっては、課長が変わられた後の次の課長への引き継ぎとかというようなことで、やっていかないとどうもこの単年度でできなかったものはまた次の年も要望に行かないといけないのかというふうなことが考えられるんですが、そこら辺、継続についてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

先ほども答弁しましたがけれども、住民からの要望があれば職員が調査して写真を撮り、課内で修繕方法を検討して優先順位が高い方から処理をしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。先ほどから申し上げていますが、住民の弱い立場の声にやはり真摯に対応することがまた行政に対する信頼の醸成と言うんですか、非常につながるものと確信しております。そういう意味で、また職員の方々も誠意を持って対応していただきたいと思います。役場の職員の方々が最近、非常によくやっているねというふうな話を議員の身近でたびたび聞きますが、非常にうれしいことだとは思っております。今後また皆さんのご健闘を期待しております。以上、質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時13分）

~~~~~

再開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

それでは続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 議席番号3番の渡嘉敷眞整でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて質問をしたいと思っております。

まず大枠1番目です。中城村の蝶の選定について。①中城村には貴重な沖縄県の天然記念物に指定されている「フタオチョウ」が中城城跡周辺を中心に生息していると言われている。登又自治会では平成25年5月26日の総会において、字の蝶として指定した。村の蝶として選定する予定はないのか伺います。②沖縄県内で蝶を選定している市町村はどのようになっているのか伺います。

2点目に、教育立村について。私が中城中学校時代は、中城村は教育立村だと全先生方から耳にタコができるほど何百回も聞かされて育てられました。①その当時、一昔前の教育立村とはどういうものなのか。②現在も教育立村が引き継がれているのか。③今後の教育立村として取り組むべきものはどういうことなのか、伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 村長の浜田でございます。渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

まずは大枠1番につきましては、総務課のほうで、大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問に対する答弁かどうかちょっとわかりませんが、教育立村という言葉、あるいはその趣旨について所見を述べさせていただきますが、先人たちと申しますか、先輩たちからこの話をよく聞いておりますけれども、目指すところ、また我々が今、現代においても中城村としてやっていることは共通しているものもたく

さんあるのではないかと。我々行政もそうですけれども、常に子供たちへの投資、子供たちの教育環境の整備。そして、教育こそが村の発展につながるということを常に念頭に置きながら施策を実施する。あるいは授業を充実させていきたいなと思っているところは、これはもうある意味引き継がれてきたところではないかなという勝手な解釈かもしれませんが、そういう思いでやらせていただいているところもございませぬので、またその辺もまた御理解いただきたいなと思います。両方とも詳細につきましては、担当課のほうで答えをさせていただきます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2のほうの①についてですけれども、教育立村についてということですが、議員が中学校時代ということなので私は、はっきりとお答えできませんけれども、先輩から聞かされたのは、当時は中城村出身の教員がとても多かったです。そして地域と連携して密着した教育活動が活発に行われていた。そのようなことから教育立村と言っていたのではないのかなと考えています。

②の現在も受け継がれているかということですが、教育は不易の部分と流行の部分があつて、教育の本質、不易の部分は現在も受け継がれています。流行の部分に関しては、その時代に対応し、たくましく生き抜くことができる児童生徒を育成しなければいけませんので、当然変わってきています。ですから引き継がれている部分、変わっていくという部分があるということになります。

③の今後の取り組みについて。これからの新しい時代に対応した国際社会でたくましく生き抜く力や学んだ知識を活用して問題を解決することができる児童生徒の育成が求められています。そこで知育・徳育・体育をバランスよく育て、社会で貢献できる人材育成ということが重要になってくると考えています。③の詳細に

関しては、主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 では大枠2の③になります。今後の教育立村として取り組むべきものはどういうものかについてお答えいたします。

中城村は、「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」を将来像とし、教育目標を「心身ともに健康で確かな知性と豊かな人間性を育み、激動変化の社会をたくましく生きる村民を育成する」と設定しております。先ほど、教育長からありました知・徳・体の視点からいいますと、知育では「自ら学び、知性を磨き創造性豊かな人」、徳育では「親切で愛情豊か、思いやりの深い人」、体育では「健やかな体と最後まで頑張る気力を持つ人」の育成を目指しております。村教育委員会としましては、今後も、学校・家庭・地域との連携を図り、中城村の教育を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 フタオチョウを村の蝶として選定することについてお答えいたします。

沖縄県の天然記念物として指定されている「フタオチョウ」の生息域は、沖縄本島全域に分布しております。とりわけ、中南部地域一帯に多く生息し、本村、中城城跡周辺も有数の生息地といわれております。村の「蝶」としての選定につきましては、「フタオチョウ」の村内全域での生息や、選定の必要性について、調査・議論した上での判断になると考えております。加えて、村内における選定に向けての盛り上がり、気運の高まりは重要であると認識しております。以上のことから、現段階におきましては、まだ選定する予定はございません。

次に、②県内における「蝶」を選定している市町村についてお答えいたします。県内におき

ましては6市町村が「蝶」を「市町村の蝶」として選定をしております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では1点、1点御質問させていただきます。今、県内の市町村の6市町村の指定があるという報告でしたので、その6市町村の指定されている状況をちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

那覇市と石垣市、うるま市、名護市、竹富町、大宜味村でございます。那覇市がオオゴマダラ。石垣市、うるま市においてもオオゴマダラ。それから名護市におきましては、コノハチョウ。竹富町がツマベニチョウ。大宜味村はコノハチョウとツマベニチョウでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 フタオチョウについてどの程度の認識、把握をしているのか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の答弁と重複します。フタオチョウに関する認識といたしましては、本村全域に生息しているということと、本村中城城跡周辺に多く生息しているとの認識でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では私の認識をちょっと紹介していきたいなと思います。フタオチョウ、当然、チョウは食草と言われるものがありますので、この食草となるクワノハエノキ、桑に似たような木ですけれども、これが中城城跡の周辺。特に自然公園等と呼ばれるところ。言うなれば50メートルぐらい歩いても100本以上の木が非常に大きな木から小さな木まで生えています。そういう食草がある関係でそこにフタオチョウが生まれ続けているというふうに認識をしておりますけれども、今現在、フタ

オチョウを特に実態調査をしているのが大学院大学の研究助手をしている宮城秋乃氏（日本鱗翅学会員）、通称ですけれども秋乃隊員と言っています。という方が毎年毎年、この自然公園の中でしょうか、そこに時には寝泊まりをしながら調査を続けてきております。それで私もフタオチョウということは、5年前までは知りませんでした。どうしてフタオチョウのことを知ったかと言ったら、なかよし児童館が蝶の講座をしている。それに参加をして知るようになりました。そういうことで天然記念物ですので、なかなか見れない状態にありますけれども、今例えばの話しですけれども、登又の総会で提案したときにほとんどの方々がほぼ知らない状態ですので、全員に反対されました。だからそれをちょっと説得というんでしょうか、説明して理解いただいて選定に至ったわけではございませんけれども、とにかく本当に私が聞いている範囲では中城村のほうが一番沖縄県でも見つける頻度が一番高いそうです。この秋乃隊員の実態調査の話によれば、ということでそういうことになりますと、日本全国の中で沖縄県にしかフタオチョウはいませんので、沖縄県で中城村が多くいるということはこれだけの天然記念物の、いうなれば大事な宝があるわけですよ。だからそれをどうしても村の蝶にしたいという気持ちが非常に強いです。それで毎年ですけれども、夏休みで子供たちに教えるために、この蝶の観察会をしております。子供たちとともに親子で非常に人気がありまして、30名、40名ぐらいの参加がありまして、常に人気を博しているといえますか、とても喜ぶんですね。蝶とかクワガタとか、いろいろ見ますと、だからこれは将来の子供たちの一つの教育というんでしょうか、一つの一分野ではありますけれども、興味を持たせることをやっているつもりです。ですからそういうことでぜひ村としても検討いただいて、先ほどあったように那覇市とか、オオゴマダラ



が人気があるかもしれませんが、本当に天然記念物ですし、中城村に一番多くいるというふうに確信していますので、そういったところをぜひ検討していただいて、村として調査、検討して村の蝶にさせていただければありがたい。ぜひその方向性で取り組んでもらいたいと思います。答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

私もなかなかわからないところを今、渡嘉敷議員のほうから質問を通して、いろいろなところを教えてもらったというふうなことで考えております。沖縄県の天然記念物で、さらに中城城跡周辺が一番多いというふうなことも初めて知りましたし、非常に村にとっては大事なことであるというふうなことは認識することができました。先ほども少しお話ししましたが、フタオチョウの選定につきましては、もちろん村が主導して検討するという方法もあると思います。しかし、加えて村民の盛り上がりであるとか、機運の高まりというのも重要であると考えております。ぜひそういう意味では、その辺のところは渡嘉敷議員を中心とした方々をお願いをしまして、そういう結果に基づいて、村が検討できるのかどうか、今後考えてみたいと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 フタオチョウにつきましては、非常に大切な蝶だという認識を持っていますので、特に登又には天然記念物がもっているかもしれませんが、非常に有効な蝶だと。自然豊かでないならば中城村だということの一つの証だと思っておりますので、ぜひ村の蝶として認定できるように盛り上げていきたいなと思っております。今後、よろしくお願ひします。

2 梓目の教育立村について。特に私たちの時代というのが昭和22年生ですので、団塊の世代

の頭に当たったんですね。当たるということは、自分たちの先輩までは中学3年でいうと、2、3クラスしかないけど、自分たちからは7クラスになったんですね。だから学校も相当、力を入れて子供たちを教育して、どうしても高校に合格させるんだという気迫だと私は思っていますけれども、当時の高校の進学率が約60%。それで就職組と進学組というふうに分けられていまして、6時間終了後、進学組を集めて90分授業をして各高校に合格させたという先生方の意気込みがございました。先ほど言われたように中城村はなんで教育立村と言われるのかという中に教員の数が非常に多い。当時、久場という部落ですけれども、教員の数が60名ぐらいいました。だからびっくりするほど多かったと思っています。そういうことで、自分たちの前の教育立村とは大体そういうような雰囲気ではございました。当然、教育長がおっしゃいましたように国際的な人材、柔軟に対応するような育成をするという。いうならば教育は不変であるという部分が強いとは思っております。そういうところでいろいろありますので、今後の教育立村としてというのがありますけれども、村長の話ですけれども、村民全体として子供の育成に力を入れて人材育成を持って村の行政の柱となっているのではないかという話もございましたけれども、全くそのとおりだと思います。今後とも中城村の教育立村というものに誇りをもって、子供たちを教育できたら大変うれしいなと思います。ちょっと教えていただきたいのが、稲嶺主幹ですよね。これは大事なことですよ。中城村の出身ではない方が中城村に来たら自分の生まれたところとどう違うかがすぐわかるんです。だからその意見をぜひ聞かせてほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

私は宜野湾市普天間の生まれ育ちでありまして、小学校、中学校、高校まで普天間で育ちました。その後は北谷町のほうに引っ越しをして、現在も北谷町で住んでおります。実はきのう中頭教育事務所の訪問がありまして、教育長を初め、稲嶺課長、比嘉課長と松田主事も踏まえて中頭教育事務所との懇談会を行いました。その中で所長より中城村はすごいいい人材がそろっている。浜田選手も世界的にいましたし、多和田真三郎選手もいた。なぜこのような小さなところでそういった優秀な人材が出るのかというのが所長からもありました。教育長からもお答えがありましたが、私を感じたことで申しますと、中城村は子供たちのことをよく見ているという印象があります。それは地域の方、大人の方、それぞれが子供たちのことをよく知っていて、さらにいい方向に導いているのではないかと印象があります。私は普天間の生まれですけれども、なかなかそういった地域とのつながりが取ることが少なく、現在、北谷町に住んでいますけれども、地域の中で生きてはおりますが、このような中城村のように本当に密着をしてみんなで子供たちを大切に育てていこうというようなのが中城村のよさかなと捉えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 大変ありがとうございます。こういうお話を聞きたいんです。特に学力推進委員会のほうで特色ある学校をつくりましょうというのが出てくると思うんですけれども、特色ある学校をつくるためにはこうしなければならぬというのがあるんでしょうけれども、沖縄県全体が同じようなプログラムで何か指導されるものですから、特色が全部消えてしまうのではないかと思ったりもします。だから中城村の子供を教育するのにどのような特色を出せばいいのかというのをちょっと教育長、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 私は子供たちというのは、やはりバランスが大切だと思っています。知育だけではだめだと思うし、当然のことながら学力はとても重要ですけども、やはり心を育てないと将来、大成しないというふうな考え方を持っています。人がしか育てきれないというふうな考えを強く持っています。教育長の役割としては人事の面で、より指導力のある教員、校長、教頭も当然ですけども、配置してもらうように教育事務所のほうにお願いをしているところで、先月もヒヤリングの中で要望してまいりました。やはりこの指導主事に関しても、新学習指導要領で道徳が強化かされます。そして、その対応のために稲嶺主幹のほうはずっと道徳の研究をこれまでやってきた人です。さらに小学校には英語の教科が導入されてきますので、松田主事のほうは英語の専門の教科の専門の先生ですので、そういった新学習指導要領がスムーズに移行できるように、そういうふうな人事を去年の段階で事務所のほうにお願いして、自分が要望していた二人が配置されたところで、そういった意味で教育長の役割として、そういった部分も大切な部分だというふうに思っていますので、そこら辺も含めて、細かいところはまた主幹のほうから話があったと思いますけれども、そういうことで考えているところです。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 大変ありがとうございます。すばらしいというよりは感動するような御回答でしたので、本当にありがとうございます。それであと一つ聞きたいのが、教育はやはりつながっていますので、人間形成、人づくりと言いますか、大人までつながっていますので、今多分、村の教育委員会が特に直接見ているのは義務教育だけだと思います。その後は生涯学習教育もございますから、これも生涯つ

ながるといふことにはなっておりますけれども、教育委員会で小学校、中学校、高校、大学、そこまでつなげるような教育システムというんでしょうか、その把握できるようなシステムというんでしょうか、そういうところは構築できないかどうか、伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時56分）

~~~~~

再 開（14時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在、中城村では校種間交流というもので研究会を行っております、幼稚園と小学校、中学校を含めた研究会を行っております。先日、津覇小学校でもその授業研究会がありまして、村内全ての先生方が一堂に会して、子供たちのためにどのように指導を伸ばしていったらいいのかという研究会を行っております。それだけではなく、中城村のよさを生かしまして、3小学校、1中というすごく密着した形ですので、学校同士が連携ができるように我々、指導主事も学校現場のほうに出向きまして、助言等を行っております。それだけではなく、中城村には琉球大学が近くにありますので、大学の講師をお呼びして授業を見ていただいたり、また大学等の職員との交流。また、大学院大学ということで先生方が中城南小学校にも研修に来たりしております。こういった意味でも教育立村としてすごく適した地域にあると考えていますので、幼・小・中・大学、高校は残念ながらないんですけれども、そういったことを生かした教育に励むことが可能な中城村だと感じております。それも生かして生涯としまして、地域に発展できるような生涯スポーツ、また生涯の学びということで生涯学習課とともに、教育委員会

としては中城村のために頑張っていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 いろいろお聞きしました。今回はこの辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時58分）

## 平成30年第8回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成30年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成30年12月12日（午前10時00分）		
	散 会	平成30年12月12日（午後2時53分）		
応 招 議 員  (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	欠 席
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員	10 番	安 里 ヨシ子		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	桃 原 清	6 番	石 原 昌 雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	比 嘉 保
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長 兼 住 民 税 係 長	知 名 勉	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	金 城 勉	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 皆さん、おはようございます。8番、大城常良であります。議長のお許しができましたので、これより一般質問を始めたいと思います。

1番、教育行政について伺います。①少人数(15人以下)学級の現状はどうか。これは保護者アンケート。中城小学校で出たはずですので、それに沿って伺いたいと思います。②3年生から4年生に進級する際、一定の支援は考えているのか伺います。③中城幼稚園、津覇幼稚園の教頭は今年度で定年退職の予定ですが、新年度に向けて教頭及び職員の配置計画はどうか。

2番、議会からの要請について。これは議会及び、常任委員会から出された指摘事項はどのように処理されているのか伺います。①給食センターへの専従所長の配置はどうか。②社会教育指導主事の配置要請はどうなっているのか伺います。

3番、文化財について伺います。①村指定の文化財である伊舎堂前3本ガジュマルについては3月議会の答弁で南根腐れ病と診断されたが保全計画及び、対策は進んでいるのか伺います。

4番、国民健康保険広域化について。①平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体として加わり、県と市町村の共同運営に変更しましたが制度変更による目的と見直しの柱を伺います。②国の責任として3,400億円の追加的な財政支援が行われるが沖縄県及び、本村にはどの程度の財政支援があるのか伺います。③保険料負担を公平に支え合うため、県が市町村ごとの医療費水準、それから所得水準に応じた保険料

負担額を示し、市町村が保険料率を決定するとありますが、算定方式をもとにどの程度負担増を見込んでいるのか。以上、簡潔な御答弁よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、2、3につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠4番につきましては健康保険課のほうでお答えいたします。私のほうではお尋ねの少人数学級についての所見を少々述べさせていただきますが、議会承認を得られまして、今年度からスタートしておりますけれども、議員の皆様方も視察したり、あるいはいろいろな報告事項もあったと思いますが、大変注目されているということで、先生方も初めての試みですし、いろいろな形で大変な思いもしているとは思いますが、子供たちの今後の成長のためだということで、しっかりと我々も見守っていきながら支援をしていきたいと思っております。初年度はまだ始まったばかりですけれども、あとこれから数年ありますので、それに向けてしっかりと結果が出てくるのではないかなと期待をしております。詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。教育行政についてです。大枠1の①の少人数学級については、学習面では個に応じたきめ細かな指導が充実してきています。また、しつけ等の生活指導においてもかなり細かく指導ができるようになってきている。さらに、学級事務の減少で、教師が児童と向き合う時間が確保でき子供とかかわる時間が多くなってきました。また、教材研究の時間の確保や事務量の減少によって、教師の多忙化防止にも役立っています。

②については、1年生から3年生までの間に認知能力をしっかり身につけさせて、当初からの計画どおり4年生からは通常どおりの指導をしていくことになります。

③の幼稚園の教頭に関しては役場全体の人事異動に沿って配置をしていくことになると考えています。①の詳細に関しては、主幹のほうから答えさせます。また、大枠2の①は、教育総務課長、大枠2の②と大枠3については、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 ①大枠1の①、少人数学級の現状についてお答えいたします。

保護者からの御意見として、次のようなものがあります。「子どもの学習状況をよく理解し、適切に指導してくれるので、授業がわかりやすい。子どもが悩んでいることやつらそうなことにも、よく気付いてくれるので安心。授業では後ろの空間でグループワークをしたり、発表に時間をかけてくれたりと先生が目が行き届き、子供の発言力ややる気にもつながる丁寧な指導がすばらしい。少人数学級制度は、いい制度だと思う。子供が自信を持ち主体的に学んでいることが伝わってくるので、今後も継続してほしいなどの声が多く届いております。また、学級担任からも「授業において、何が得意で何が苦手か把握しやすく、個に応じた指導がしやすい。体育や音楽等についても、一人一人への指導が十分にできるので、技能の習得が図られ、学習意欲への向上につながっている」など、子どもたちの教育を受ける環境が、大幅に向上したとの報告があります。一方、「発表をがんばってできるようになったが、多様な意見をもとに、より深い気づきにつながる事が難しいので、教材研究や校内研修を重ね、教師として授業力向上に努めていきたい」との報告もあります。村教育委員会としましては、今後も学校と連携しながら、指導主事が学校へ出向き、授業改善

に向けた助言を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 大枠2の①についてお答えします。

所長の配置については、これまでも教育委員会として職員や施設の衛生面など管理を行うためには、調理場への専属の所長配置が必要であると希望し、総務課と調整してきております。次年度に向けた人事において、今後も調整していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは大枠2の②についてお答えいたします。

全国的にも社会教育主事の削減については、問題となっております。本県においても平成30年度で未配置市町村は10市町村あります。これは人口1万人の配置義務となっている23市町村のうちの設置率は56.5%ということで、現在、県内でも資格取得が可能となっておりますが、約40日間の研修が必要で、職員の研修派遣については他業務も兼任しており、業務分担や人員配置を含め、課内において今後の方向性を議論していきたいと考えております。

次に、大枠3についてでございます。伊舎堂の3本ガジュマルにつきまして、地元伊舎堂の自治会長と連絡調整を行いつつ、自治会長を通じて役員会などでの意見を聴取したところ、自治会としてもガジュマルの植えかえを希望しているとのことでありましたので、村としましては、村指定史跡として保全保存する観点から9月に開かれた村文化財保護審議会において審議をいただき、植えかえ工事が承認されましたので、平成31年度に工事を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 大枠4についてお答えいたします。

まず①の制度変更による目的と見直しについてです。国保制度改革は、制度の安定化を堅持することを目的に行われたものです。改革には、2つの柱があり、1つが毎年約3,400億円の公費拡充、もう1つは県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うことになったということです。それから②どの程度の財政支援があるかということについてです。国の公費拡充分3,400億円の内訳として、低所得者対策の強化に1,700億円、財政調整機能の強化及び保険者努力支援制度などに1,700億円の合計3,400億円というふうになります。まずは1つ目の低所得者対策交付金は、沖縄県全体で約17億3,000万円、うち中城村は、1,872万5,000円の交付となっております。もう1つの財政調整機能の強化及び保険者努力支援制度などは、沖縄県配分額として約25億3,000万円です。この交付金は沖縄県全体の納付金額を引き下げるために充当されるため、市町村ごとの交付決定というのはありません。保険者努力支援については、1,047万8,000円の交付を決定されております。

続きまして、③のどの程度の負担額を見込んでいるかということについてです。まず県の示した算定では、平成30年度の本来集めるべき一人当たりの保険料は、9万5,914円と示されておりまして、平成28年度の村の実績保険料が7万6,836円でした。その差額の1万9,078円が負担増と見込まれている額でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは順を追って、再質問を行いたいと思います。

まず1番のほうから、少人数学級の現状を主幹及び教育長のほうからありましたけれども、やはり成果は非常に大きいということで、私も十分認識はしております。学校に行っても教員あるいは校長のほうからも非常にすばらしい政

策であるということで、伺っております。また、課題のほうも指導箇所としてアンケートにも出ておりまして、第1位が議会のほうでこれが議題に上がったときに全然説明がないということを経験からも行政のほうに投げかけたんですけども、保護者としてもその説明がなかったということが残念だなというアンケートもございました。何か新しいことをやる場合には、ぜひ説明責任は果たしていただきたい。これは保護者もそうですし、あるいは1年生から3年生までという限定つきなものですから、4年生以降はどうなっているのかとそれについては不公平なシステムではないかということも課題として聞かれるものですから、そういう説明責任は教育長、ぜひ相談があれば、しっかりと納得できる説明をやっていただきたいと思います。あとは多様な考え方、そういう意見が少数だけにちょっと偏った意見しか出ないということも課題としてある。それから15人以下という中で、声が小さいという課題も出てきているということで、やはり大人数の場合は大きい声でしゃべらないとどうしても後ろまで聞こえないと。少数の場合には小さな声でも行き届いてしまうという観点から大きいところでは厳しいなという意見もあるものですから、そこも十分踏まえてやっていただきたい。そして、そういった課題克服に向けて、先ほど主幹は学校と教育委員会といろいろ連携してやっていこうということがあるんですけども、教頭、校長ではなく職員との連携というのは校長を通じた意見交換になってしまうのか。それとも現場を重視した場合には直接教員からの相談とか、そういうものもあるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

学校の教師に対する指導助言は基本的には校長、教頭にも連絡をとっております。しかし、



校長、教頭が指導助言をする内容と指導主事が授業に関して直接指導する内容が若干違うときもありますので、当然ですけれども、本人にも指導をしております。その際、授業の様子を45分間しっかり見て、その後1対1で話をしてみたり、また1対1ではなくて、中城小学校と津覇小学校の村費採用の職員7名を一堂に集めまして、合同の研修会も村教育委員会のほうで行っております。このように管理者、校長、教頭の協力のもと、直接的な指導助言も常に行っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、主幹が指導助言、そして連携を組まれているということですので、引き続きこれからあと3年以上もあるものから、十分といい制度にさせていただきたいと思っております。

次、2番のほうです。これは進級する際に3年生から4年生に上がる際に一定の支援はあるかと。教育長、通常の流れで指導していくということなんですけれども、教育の場合には今まで言われている小1の壁、あるいは中1の壁と学習の変化が大きく変わる場合にはいろいろな壁が発生するだろうということで、少人数から通常学級に戻るということになると生徒の人数も多くなりますし、そこを踏まえて、対策が必要ではないかと考えているんですけれども、それに対しては全然何の問題もなく進級して通常の教育が受けられるということで教育長は考えておられるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 ただいまの件ですけれども、通常の学級に戻すということで、当たり前のことをやるということになるわけですけれども、教師側からすると人数が多くなった分、やはり指導の困難さという、この今もし少人数の学級担任が4年の学級の担任をすると、そういう点は出てくると思います。児童の面からも人

数が多くなった分、やはり発表する機会が少なくなったり、先生とのかかわりが少なくなったりという部分はどうしても出てくる部分だと思っておりますけれども、特にこの大きな問題というんですか、中1ギャップであるとかというのは、ほかの学校の児童が集まってきて、全く知らない人が入ってきた状態の中での変化とは違いますので、そういった意味では特に混乱を招くようなそういう事態にはならないだろうというふうに考えています。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一定の困難はないだろうということなんですけれども、やはり4年生、1年間は補助員というのをつけていただいて、それをしっかりと5年、6年に進級する場合には完全に進級に対しての恐怖、あるいは怖さも全部なくなったというようなやり方もあるのではないかなと思うんですけれども、これに対しては学校のほうからの要請というのはいないですか。例えば補助員を一人、4年生だけつけてくれとかそういった要望はありますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時22分）

~~~~~

再 開（10時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在、中城小学校の校長先生のほうから同様な意見を伺っております。やはり4年生になったときに3クラスが1クラスになるという不安から学習支援員等をつけないかというような意見がございました。これは教育委員会のほうでも校長会でも確認をしております、学習支援員というような幅でできるかどうかではなくて、まずは支援として、実際に小学校には特別支援員ということを配置しておりますので、何かし

らの支援員をこれまでどおり配置をして、4年生の子供たちが安定した教育を受けられるようにしたいなという話はしております。これに加えて、仮に発達障害に関する支援で、うまくいかなかった場合には、特別支援員の増員とかも可能性はあるんですけども、小学校におきましては、全学年特別支援員に対する配置はしております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ぜひそのほうも十分手当てしていただいて、進級した場合に登校拒否とかそういうのが一切起こらないような状況をつくっていただきたいとそのように思っております。

次、③のほうです。幼稚園の件であります。これは私、3月議会でもことしの職員の確保、それから次年度に向けての教頭の件を質問しましたが、それにしても職員の件はなかなか決まらないという状況でありまして、非常に現場のほうは苦勞したということをおもっております。その場合、学校現場のほうから長期になった職員が不足しているという状況の中で、学校から早く探してくれないかなとか、そういった話はどうでしたか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

幼稚園現場のほうからやはり預かり等の職員が配置できない時期については、現在いる職員での対応ということでやはり厳しいので、早目に配置できないのかという相談は受けております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 先ほど教育長は、全体の枠でということ、教職員、それから役所の行政の職員、あるいは保育所の職員とそういうのも網羅した中での採用になるのかなと思うんですけども、その中で一人だったら探せるの

かなと思うんですけども、やはり同時に二人ということで、中城幼稚園、津覇幼稚園の教頭と同時にいなくなってしまうということなので、それは来年3月末までには十分探せる期間はあるのかどうか、教育長、お願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 幼稚園の教頭の件に関しては、総務課のほうと連携しながら役場内の職員の人事異動に沿って、調整をしていきたいなと思っています。これは新年度の職員採用も総務課で進めていますし、退職者の補充等も調整は行ってきていますので、退職者の補充職員が配置されるというふうな計画になっていますので、これはもう総務課と調整をしながら進めていきたいなというふうにご考えているところです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 幼稚園の教頭、あるいは職員になりますと、やはり幼稚園に行った場合には、初任者研修制度というのがあるかと思うんですけども、その期間とそれから業務内容、どういったことを勉強されるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

幼稚園の職員に関して、初任者に対する研修制度が県が主管となってとっております。1年間のうちに7回から8回程度、幼児教育に関する園児保育をしてそれを指導教諭が見に来る形で指導を仰いでおります。それ以外にも全県の幼稚園に関する初任者を集いまして、研修会も2回から3回程度、泡瀬にあります教育センター等で行っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 教育長の現場を重視する姿勢は大変よく知っております。その中で幼稚園もいろいろと授業参観とか、幼稚園で行う行事があると思うんですけども、そういう場

面によく行かれるのかどうか、教育長、お願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 幼稚園のほうから案内があるものに関しては、業務が重ならない限りはできるだけ参加をしています。今年度は1週間に1回、朝のあいさつ運動も兼ねて指導主事2人ときょうは津覇小学校、津覇幼稚園のほうに行ってきましたけれども、そういう形で1週間に1回は学校現場のほうに出かけるようにしているところです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 教頭の職というのは大変重責でありまして、誰もができる職業ではないと。若いから、そして資格があるからすぐできるというようなものではないと思いますので、ぜひともしっかり教育委員会、それから行政も含めて協議していただいて、適任者をぜひ両方の幼稚園のほうに採用していただきたいと思います。教頭が幼稚園の陣頭指揮を取っているものですから、そこもいろいろと考えていただいて、その能力が本当にあるのかということも十分考慮しながら進めていってください。

次、2番のほうに移ります。議会からの要請です。給食センターの専従所長の件ですが、先ほど課長のほうは次年度調整ということなんですけれども、これは我々、文教社会常任委員会のほうから3年ぐらい指摘事項としてずっとやられてきているんですけれども、一向に改善しないということで、行政としては議会のほうからの指摘事項はどのように扱い。あるいはどのように思っているのかなということ、今回この2件の指摘事項を出ささせていただいたんですけれども、これは我々が指摘の中でも言っているとおり、南小学校の児童数が相当増加していると、その食数も大幅にふえている段階で、本当に安定的な運営。そして安全な給食を提供するために専従所長が必要だということで、その

配置を求めているということなんですけれども、調整ということでこれが2年以上も続いていると。我々から見たら放置されているんじゃないかなと。どれぐらいの専従所長の業務が本当に必要性があるのかなというところまで考えているんですけれども、これは現在、教育委員会から例えば三役会議に投げかけているのかどうか。例えばどうしても必要だから採用していただけないですかというようなことは提起しているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

やはり人事という部分については、教育総務のみの部分ではありませんので、総務課と調整していくということでの答弁にはなってしまいます。また、人事の時期につきましても年度途中ということではなく、やはり年度の初めも考えて行うこととなりますので、委員会からのやはり指摘事項も含めて毎年毎年検討して、今回答弁した部分については、平成31年4月に向けて調整していきたいということで、三役会においても教育長のほうからも協議をしていただいている部分と担当としては、人事ヒアリング等の部分でも協議していますので、総務課のほうにはその内容については通っていると考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 さて村長、副村長、どちらか今の件で、話は通じているということなんですけれども、それについての何か前向きな意見があるのかどうか、必要ないということであるのか。それとも検討しながら近いうちには採用していきたいなというような話があるのか、村長、伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話は前々からこれは検討事項として聞

いてもおりますし、議会からあるいは要請、御意見もいただいておりますので、しっかり検討してきたつもりでございます。ただ、御理解いただきたいのが、そのあくまで人事でございますので、その例えば、ここに所長を配置したときには一つの席が空くといいますか。ではここが空いた部分をではどう埋めていくのかということも含めて、この専任の所長を置くことによって、ほかに影響してくるのは当然でございますので、その辺は御理解いただきたい。それで我々は、そこを優先的に穴を埋めていったほうがいいのは、どこがいいのかを勘案しながら決めていくわけですね。では所長ありきというよりも人事をしっかりと穴が出ないようにやるにはどうしたほうがいいのかということから始まっていきますので、皆さんからの意見を無視しているだとか、棚上げしているということではございませんので、あくまで人事ですので、それは御理解いただきたいというのが一つ。それから当然、その所長を兼務しているわけですから、通常はその選任でいたほうがいいわけでございますので、平成31年度に向けて、職員採用の部分も含めて、今職員を少しずつですけども、職員増を行っておりますので、そこでその対応はできないかも含めて、今検討しているところでございますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 村長の前向きな御意見だと思っておりますので、やはり、予算もかかる問題ですので、十分審議していただいて、ぜひ整えていただきたいと思いますと思っております。

次、社会教育指導主事のほうですが、そのほうも2年以上、これは必要ではないかということで、なかなかこれも配置されないということなんですけれども、この指導主事の役割、そして業務はどういうものなのか、お聞かせください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

社会教育主事につきましては、社会教育法においては社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与えるとうたわれております。これまでいた教育主事、近隣の教育主事の業務内容を確認したところ、各種教室や講座などにおける計画や本人での実施。各種団体への支援、情報提供とか相談、あとは住民、社会教育関係職員に対する指導助言といった社会教育、生涯学習分野におけるアドバイザー、コーディネーター的役割を担っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、役割と業務のほうをいただいたんですけども、それについて担当課長として必要性はどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

必要性、重要性に関しては、常々4月に赴任したときから感じております。その中で現在、教育主事のほうは、配置されておられません、社会教育指導員嘱託員を1名配置させていただいて、各種教室、講座を開催して昨年10講座ということで、ことしも万遍なく講座を実施している中で、今後、やはり職場内部において業務分担をしながら、社会教育主事の業務分野における部分も含め、職員の業務を含めたところで総合的に判断できないかを私のほうで今預かりながら精査しているところであり、その重要性を認識しながら、今後、配置に至るのかを含め、検討したいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 その重要性というのは、大変大きいものがあるだろうと思っているので、ましてや法令上定められた職業で配置しなさい

ということもあるものですから、十分そこは踏まえて取り組んでいただきたい。課長最初の答弁では、やられていないところがあるということで、やられていないところがあるということはやっているところもあるということですので、後ろ向きではなくて、前向きにぜひ検討してできるだけ指摘事項に関しては、いい返事をいただきたいと思っております。

次、3番のほうに移りたいと思います。文化財についてです。そのほうは今、自治会長と話をして植えかえ、あるいは新規の認可をするということ。平成31年度から工事をすることなんですけれども、例えば、自治会長と話をしたということで、審議会のほうに諮問して了解を得たということで始まるはずなんですけれども、地元ということは大体、地元の自治会だけなのか。それともほかに関係者とかそういうのもおられるのかどうか、これまで3月議会の中では400年前に植えられて3代目だということで、それをやった人たちも関係者の中に入ってくるのか、その方々の末裔が今もいらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

この南根腐れ病に関する確認をしたときには沖縄県の森林組合の樹木医の立ち会いをしていただいて、そういう診断がいただけたということ資料等を作成し、審議会に提示して承認をいただいているというところで、説明会というか、この末裔の方までの説明をしたかというのは、現在のところやっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今回、この文化財の話を出したのは、3月にやられたのもそうなんですけれども、私も見に行ったときにちょうど車から70代の方かな、夫婦で降りられて、兄さんこっち伊舎堂の3本ガジュマルはこれですかというものだから、「ああ、これですよ」と言っ

たら、なんで枯れているのにいろいろなところで自慢しているようなんですけれども、それでいいのかなというふうな話をしたものですから、私も議員とも言えずにこれを今から植えかえとかやっていくはずですよというのは言ったんですけれども、やはり文化財は中城村でも大切なところだし、十分な管理が必要ではないのというような話も四、五分ぐらいやって帰られたんですけれども、本当に残念そうだなというような態度で帰ったものですから、自治体、それから近隣の方々もこれでいいのかなという話も随分聞こえるものですから、ぜひしっかりと対応していただきたい。そして、これから工事が始まるということなんですけれども、それについては3本全てを撤去して、新しく植えかえるのか。あるいは2本は残して、1本だけ取ってやはり根腐れ病というのは、菌であるものですから、土の中から根っこを通して移るということも聞いていますので、その工事内容というのは、どのようなやり方でやるのか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員御指摘のとおり土壌感染しているおそれがあるということも疑いもございますので、予定としましては、残りの2本も含め、3本の植えかえと道路面、囲われた部分の土の総入れかえを含め施行したいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 例えば、現在何十年になるのか。大きいガジュマルなんですけれども、今回、植えかえするということは、小さいものを植えていくのか。それともある程度の大きさを保ったものを植えかえようとしているのか。そしてその予算あるいは対策費、それらの概算費用というのは、大体どのぐらいなのか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

これまで自治会長を含めた調整をいただきながら自治会の中では、公民館から移設もしてもいい木があるとかという御意見もありますが、こちらとしては新たに幹回りです60センチメートル程度のガジュマルを現在のところ想定して進めていきたいと。そこに関してはこれまで同様地元の意見を尊重しながら、また工事の中で変更したりとかもしていきたいと思います。工事の予算規模としましては、おおむね350万円から400万円程度を想定しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この費用に関して、これは例えば伊舎堂自治会、そこへの負担も見込んでいるのか。あるいは全て村の単費なのか、その補助金もあるのか等も踏まえてどうなのか、お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま一括交付金事業で次年度施行できるよう交付金としての申請を行っておりますので、基本的には村で全てを持って工事をしたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本村の大事な文化財でありますので、きのうの話にもありましたとおり、新垣の旗立岩のほうもそうなんですけれども、十分な管理をしていただいて、誰が来てもすばらしいなと思えるような文化財であってほしいということも踏まえて、地元自治会に負担のないようにしっかりと対策をとって、大事な文化財ですので、ぜひ村として重宝して、これから見に来る人がいるかもしれないので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、4番のほうに移りたいと思います。国民健康保険の広域化ということになりますけれども、先ほど課長のほうから目的とそれから見直しの柱ということで、①のほうで伺ったんですけれども、それをやるに伴って見直しの背景とというのがあると思うんですけれども、それはどういう背景があるのか伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

見直しの背景としまして、国民健康保険制度は日本の国民皆保険の基盤となる仕組みです。年齢構成が高く医療水準が高い。所得水準が低く保険料の負担が重い。財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題を抱えていました。その大きな課題を改善するために、国保の平成30年から改革が行われております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 やはり保険者のほうは自営業あるいは個人の年金をもらっている方々とか収入が少ないということなんですけれども、その中で現在、村のほうで保険料納付が厳しくて、短期的な短期証の交付を受け入れられている方がいると思うんですけれども、それは何名ぐらいいらっしゃるのか。伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

現在、短期証の発行件数は95件であります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 次、2番のほうに移ります。②のほうです。②は3,400億円の追加的な財政支援ということで、これが1,700億円と1,700億円の両方の補助がある。交付金なんですけれども、その中で平成35年度まで支援が行われるということなんですけれども、これは平成36年度以降は全て打ち切られるのか、その点

はどうですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

平成35年までの支援ということではなくて、国保の広域化は制度の安定化を図ることを目的に持続可能な医療保険制度を構築するのが目的となっております。平成36年度以降も財政措置されるものと理解しております。この平成35年までというのは、現在、暫定措置で行われている激変緩和措置が6年間は暫定的に行われるということです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 例えば、本村に先ほど課長が言われたトータルで2,900万円ですか、本村に割り当てられるというのがあるんですけども、これは保険者努力支援で被保険者個人にはこの支援というのはいられないのか、それを伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

この交付金はあくまで保険者を対象としていますので、被保険者へ直接交付されるというのはいりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 いろいろと大変厳しい状況な国民健康保険ではあるんですけども。

次、③に移りまして、本村の国保の加入者の平均所得はどれぐらいなのか。それと健保組合もわかるのであれば、その年収、平均所得というのはどれぐらいの差があるのか、伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

村の平均所得は、73万円となっております。

健保組合がこれは国の資料からなんですけど、207万円ということになっております。全国の市町村国保が86万円という所得になっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 やはり先ほどから言われているとおり、相当、国保に加入している方々の所得は低いというのが明らかになったわけなんですけれども、例えば先ほどの低所得者交付金とそれから保険者努力支援金、これを合わせると2,900万円を投入して国保に入れた場合に本村は保険料の負担減というのが幾らぐらいあるのか。あるいはそれに見合った額の保険料の低減が行われるのか、そこはどうですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

これはあくまでも県の算定に基づく金額になりますが、平成28年度で言いますと、本来集める1人当たりの保険料が11万1,268円でした。ただ、実質集めた保険料は7万6,836円、その差額が3万4,432円ありましたが、その一部的なものは一般財源からの補填しております。その算定に基づいて、平成30年度、県から示された数字で言いますと、9万5,914円。これは平成28年度と比較しますと、1万5,354円減額になっております。その部分が公費を拡充されたもので充てられたものと理解しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今回、私たちは県庁に行って勉強してきました。その中で平成31年度から赤字削減計画、これは北中城村、中城村、西原町といろいろなところの各市町村からあったんですけども、平成35年度まで予定されている取り組み内容、これは中城村も削減計画ということで、5年計画が出されているんですけども、その内容はどのようなものなのか、伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再開（10時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

まずは赤字解消計画は一般会計からの繰り入れがあった場合は、全ての市町村が作成しなさいということになっておりまして、中城村も平成28年度決算で言いますと、約9,900万円の一般会計からの繰り入れがありました。それに基づきまして、削減解消計画をつくっております。これは指針から言いますと、6年以内で解消をする計画書を立てなさいということになっておりますので、中城村としては平成30年から平成35年の間で約9,000万円に対して、毎年2,000万円ずつの解消を図っていききたいという計画書を現在、提出しているところであります。その内容としましては、まず収納対策の強化、あとは医療費の適正化ということで、計画の中では上げていくところであります。ただ、現実的に言いますと、この計画では、厳しいところがありまして、その辺は今年度の決算とかを見据えて検討する必要があるのかなと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今のは平成28年度の繰入額を算定した5年計画ということなんですけれども、やはり平成29年度は、それに3倍近い2億2,800万円に達しているものですから、本当にそれで大丈夫なのかなという。危惧しているところもあるんですけれども、しっかりと削減計画、それも実質的なやり方で本当に繰り入れがないような取り組みですね、それを踏まえて考えてやっていただきたい。そのように思っております。では村内の国保に戻るんですけれども、きのうも麻乃議員からもあったんですけれども、特定健診受診率が43.3%だということなんですけれども、その中で特定保健指導実施

率があると思うんですけれども、それがこの特定保健指導実施率というのは、健診の結果ですね、早期に改善を要するという方々が必ず再診、受診してくれというようなものなんだと理解しているんですけれども、その終了率、103名いて、利用者が79名、終了したのが43名、パーセントに直すと41.7%しかないと。確かにあなたは病気ですよ。早く受診して病院に行って治してくださいと言われてながらも6割の方々が病院に通っていない。本当にこれは異常がある方ですよ。そういうことなんですけれども、これに対して、村としてやはりこれもほっとけば大きな病気。重病化、高額医療を受けるような病気になるんじゃないかなというところも危惧しているんですよ。それに対しての何か対応策、そういうのは何かちょっと厳しいかもしれないんですけれども、何かないかなど。確かに受診率を今、上げるためにいろいろな対策。回数を多くしたり、あるいはきのうの話もありました。夕方もできないかというような案もあるんですけれども、それも踏まえて、本当に受診した結果、病気があるんだけど、なかなか病院に行かないという方々に対しての何か補填策。必ず行ったほうがいいですよと、行政のほうからも投げかけるように施策がないのかどうか、担当課としてはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まずこの特定健診を受けた方々の指導率はそのとおりであります。ただ、この指導を受けるということで病気ということではなくて、病気になるリスクが高いという方々を保健指導をすることになりますので、この方々が確実に病気になっているということではないことを御理解いただきたいと思っております。まず、この中には動機付け支援と積極的支援というのがありまし



て、動機付け支援というのはリスクが若干低い方々。その方々はうちの保健師とか、専門職が2回の指導を行って、それが改善されているかどうかを確認するところなんです。それからもう一つの積極的支援、これは本当に3カ月以上をかけて結構の回数を面談して、指導も受けて実施されているか、その辺も確認をとれてやっと完了したという数字に上がっていくものですから、まだ途中の方々もいらっしゃる。この数字が伸びていないところも実際あります。ただ、年度をまたがるとそこはリセットされてしまいますので、完了していない方は途中であってもカウントされない仕組みになっております。また、次年度がまたその一からの対象というふうになってきます。それからこのどのように伸ばしていくかというところですけども、これはどの市町村も一番問題を抱えている点だと思いますが、我々は、今年度は生活推進委員とともに未受診者をリストアップして訪問して、この受診を促すというのをまずやっというと考えています。それをやれば少し伸びてくるかなというふうに考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 病気が手前の方々も十分わかっているはずですので、ちょっと危ないなど、やはり自分の体は自分がよくわかるということもあるんですけども、やはり保険料がちょっと高すぎていけないと。あるいはまた受診できないというような方も中にはいらっしゃるかもわからない。そういうのを十分手当てしていただいて、健康保険課として、全員が健康な体でいけるように取り組んでいただきたいと思っております。本村ではやはり一般会計からの繰入金で平成28年度で約9,900万円。平成29年度では、2億2,800万円と大幅にふえている状況があるんですけども、国民健康保険の見直しの背景にある先ほど課長が言われたさまざまな課題を抱えて、そしてそれを踏まえて現状でも約

7割の軽減世帯949世帯もあるということですので、ましてや60%の方々が軽減世帯になっていることを踏まえると、やはり保険料が高すぎるというか、これは決まった金額ではあるんですけども、それが厳しいという中で、そして保険料の値上げを、これは私から言いますと、国保制度の趣旨、そして目的そのものを損なうおそれがあるのではないかなど。値上げをした場合には、払えなくて病院に行かない。重病になってしまう。そういう悪循環に陥ってしまうのではないかなということも危惧しているものですから、先ほど言われた保険者支援努力制度ですか、それにある医療費の適正化、あるいは予防、健康づくり。あとは薬ですね、ジェネリックへの変更などを十分に組み込んでいただいて、加入者の負担を少しでも減らせるように、軽減できるようにこれからの保険制度を十分頑張っていただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時06分）

~~~~~

再開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

休憩します。

休憩（11時17分）

~~~~~

再開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番、石原昌雄、一般質問をします。質問に入る前に、辺野古の新基地建設の賛否を問う県民投票条例に基づき、2月24日に県民投

票が決まりました。本議会においても、投票事務に係る予算が上程され、補正予算が可決されました。多くの村民、県民がこの県民投票に参加し、沖縄県の意思をはっきりさせ、必ずや国、政府、防衛省に新基地建設の断念をさせましょう。そして、日本国民にも沖縄県の強い意思を示していきましょう。

それでは今回の一般質問をしてまいります。大枠1番、新規プロジェクトについて。本村においては、これまでに土地改良事業や土地区画整理事業などが終盤を迎え、近年は箱物への施策やソフト事業への施策が中心になっているように感じます。新たな都市計画事業や道路整備事業が求められていると思います。そこで、新規事業について質問します。①南上原地区の土地区画整理事業が終了間近となっています。次の区画整理事業に向けて、南上原井水原地区はどうですか。久場前浜原地区はどうですか。登又地区はどうですか。②道路計画として、潮垣線の新たな整備計画はどうか。東西道路では和宇慶南上原線はどうですか。③中城城跡線周辺の整備計画や調査は導入できないか。

大枠2番、職員採用計画について。先の一般質問でも聞きましたが、職員の採用計画を年次的に進めるとありました。マンパワーの強化は住民サービスの向上につながると考え、次の質問をします。①平成30年度の採用試験は終わっているが、4月からの採用職種と人数はどうか。②次年度以降の採用予定はどうなっているか。適正配置と機構改革の計画もあるか。③障がい者雇用を積極的に推進する考えはあるか。④一人親世帯雇用はできるのか。次年度以降も実施するのか。以上、お答えをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課のほうで。大枠2番につきましては総務課のほうで答

えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の南上原地区の区画整理事業の後のプロジェクトと申しますか、新規事業、我々の喫緊の課題だと認識しております。南上原の区画整理事業がこれだけの成功をおさめましたので、そこにつながるような施策を展開していけないかどうか。ただ、その時代背景と申しますか、その当時と大きく変動しておりますので、その補助金の問題、例えば区画整理をするのであれば、その減歩率の問題です。減歩率が高くなりすぎると、果たして地主さんの賛同が得られるのか。例から挙げますと、私が村長を就任した当時には、久場のほうで計画をされていたものを断念せざるを得なかったというこれは減歩率がもう50%超えたものがありましたので、そういう例などもございますので、区画整理事業にとらわれることなく新規プロジェクトをどのようにしてやっていかなければいけないのかを含めて、これからしっかりと検討してまいりたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠1番の①、策定中の都市計画マスタープランの中でも、新たな拠点の整備の検討を示しているところであります。南上原土地区画整理地に隣接する南上原井水原から北上原区域については、新しい拠点として検討していきたいと考えております。また、久場前浜原地区については、「村道久場前浜原線」の完成に向けて今努力しているところでございます。吉の浦火力発電所立地地域周辺を、活気のある地区として今後、発展させていきたいと思っております。②潮垣線について、現在、新たな整備計画はございません。東西道路については、沖縄県主導で、きのうも答弁しましたけれども、宜野湾横断道路

の計画が進められております。③都市計画マスタープランの中でも城跡線周辺、登又地区は北中城インターチェンジ周辺における交通利便性を生かし、新たな拠点として位置づけたいと考えております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 職員採用計画について、お答えいたします。

平成31年4月の採用につきましては、行政職が4名、保育士が2名、心理士が1名の計7名を合格者とし、採用する予定でございます。

次に、次年度以降の採用予定についてお答えいたします。平成28年度に策定いたしました「中城村定員管理計画」に基づき、職員の採用を行ってまいりましたが、人口の急増、それに伴う行政事務の多様化、複雑化など、行政運営を取り巻く環境の変化により、現在は定員管理計画を若干上回る職員数となっております。御質問の次年度以降の職員採用につきましては、定期的な人事ヒアリングを通して、また、退職者数などを勘案した上で採用を行い、適正な人員配置ができるよう努めてまいります。

機構改革につきましては、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の規定に基づき、課の統廃合、事務事業、及び業務内容等の見直しは、常に検討しなければならないものと思っております。中でも新庁舎の移転は、機構改革の絶好の機会であると考えておりますが、それよりも前にできることにつきましては、早期に検討したいと思っております。

次に、障害者雇用についてお答えいたします。障害者雇用促進法は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進や、雇用の分野における障害者と障害者でない者の均等な機会、及び待遇の確保等を通じて、障害者の職業安定を図ることを目的としております。本村としましては、障害者雇用につきましては、どのような業務に従事してもらうか。また、どのような配慮が必要か、

ということについて、まだ検討に至っておりません。今後、非常勤職員を含めた障害者枠を検討するなど、障害者の雇用促進について、議論をしてまいります。

次に、職員採用における一人親世帯応援枠についてお答えいたします。今年度の採用試験におきまして、1名を採用候補者として決定いたしました。次年度以降の実施につきましては、今年度の採用プロセスや結果を十分に検証した上で、検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 答弁いただきましたが、これより再質問をさせていただきます。

まず大枠1番のほうからですけれども、土地利用計画についてですが、本村は中部地区にありながら、那覇広域都市計画区域に編入され、住宅事情の課題が多く、若者の定住にも支障を来していると考えております。これまでに久場地区土地区画整理事業が終わって、そして次に、南上原土地区画整理事業もあと少しで終わります。その効果として、多くの住宅事情が解消されたと思っております。このようなことも踏まえて、村長の答弁にもありましたけれども、次の事業の展開にもありますけれども、次の事業の展開をぜひお願いしたいと。先ほど課長からもありましたけれども、南上原井水原地区あたりに、質問の中では久場前浜原地区も登又地区でも計画をぜひ進めてほしいと考えておりますけれども、まずは土地区画整理事業の取り組みには調査などの幾つかの段階があると思っておりますけれども、そういうところをお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

土地区画整理事業を事業化するためには、まずは村長の中でもありました減歩率概算事業費、それと幹線道路と、公園等の配置が地権者に説明をするためには必要となります。そのためにはA調査、まちづくり調査を実施し、住民の皆

さんに理解を得てもらい事業展開していくことになると思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 ありましたようにまずはやはり調査事業が一番先に来るものだと思っております。そういう中でも南上原井水原地区においては、かつてA調査も実施して、土地区画整理事業に向かっていった経緯がありました。今の時期こそ、さらにこの展開が必要だと思います。この井水原地区に対して、このA調査などを導入する考えはどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

現在、実施している南上原土地区画整理事業のA調査の中にはこの井水原も含まれていたと聞いております。その中で井水原は高低差がありまして、減歩率が高くなるということで、井水原を除いた部分で今の事業を実施しております。そのA調査を行っておりますが、あれは30年前の資料となりますので、今後の事業には生かすことはできないと思いますので、新たな井水原、北上原地区を含んだ調査が必要となります。都市計画マスタープランでは5つのゾーンを拠点として配置しております。その中で、まずどこが優先かを決めて、A調査を実施して事業に進めていければいいのかなと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 そういう調査事業をぜひやってほしいと思います。最初に出ましたけれども、減歩率というのは、A調査などをしない限り出てこないわけですから、減歩率がどれくらいだから次に展開できるというふうなところは実際に調査事業を行わないとどうしようもないわけです。だから過去の部分も減歩率が多かった部分も情報としては私も聞いているところですが、調査事業をまずは入れないことには何事も前に進まないというふうに思い

ます。その中で、道路の配置の計画とか、その地形の大きさとか、あるいは兼ね合いとか、そういうところも出ますので、ぜひとも調査事業として次の新しい事業展開を前向きに検討してほしいと思います。そして、この実際に土地区画整理事業は、これまで多くの成果を次の時代に残してきております。まさに私は金のなる木を先人の村長が植えて、今の段階で果実が実となり、本当に次の発展に今つながっていると考えています。そういうところで村長にももうちょっとあと一声を区画整理事業も含めてですけれども、新しい芽出しについて本当に次のまた金のなる木の場所を決めてほしいと思うんですけれども、思いをもう一度お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

思いはもう議員も一緒でございます。金のなる木かどうかは置いていて、やはり次なる展開を求めながら、また村の発展につなげていこうと思っておりますので、その形がどういう形になるかはまた今後、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 ありがとうございます。ぜひまた一緒に進めていけたらというふうに考えます。

次に、道路計画ですけれども、東西道路については中部市町村会などのほうでも県の要請ということで、先ほどもありましたけれども、実際に県の姿勢といいますか、そういうのはどれぐらいの気持ちで受け取っているのか。県もやるのか、やらないのか、ただ聞いているだけなのか、そこら辺の感想をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

宜野湾横断道路については、きのうも答弁したとおり、検討委員会が立ち上がっております。8月26日にルート検討委員会。9月24日にルート幹事会ということで、参加していきました。県の担当課は、普天間基地から国道329号については、普天間基地の返還がおくれても、積極的に調査設計をやりたいと意気込みを感じております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 そういう感触であれば、村としてもやはり普天間返還なる前から調査などが実施できるように絶えずプッシュをやってほしいと思います。MICE関連で国道329号バイパスの要望も進めなければならないと考えますが、村の計画とか、要望を実現するためにもこのMICE関連で中城村に延びてくるルートというのはまだ決まっていないからどうのこうのではなくて、村がもっと積極的な姿勢を示さない限り、この新しい展開にいかないと思います。どうしても今、村としては、コース的にはおおよそ潮垣線あたりが有効だというふうに考えますけれども、こういう潮垣線の拡張の計画などを先んじて取り組んでほしいと思うんですけれども、そういうことをすることによって、中城村の意気込みがもっと見えてくると思うんですけれども、県から示されるのを待つとなかなかいつになるかわからないと。村としてもこういう調査事業をしてこの辺に引っ張ってほしいというプランもやってほしいと思うんですけれども、そこら辺についてどうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

潮垣線については、西原工業団地の通勤車両が国道329号線奥間の交差点が大分混雑して、交通量が多くなって整備が必要かと感じており

ます。西原道路については、ルートが決定しませんが、新庁舎に近くなるようにということで要望をしております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 このルートについても、村のほう積極的に動くことによって、ラインが見えてくるんじゃないかと。今の潮垣線の部分についても、例えば四車線の線を引いたり、あるいは拡張する線を引いたりする計画などもやはり積極的に今後取り組まなければならないのではないかとというふうに思いますので、ぜひそこら辺もお願いします。そしてまた、次の別のルートですけれども、これも大分以前の話であるんですけれども、以前に和宇慶南上原線の調査もあったと思いますが、もう既に30年以上のことだと思うんですけれども、今後東西道路の幾つかの本数の中に、この和宇慶南上原線、これは区画整理事業をやったときに糸蒲のところから実際には現場にここからおろすんだという案まであったのラインがあるんですけれども、こういうことも今後検討してほしいと思うんですけれども、どんなでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

先ほど答弁した宜野湾横断道路についても、ルートが幾つかありまして、南向けルート、北向けルート、東向けルートという案がありまして、それもまだ決定しない状況であります。その状況を見ながら他のルートも必要かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 個人的には、今の東西線については、やはり本数が絶対数が足りないときのうも質問があったように、県道35号線がああいうふうな状況になったとき、迂回路が少ないと。ですから新しい宜野湾ルートができたにしても、南側のところはもっと本数が足りないというすごい距離があるわけですね。北側も

そうすけれども、だからそういう面では幾つかの本数をふやしてほしいというのが地域の声ですので、ぜひこれも計画のどこかにしっかり入れてほしいというふうに思います。

次に、城跡線周辺の整備計画ですが、城跡内の廃墟の撤収が行われると聞いています。いよいよ城跡線も完成して、ここを中心とした県営公園が展開されるものと思っています。この地域での新しい事業計画を早目に取り組んでほしいと思いますが、例えば門前町構想とか、御土産品などがあるショッピングのできる地域づくりとか、そういう計画もしてほしいと思うんですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再 開（11時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

先ほども答弁した中で、都市計画マスタープランの中で5つの拠点ゾーンを配置しております。その中に登又地区城跡周辺ゾーンということで設定しておりますので、この5つのゾーンの中から優先順位を決め、どこが優先なのかその辺を検討して事業を展開していきたいと思えます。今年度で城跡線も完了しますので、その辺も勘案しながら検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 いろいろありますが、いずれにせよ、早目早目の地域づくりの計画を展開してほしいと思っております。優先順位というのはあるんですけれども、ある意味では並行して進めないといけない部分もあると思えますので、地域の声やそういうのも聞き入れとか、そういうのもしっかりお願いしていきたいと。今、中城村は観光に向けての力を入れようとし

ているところで、恐らく今言っている場所が中城城跡の世界遺産を中心とした取り組みがなされるというのは、前々からの構想だと思いますので、そこら辺についての土地利用の部分もぜひ積極的に進めていってほしいと思っております。

次に移ります。大卒2番の質問をさせていただきます。次年度以降の採用計画で職員の定数確保を守り、さらに正規職員を配置して安定した住民サービスができるようにしてほしいと思っております。この先ほど答弁がありましたけれども、おおよそ定員の管理計画の完成はいつごろと期待してよろしいですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、策定されている定員管理計画は、平成28年度から平成32年度までの計画でございます。それにつきましては、必要に応じ随時見直し、あるいは更新を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 平成32年という、おおよそ5年の計画であるんですけれども、ぜひとも間には今既存の定員数については、ぜひ確保して、先ほどありましたようにその次の管理計画でさらに上乘せがやはり必要だと思いますので、そこら辺もお願いしたいと思っております。また、先ほど答弁もありましたけれども、2020年の新庁舎への移転が現実的となりましたけれども、機構改革の推進をやって、本当に村民にわかりやすくワンフロアサービスができるような課の配置などを期待しております。随時やっていくということではありますけれども、やはり早目早目の情報提供をお願いして、課の統廃合も含めて、お願いしていきたいと思っております。

あと最後に障害者雇用やひとり親世帯雇用ですが、雇用機会の公平性からも積極的に今後も進めてほしい。そしてあわせて、今回も心理士

採用、保育士採用もありますが、こういう専門職が充実する採用計画を立てられて、この人口規模に応じた職員体制、いわゆるマンパワーを確保して、住民サービスをやっていってほしいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 こんにちは。議長からの許しを受けましたので、質問をします。まず通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1点目、人事評価制度導入についてでございます。そこで、人事評価制度が実施されているが人事評価を実施する際のシステムはどのようになっているか。人事評価実施規程は制定されているのか。評価は誰がするのか。評価基準になるものはあるのか。評価した結果は勤勉手当にどのように反映させ、いつから反映させていく考えなのか、以上について伺います。

2点目、観光協会設立についてでございます。ことしの3月定例議会で観光協会設立関連の予算が否決されましたが、その後の取り組みについて伺います。以上、2点です。よろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課。

大枠2番につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の観光協会設立について

でございますけれども、去る9月議会で伊佐則勝議員の御質問に少しお答えいたしましたけれども、ことし3月に議会で否決された観光協会の反省を踏まえて、しっかりとした説明ができるように整えて、そしてできるのであれば議員の皆様方の御理解をいただきながら来年の3月の議会で再提案できればいいなと思っております。そのためにもしっかりどういう問題点があるのかも含めて説明できるようにしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 人事評価制度導入についてお答えいたします。

人事評価は、職員一人ひとりの「実績」や「能力」を適正に評価することにより、人材育成や組織の活性化を図り、「より質の高い住民サービスの提供」の実現を目的としております。まず評価の流れとしましては、「組織目標」を4月の段階で設定し、決定をいたします。それから職員個人個人の「業務目標」を設定いたします。4月から3月にかけて業務遂行期間がございまして、中間面談を12月に実施することになります。それから自己評価を1次評価者へ年を明けて1月ごろに提出することになります。面談につきましては、1月から2月に行います。評価を2月に実施をし、最終的な評価を3月というふうなことの流れでございます。

次に、人事評価実施規程についてお答えいたします。平成30年3月に「中城村職員の人事評価実施規程」として策定をしております。

次に、評価者についてお答えいたします。中城村職員の人事評価実施規程におきましては、本庁の職員は、係員の評価につきましては、一次評価者は係長でございます。二次評価者は課長でございます。係長等の評価につきましては、一次評価者は課長。二次評価者は副村長でござ

います。課長の評価につきましては、評価者は、副村長でございます。

次に、評価基準についてお答えいたします。人事評価実施規程とは別に、人事評価のための「ガイドブック」を作成しております。その中の「評価基準」に基づき、評価することになります。

次に、勤勉手当の反映についてお答えいたします。職員おのおの総合評価点の点数や、全体の分布等により、予算の範囲内において勤勉手当の支給率に差をつけるという方法が一般的な評価結果の反映方法であると考えております。しかしながら、人事評価の1番の目的は、多種多様な住民ニーズに対応できるような職員を育成することにより、「より質の高い住民サービスの提供」の実現でございます。評価結果を職員の処遇や手当等への反映は、あくまでも人事評価制度の一側面であり、それ自体が目標となってしまうよう注意しなければならないと考えております。人材育成のための人事評価の成熟を図っていくことが、当面の目標として取り組んでまいります。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では新垣善功議員の大枠2について答弁いたします。

中城村観光協会設立に向けて、ことし3月以降の取り組みについては、昨年度の観光協会設立準備委員会委員及び中城村商工会との調整及び設立へ向けた、理解を得られるための資料づくりを進めております。観光協会設立での最大のメリットは、地域の企業及び観光協会会員へのメリットと考えております。また県内の各市町村での観光協会の活動状況を調査いたしまして、中城村観光協会での事業の展開をどのように進めていくか検討している次第であります。今後、観光協会の必要性及び事業展開における協会の必要性を整え、観光協会設立への説明を行

いたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは1点目、順序よく再質問させていただきます。

今、総務課長からいろいろ答弁がありましたけれども、この勤勉手当に反映させる時期はいつなのか。そして今、画一的に皆給料の何%かわかりませんが、支給しています。それに差をつけることはしないということなのか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

人事評価の目的につきましては、先ほども答弁をいたしました。いつから勤勉手当に反映させるかということにつきましては、現在のところ時期は決めておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 勤勉手当の制度の導入の目的について、私は課長とは若干考え方が違うんですよ。これはある意味では職員的能力主義を導入すると、村長も運営から経営という言葉は今使っています。それはまさしく当時は国でも能力主義を採用しようと、アメリカの例にならって、能力主義を導入して勤勉手当を設け支給すると私は理解しています。そしてそこには競争原理も働かし、職員の切磋琢磨してお互いに皆さん方の活性化、自己啓発も促す。そういう意味で導入したのではないかと理解しています。そして、村長もよく言っているように運営から経営という言葉、それはまさしく一般企業の経営感覚を行政に取り入れるということではないかと私は理解していますけれども、村長、それでいいかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

運営から経営というのは、民間の部分を取り入れたいというのは、決して競争原理を働かし、この役所、役場の制度にこれを抜本的に変えていこうという意味ではなくて、意識の改革



がまず第一でございます。そのための一つとして、今回の勤勉手当云々というのは、少し置いて、やはり職員の意識が向上することによって、住民サービスにつながる。我々、結果として中城村の住民の方々が喜び、この中城村が発展していくことが目的であって、その結果ありきの勤勉手当なり能力主義の、言葉は少し違うかもしれませんが、例えば民間であれば、相手を蹴落としてまでも出世街道を歩むという一つのそういう会社もございます。そういうことではなくて、あくまでも結果として役場がよくなり、あるいは村がよくなり、村民が喜ぶような形になればこれが成功へのもとではないかなと。運営から経営の最大の意味であると私は思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは私も極端な競争原理というのは、反対なんです。そうではなくて、やはりそこには競争原理という一つのものがあると思うんですよ。というのは、差をつけるということは、公平だと思うんですよ。学校現場でも試験して点数制度で点数つけているんでしょう。これもある意味では競争原理の一つではないかなと私は一部だと見ています。そういう意味からも職員に対して、その勤務評価を導入するということは、ある意味では職員を皆さん方はしっかり管理するということ。今まで管理してきたかどうかです。そう意味でも私はこの人事評価制度については、真剣に実施していただきたいと考えております。そして、そこにおいて本当に優秀な職員がいれば、それは勤勉手当に反映させていくのが、この制度だと思うんです。私も前からよく勤務評定のことを質問でやってきましたけれども、ようやくこれができ上がったかなということで、少し安堵しています。それでこれはいつ反映させるかは時期はまだ決めていないということですが、早目にそのシステムをつくって、こちらが言う

システムというのは、何月何日ごろにこうしていくというのではなくて、副村長を長として全体的に評価委員会というものを組織して、評価していくべきではないかと考えております。規定を読みますと、今、課長からも答弁がありましたように、職員については係長が一次、二次は課長が。課長については一次は副村長ですか、課長は副村長で終わりですよ、そうではなくて係長、課長の見方が違うんと思うんです。みんなね。全体としての評価委員会というものを立ち上げて、そこで評価すべきではないかなと思うんですけれども、その考えについてはないかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

評価者につきましては、御質問の中にもありますように、職員につきましては係長が一次評価者となります。二次評価者が課長というふうなことになりますが、職員につきましては、確認者ということで、副村長を置いております。係長の評価につきましても、一次評価が課長、二次評価が副村長、確認者として村長が確認することになっております。ですからしっかりとした委員会ではございませんが、連絡調整会議となるものを開催することはできますので、そこでしっかりとした評価はできるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 だからこれが今後、実施されていくとやはり職員の意識改革という、村長答弁しましたけれども、これは意識改革も変わってくると思うんですよ。そしてこれから昇給していく昇任とか課長、係長に行く場合も参考にするとすると思うんですけれども、私はいつも言っているようにそこにはある程度の試験制度を導入すべきではないかと持論を持っていますけれども、そういうのも今後考えていただいて、その勤務評価制度が本当に機能するような、そ

してそれによって職員が切磋琢磨、自己啓発に励むようなシステムにしていきたいと思っております。村長、まさしくこれは意識改革につながると思うんですよね、私は。今まで全く評価していなかったわけでしょう。課長に挙げる場合は年功序列でやったと思うんですよね。昇進させる場合は。そういうことが今後はその人事評価によって、ある意味では係長が二段跳びして、係がすぐ課長になる可能性もあるわけでしょう。そういうのはしっかりやっていただきたい。そしてこれは能力主義だと私は思います。やはり一生懸命、研究して調査してやっている職員については、それなりの評価をするように恣意的にならないように課長や副村長や村長が恣意的に評価しないように、公平にひとつこれが行われることを希望いたします。それとこの評価基準となるものは、規程の中にあります。規程の様式等を見てもみますと、いろいろ管理職の評価シート等があるようですけれども、ひとつそういうのをしっかりやっていただいて、公平・公正な人事評価制度が実施されるように希望いたします。それでこの件は終わります。ひとつしっかりやってくださいね。

それと観光協会の設立についてです。観光協会を設立するのは、私は反対ではないんです。ただ、心配しているのは、一度否決されたことを今度また情報によると、3月ごろ上げるという話があるものだから、その間、議会と何の調整もなく進めていいのかどうか。しっかりビジョンもつくって、そして議会が納得できるような説明をしてほしいんです。この件について、村長は課長だけに任せていいのか。任せきりではないかなというのがあるから、そこを何とか庁内で何名かでプロジェクトチームをつくって、そこでいろいろ案をつくる。そしてもしこれができなければ観光に詳しいアドバイザーを呼んで、そこでビジョンなんか、いろいろなものをつくり上げていくべきではないかなと思うけれど

ども。その点どうですか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん課員、課長に任せっきりということではありませんので、皆さんにしっかり説明責任を果たしたいと思っておりますし、3月に向けてその作業をやっていこうという思いでございますし、いろいろなプロジェクトチームなどの話ございましたけれども、基本的に観光協会は、我々何度も議会で私もお話ししましたけれども、どこもやっていないことを先んじて我々が一番にやりましょうではないんですね。たくさんの観光協会が各市町村あって、そこにはサンプル、そしていろいろな経験があって、我々はそれを後発の強みでいろいろな取捨選択をしながらできるという強みがございます。ですから非常に前回の議会でもああいう結果にはなっていましたけれども、今議員がおっしゃるように観光協会にそのものに反対ではないということであれば、一緒になってつくり上げていくようなところも多々出てくると思うんですね、観光協会。最初から全てが完璧に黒字でやっていけるとは私も思っておりませんし、行政から見たら、観光協会設立によって、先ほど石原昌雄議員の午前中の質問にもありましたけれども、その統廃合を含めた機構改革にもつながっていきますので、この部分については、人件費の削減や、プラスマイナスをした場合の相殺や実際にはどれぐらいの収支になるのかも含めて、これをこの3月議会に向けて説明をしていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは観光協会を設立するプロセスとして、全く今まで議会に何の話も協議もないということは、私はこのままいくのかなという心配して、もう次の議会、3月議会が始まりますので、この質問を取り上げたわけですがけれども、ひとつこれまでいろいろな

取り組みをしたはずですが皆さん方は。民泊の問題、修学旅行生の民泊受け入れも中途半端で終わってしまっている、現在、課長これは最初に商工会が主体となって高校生の受け入れ民泊をしましたけれども、その後どういう状況かちょっと説明してください。そして、今現在、行われているかどうか。この民泊を受け入れる過程ですか、どうにか組織して早目に立ち上げて、それから発展的に観光協会の設立に持っていくべきではないかなということを考えていたものですから、しかし、行政があまりにも力を入れていないと。リーダーシップを発揮していないと私は思います。最初の立ち上げは行政がリーダーシップを発揮して行って、そしてある程度、軌道に乗せるまでは行政が責任を持ってやったらどうかと。そうしたら受け入れ家庭の皆さん方もしっかりやりますよ。それが今できていないのではないかと、その第1回目からこれまでどのような状況で来たかひとつ説明してください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時53分）

~~~~~

再 開（13時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では民泊事業のほうについてであります、島んちゅ活性化のNPOができて、まず商工会のほうで携わっていたんですけども、平成26年から企業立地観光推進課のほうで行うようになりまして、現在は他の市町村、宜野湾市及び北中城村との連携で宿泊を受けているような状態です。登録件数も現在70余りありますが、現在、6月に施行されました民泊新法のほうで登録されていなければいけないということもあつたりとか、この教育的な民泊であると今行われているという部分もありまして、その民泊件数を今ふ

やしていけるかどうかというような形のもので、その事業者とは調整しているところです。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 企業立地・観光推進課長、業者というのはNPO法人のことを言っているの。このNPO法人と行政が連携をとって、そういう民泊受け入れ家庭ですか、今70戸あるということですけども、今新法ができて、ちょっと厳しい条例もあって、これまでのように簡単にはできないと思うんですけども、皆さん方は指導、教育することはやっています。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 指導、教育ということですけども、この新法ができたということの通知や今後どういうふうに行っていくかというような形の調整は行っております。やはりその住宅の改修等が必要になってきますので、その改修をどういうふうに行っていくかということで、この民泊の事業が進んでないような状態となります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これはNPO法人は中城村独自の中城村の村内にあるのか。それともほかの市町村にあるのか。このNPO法人の代表はどこなのか。それと今、課長が言われた改修の件がありますが、補助金が出ると思うんですが、今70戸あるこの家庭を集めてもらって、民泊の講習あるいは宿泊のいろいろな条例、保健所関係もいろいろあると思うんですが、そういうのを皆さん方が教えてあげないとこれはまた70戸が段々減っていく可能性もあるし、部屋を改修する場合はそういう補助金もあるということは周知徹底しないとこれはできないと思いますけれども、そういうのを積み上げて、そして観光協会をつくり上げていくと。おのずと

そういう民泊の受け入れが盛んになればおのずとそこから下から声が上がってくると思うんですよ。観光協会をつくらうという声が、ただ上からの回線ではなくて、下から声を上げていくような方法でしないと、観光協会をつくったものの、何もない。もう行政におんぶされていたのでは、いつまでたっても協会が発展しないと思うんですよね。その辺はどう考えています。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えいたします。

補助金ということなんですけれども、補助金は官公庁からの補助金が施策として一応あります。しかし、この補助金の場合には、インバウンド対策での事業費となって、教育民泊のほうで行っている本村では対象外ということになっております。また、その地域で特区を指定しての地域がありますが、それは全国でも2つの地域しかなく、中城村でも行う場合には古民家再生法と絡めた事業が必要となっていくということで、この民泊NPO法人のほう等もインバウンド的外国人を民泊する家屋の対象とは考えてないということでの補助活用になっていないところですよ。この民泊のほうでも観光協会を設立していき、その民泊を行う前の2年越しの要約ということで、期間が必要になってくるということで、現在、中城村内にあるNPOでは活動してはいるんですけれども、その隣接の市町村の民泊事業者と提携をとって宿泊を行っているということを伺っております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 企業立地・観光推進課長、民泊関係についても私もそういうベテランの方を知っていますけれども、この方の話を聞くと、本当に足りない。沖縄にもっともっと受け入れたい。だから中城村でも一遍に300名、観光バスの五、六台は受け入れるよう

な民泊の受け入れ家庭をつくってくれという話も受けていたんですけれども、私そのものが皆さん方がやっていることだから、あまり口出しをしたくなかったので、きょうまで来たんですけれども、こういう活動は宜野湾市と北中城村でやっている。宜野湾市もまだまだと思うんですよね。そこができないから共同でやっているというんだけど、独自でやろうと思えば、その生徒数は幾らでも呼べるということなんです。村がやる気があれば、この方の話では幾らでもいったら必要な分は中城村に回すということは話していますよ。そういうことで皆さん方もこの観光協会立ち上げても、それが最終的には何年間、皆さんが補助金をつぎ込んでいくのか、話は余談になりますけれども、シルバー人材センターについても3年間は補助して、3年後は補助を打ち切ると言いながらも、今でも補助金を出しているわけでしょう。だから観光協会を立ち上げて、何年間は行政が補助金を出して、その後は、独立採算制でいくというようなそういう方向性は持っているのかどうか。何年ぐらい見えていますか。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では観光協会の補助金についてなんですけれども、観光協会の補助金は、経常的な経費は補助金でカバーするしかなく、協会の運営が補助金で成り立っていくという形です。この補助額を観光協会の収益によって、毎年変えていくというようなものになると思われま。いつまで補助金が出るとかという形なんですけれども、いつまでとは決めきれずにその人件費等がもう経常的な経費になりますので、その分はカバーしていかないといけないと思われま。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 では皆さん方は中城村の現状を見て観光協会を立ち上げた場合に、

観光協会が成り立っていくか。何年ぐらいしたら独立採算でいけるかどうか。そのビジョンはありますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

少し話を戻します。黒字を目的にした設立ではないというのは、御理解いただきたいと思えます。運営がもちろん回って行って、それが黒字になって結果なっていくんでしたら、もちろん一番いいんですけども、恐らくきちんと調べてはおりませんけれども、特に沖縄県内で全て収益を賄えるというところはないと思っております。ある程度、やはり先ほど議員がおっしゃってありましたように行政が応援をしていかないと、これは中城村であれば中城村のためになることですから、話をもう一つ戻しますと、もし観光協会が設立できていないのであれば、現状のとおりですよ。我々、行政が企業立地・観光推進課に職員がいて、そこが窓口となって今までの観光をやっていくと。どうしてもそこには限界もあるでしょうし、また逆にいえば観光協会を設立するということになると、この課がいなくなるわけですから、いくなれば、もちろんサポートはしますよ。最低限のサポートはしますけれども、この課がいなくなるということは、再構築につながって、人員のいくなれば人件費の減につながっていくわけですから、その辺の相殺を皆さんに3月に向けて、説明もしていきながら観光協会は黒字を目的にやっていくということではなくて、中城村をしっかりとアピールできて、そして商工会も含めた民間の部分の潤いにそこから税金として、また還元して返ってくれば、大変すばらしいことだと思っておりますし、そういうところの捉え方が少しだけ違うような気がいたしましたので、今私の所見を述べさせていただきます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私も観光協会はあま

り黒字ではなくて、そこの観光協会の会員たちが儲かるようなシステムだよな。今村長が言われているのはそれはよく理解していますよ。しかし、独立採算というのはある程度、できたら経常費も賄えるようなものを出してほしいわけ。村民がこの観光協会の会員たちが儲かるような組織ですよ。協会は法人でしょう。将来は法人に北中城村みたいに法人に持っていかなくてはいけないし、そして中城村も農業特産品も売って、村民が儲かればいいわけですよ。村長もそういう同感だと思うんですが、そういう意味でしっかりしたビジョンも立てて、今、中城村には宿泊施設がないというのが一番の欠点ですよ。今、中城村にないのは何なのか、それでメリット、デメリットもあると思うんですよ。そこら辺を民泊でカバーしておけば、何とかできるのではないかと。オリンピックもあと2年後来ますし、今そういうブームですので、それに乗かってやるべきではないかと思うし、そしてまた観光協会設立した場合に、この中城城跡の共同管理についてもいろいろ考えが出てくると思うんですよ。あるいは指定管理団体に指定して、管理させるとか、今管理協でも1,000万円ぐらいは純益出ているわけでしょう。補助金を出して向こうの収入を差し引いたら1,000万円ぐらい出ているはずですよ。そういう状況でありますので、ひとつ企業立地・観光推進課長、しっかり議会にも情報提供をしてほしいです。突飛に3月議会で出されたら、否決される可能性もありますよ。お互い議会と行政は緊張関係も持つ中で、情報交換をしていいように、村民のために働いていくのが我々の責任だと思っているんですよ。ひとつ企業立地・観光推進課長、遠慮なく議会に来てもらって、全員協議会も要求して、説明して議員が納得できる。そして議員とも意見交換していいのをつくり上げていこうや。それを私は望んで質問を出したわけです。ひとつ村長、副村長もそうですけれども、一緒

に来て、お互い話し合っているのをつくりましょう。これは行政だけに任せているわけではないから、我々もできるだけ協力できることは協力していくということですので、それで最後になりましょう。ひとつ全職員に伝えたいことは知恵を出してほしい。知恵を出すことができない人は、汗を出してほしい。知恵も汗も出さない人は、もう静かに去ってもらいたい。そういうことを皆さん方に伝えて、私もこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時09分）

~~~~~

再開（14時21分）

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議長の許しを得ましたので、これから一般質問を始めます。議席ナンバー5番、桃原 清です。よろしくお願いいたします。

質問内容を読み上げます。まず大枠1番、河川の維持管理について。①中城村の上地区を流れている普天間川は、二級河川で、沖縄県が管理者であると思いますが、中城村内における普天間川沿岸に関して、まず沖縄県・中城村の開発計画。それと今後の発注予定工事が、どのような状況であるか伺います。②北上原内に普天間川にかかっている橋で石嶺橋があるが、その橋の20メートルほど上流で土砂の堆積がひどく、去年は川の氾濫により、畑に水が流れ込む被害があったとの住民からの苦情が出ております。又、石嶺橋の100メートルほど下流のほうでは電柱でつくった橋が、2回も流されたとの話もあります。そのことにつきまして、村当局とし

ては、どのような対策が必要と思われますか伺います。

大枠2、道路整備について。県道29号線の渋滞問題に関し、村の取り組み、また、その進捗状況について伺います。

大枠3、施設整備について。北上原の旧分校跡施設で、現在はラポール保育園が学童クラブとして、またシルバー人材センターで事務所として使用している施設の西側フェンスが、ことしの台風24号の被害で倒れ、現在はロープで引っ張って固定しております。そのフェンスの補修について、ラポール保育園から補修に関する申請が出されているか伺います。以上、よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、2につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠3につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠2の道路整備について。今議会では、特にもうきのうから比嘉麻乃議員から始まり、たくさんの議員が取り上げて、そしてその渋滞についての解消をどう考えていくかというのを私自身もいろいろ考えながらやっけていこうと思っております。ただ、そのあした、あさつてに道路が拡幅できたり、新しい道路ができたりするわけではございませんので、今、もう一番問題になっているこの右折者のせいで渋滞が増長しているという。この状況をいかにしてまず取り除いていくか。それを住民生活課も含めて、そして議員の皆様方もまた協力をいただきながら、もちろん地域の協力もいただきながら、この渋滞緩和1点に絞って、まず道路云々というのは、これからのことですので、この渋滞緩和1点に絞って、私どもも頑張りたいと決意を新たにいたしましたところでございます。詳細は、また担当課のほうでお答えをいたしま

す。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 桃原議員の御質問にお答えします。

大枠1の①中城村発注の工事予定はありませんが、中部土木事務所河川都市班に確認したところ、北上原公民館近く、新しく建ったひよこの家保育園付近の河川について改修予定との回答がありました。②去年からことしにかけて地域住民から被害があったとの報告はありません。石嶺橋周辺の状況を確認しましたが、草木が多少茂っている程度で流水の閉塞などは確認できませんでした。被害があったのであれば、管理者の沖縄県へ早急に対策の要望を行う必要があります。具体的な場所について、またわかれば教えていただきたいと思います。また古電柱でつくった橋についてはどなたがどのような目的で設置したのか不明であり、中城村としましては回答はできません。

大枠2についてですけれども、先ほど村長からも答弁がありましたとおり、右折だまりの設置を今後も中部土木事務所、沖縄県土木建築部のほうにこれまでどおり継続して要請したいと思っております。また地域の方々の声を十分取り入れるような仕組みをつくり、今後、要請を行っていきたくて考えております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 北上原旧分校跡地の施設整備についてお答えいたします。

ラポール保育園より福祉課を通じ、台風24号により施設のフェンスが倒れた旨の報告がございました。すぐに現場を確認いたしました。既に業者によりまして応急処置が施されておりました。数日後に、再度現場を確認したところ、ラポール保育園によりまして、さらに頑丈に補修がなされておりました。フェンスの補修につきましては、ラポール保育園からの申請はございません。ラポール保育園に対しましては、感

謝を申し上げたいと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ありがとうございます。まずはこれから再質問を行っていきます。

まず本議会が始まった日に12月7日午後から村内視察として北上原のラポール保育園、ひよこの家保育園、登又の城跡線の現場を視察しました。そのとき視察したひよこの家保育園の新しい施設に関連した質問をいたします。ひよこの家保育園は、川からとても近いということで多くの危険をはらんでいると思われまます。まずは保育園近くの川岸に転落防止柵が全くないということですね。先般、登又の平安幼稚園の近くで草刈りのボランティアをしたんですが、そのとき見ましたら、平安幼稚園の場所から上流、下流を見た場合、全て転落防止柵はちゃんと設置されております。これは当たり前なことなんですよね。見える範囲は全部転落防止柵があるということは、当たり前のことです。例えば今後のひよこの家保育園に関してなんですが、夏の暑い日には子供だけではなくて、その親御さんの大人でも川に近づくおそれはあります。特に普天間川は昔からハブが多い所でもあります。また、河岸周辺は大変滑りますので、大変危険な場所ではあります。このような理由から施設の周辺、まず150、200メートルぐらいはぜひ転落防止柵は設置をしておかないと今後は子供たちと親御さんも一緒にまた夏が近づいていく危険は十分にありますので、ぜひ転落防止柵は必要と思っておりますが、村当局としては見解はいかがになっておりますでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時32分）

~~~~~

再 開（14時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（14時33分）

~~~~~

再開（14時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 今、ひよこの保育園は建設中でありまして、建物はほぼ完成しています。敷地周辺の柵は、これからひよこの家保育園が設置する予定であります。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ひよこの家保育園はこの間見ましたら、基礎と支柱が何本も立ってはいらんですよ。外構の外側になりますけれども、あの支柱からしますと、あれはフェンスだと思うんですが、フェンスで施設内だけを囲ったにしても、大人はその施設から川に近づいていくわけなんですよ、子供も一緒に親御さんは、特に熱くなった場合は。それで川沿いの転落防止柵、それはどうしても何百メートルにわたって必要だと思うんですよ、見える範囲は。そこをまず中部土木事務所に要請をして、まずはそういうことを進めていただきたいと。本来でしたら、保育園の設計が上がった段階で川沿いは中部土木事務所と交渉をしてやっていただきたいということなんですよ。その件についてはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時35分）

~~~~~

再開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（14時36分）

~~~~~

再開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 ひよこの家保育園の園長先生も河川工事の改修があるということ

は理解しております。議員がおっしゃっているところで子供たちに危険であればひよこの家保育園と相談して中部土木事務所のほうに要望したいと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 この間、視察に行ったときにひよこの家保育園の園長先生の話からなんですが、中部土木事務所がブロックを積む工事をするという話はしていましたが園長先生から聞きました。それは多分、間知ブロックだと思うんですよ。護岸は確かに間知ブロックできれいになると思います。そういう話はしていたということを園長先生もおっしゃっていました。問題はそれでしたらなおさら今度は転落防止柵あるいは高さが1メートル10センチメートルあるんですが、この転落防止柵というのは必ず、もう二、三百メートルは必ず設置していただかないと、これは中部土木事務所に対してですよ。要望して設置していただかないといけないということになります。それで必ず転落防止柵を県に設置されるということで話を進めていけるかどうかですね、課長お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 中部土木事務所の意見を聞き、子供たちが危険であるということで設置の要望は十分やっていきたいと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では①に関しましてはよろしく願いいたします。

次に、大枠1の②です。去年、川が氾濫したということで、この石嶺橋の20メートルぐらい上流、すぐ左側のほうなんですが、深さもあって、水は勢いよく流れてはいるんですよ。ただし、川の半分以上、3分の2近くを堆積物があって、もう陸みたいにくせり出しているものですから、そこはもうとても狭くなっています、去年はここで氾濫をして畑に水が流れ



込んだと。去年、役所に連絡して来てもらって相談はしたんですが、その後は何の連絡もないということなんです。この地主のほうはそれはもうこれから追及してもしょうがないことなので、そういう話はしてありました。今回、これは2級河川なので、沖縄県中部土木事務所の管轄になりますので、中部土木事務所のほうに行きましてちょっと調べてみました。それで中部土木事務所では、ことししゅんせつ工事を含む河川の維持管理工事、これを発注したんですが、不調に終わったということで工事自体は今、行われていないということなんです。それで今回、中城村の北上原の状況を説明しましたら今度必ず現場調査には行きます。それとその水が溢れたということで必ずしゅんせつ工事は予定を入れます。中部土木事務所のほうでは、今年度末の施工の工事の中に入れるか。また遅くとも今年度末発注で繰り越し工事の中には必ず入れて、この中城村のほうは対応したいと思いませんということで、中部土木事務所のほうからの返事は来ておりますので、村内での担当課というのはもう都市建設課になるわけですよ。ですからこの件については、もし必要であれば私は課長を紹介してもいいですし、もう継続して注視していただきたいんですよ。本当にしゅんせつ工事行われるかどうか。遅い場合でも今年度発注の繰り越し工事、次年度の何カ月間には終わると思いますので、そこで行われるかどうかを注視して確認をお願いいたします。その件どうですか、都市建設課長。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 去年の畑への土砂が流入した件については、住民の方は都市建設課のほうに連絡したということですが、職員の情報共有ができていなかったのも、本当に申しわけないと思います。また、この件に関しても中部土木事務所の河川都市班にもう一度確認しまして、維持管理の工事が確実に行われ

るように都市建設課からもお願いはしたいと思えます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 大枠1の②については、以上でよろしくお願ひします。

続きまして、大枠2、道路整備についてです。このほうももう北上原の中では五、六年以上も渋滞、渋滞ということで問題にはなっている案件でありまして、このたびは中部土木事務所のほうでちょっと調査をしました。北上原の渋滞問題は消防学校の近くの1カ所だけではなくて、もう1カ所、現在のひよこの家保育園の前の交差点の信号がありますね。そこも右折帯がないものですから、その2カ所。その新垣のほうの交差点もひどいときは600メートルから700メートル、北上原の公民館の近くぐらいまで渋滞は起きたりはするんですよ。そこも大変ひどい渋滞なので、その2カ所について中部土木事務所で調べてみました。それで聞きましたら中部土木事務所のほうでは渋滞問題を原因として改修工事を行う場合は沖縄県、沖縄総合事務局、ネクスコ、この3者の協議によって渋滞のひどい箇所を順番をつけて、予算をつけ工事をしていくということではありますが、その話からしますと中城の北上原の場合はまだ順番にも入っていないという状況で、各市町村、なかなか要請はしても全然動かないということにはなると思えますね。そういうことでなかなか工事は進まない。その件で、予算がかかわってくるからできないということだったので、まずは北上原の状況の説明をしようと思ひまして、消防学校の近くの交差点は古い道路から今の道路への工事をしたときに交差点の位置が少しずれたものですから、右側に県有地がたくさん残っているんですよ。たくさん県有地があるということでそこは右折帯1車線ぐらいは土地の収容は必要なく予算も小さい予算でできるかと思うんですが、この県有地があることなどは都市計画課の

ほうでは情報はありましたか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 今議員がおっしゃっていたとおり、用地があるということは都市建設課もわかっております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 道路改良ということになりますと、中部土木事務所のほうも大きい予算がつくだろうというような勝手なイメージを持っているはずなので、それで全然進まなかったのではないかとは思いますが。それと今回はこの今の件を中部土木事務所に説明をしまして、それともう1件の新垣の交差点、保育園前、そこは現状では今交通島があるんですよ。この交通島を取っ払ってしまえば右折帯1車線はできるんじゃないでしょうか。少ない予算でできると思いますがという話を中部土木事務所にしましたら、その2件、消防学校の近くの交差点と新垣の交差点は近いうち調査に行きますと。中城村のほうにも連絡をしたいと思うんですがということだったので、たまたま調査に行ったときに混雑が大した混雑ではないということもあり得ますので、まずは中城村の都市建設課の皆さんのほうは、いつでも渋滞はあるんだという意識を持って中部土木事務所の人とは接触はしてほしいと思います。あまり油断をしないよというのを心構えを持ってやっていただきたいと思えます。この件につきましては、また年内に中部土木事務所が調査で行くことにはなりますけれども、ぜひ今のを踏まえて仲松課長には頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。どうですか、今のことで進めていけそうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 桃原議員、いろいろ情報をありがとうございます。この情報をもとに都市建設課も渋滞解消できるように要望したいと思います。私たちも渋滞していますとい

うことは言っているんですけども、県全体から見れば優先度が低いといつも言われている状況であります。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今の県有地の件とあとは交通島を取っ払う件の話をすれば予算の問題も解決するのではないかなと思います。大枠2は以上です。

大枠3です。今、旧北上原の分校のフェンスの件はまだロープで引っ張っているような状況に見えますが、あれは1回補修はしたんでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村として直接、補修を行ったということではございません。先ほど答弁しましたけれども、ラポール保育園によりまして、現在、ロープとそれから鎖を使って倒壊しないように措置が施されているとそういう状況でございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ロープと鎖で引っ張っているという状況は私は毎日見えています。これではだめだろうということで今回、こちらで質問しているわけなんです。ですから、もうロープと鎖はやめて、早目に補修工事をしていただきたいと思えます。それは希望なんです。大枠3については以上で終わります。

あとは時間配分がはっきりちょっとしなかったものですから、大枠1の1番にまた戻って、1つ質問があります。外構工事ですね、ひよこの家保育園の外構工事。門から入って建物までの正面は高さはその高さであるんですが、右側、外側の外周でフェンスの支柱が建っているんですよ。意外と低い位置に建っているんですよ。園長先生にはこの高さを今の状態で使っていたら向こうは今の状態の高さですということですよ。あの高さというのは割と低い高さで、河岸の高さとこのフェンスの高さがあまり変わらない状

態ではないかとそういうふうになりますと、もともとハブが多いところなので、なるべくはちょっと上げるとか、またはフェンスというのは土の上に支柱が建ってフェンスですから、ハブの出入りというのは多いと思うんですよ。これは何でも程度の問題ではあるんですが、ですから将来、保育園などの指導する課というのはどちらのほうになるんですかね。ちょっとお聞きします。お願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

ひよこの家保育園につきましては、県の補助事業を活用して、新園舎の建設をしております。建設に至るまでも開発行為や建築確認等の際も河川を管理している中部土木事務所も含めた協議、調整はしており、法律的な問題はないかと存じます。視察の際にいろいろな御提案をいただきましたので、法律上の問題はクリアしているところではございますが、今後、運営に支障を来す場合や、幼児・児童の安全管理において、必要な事などがあれば村としてできるところは対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 これ以上のちょっと言いたいことと言いますと構内を少し上げるとか、またはハブでも居心地がいい、悪いがあると思うんですよ。ハブの気持ちなんかはわかりませんけれども、ただ外周をこんな低いブロックでも全然違ってくると思うんですよ。そのまま土の状態が入ってくるのと、少しでもいいですよ。30センチメートルぐらいでもいいと思うんですよ。あまりお金のかからない範囲で、それだけでもまた防げるのではないかなというのはあります。ただ、議員の立場であまりこういうことは言えないものですから、まずは指導課のほうで今後、様子を見ながらちょっと考えていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（14時53分）

## 平成30年第8回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                        |                       |                                    |         |
|--------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成30年12月7日（金）          |                       |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂        |                       |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議                    | 平成30年12月13日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会                    | 平成30年12月13日（午後2時45分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号                | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番                    | 安 里 清 市               | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番                    | 新 垣 修                 | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番                    | 渡嘉敷 眞 整               | 11 番                               | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番                    | 屋 良 照 枝               | 12 番                               | 金 城 章   |
|                                | 5 番                    | 桃 原 清                 | 13 番                               | 外 間 博 則 |
|                                | 6 番                    | 石 原 昌 雄               | 14 番                               | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番                    | 新 垣 貞 則               | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
| 8 番                            | 大 城 常 良                | 16 番                  | 新 垣 博 正                            |         |
| 欠 席 議 員                        |                        |                       |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 5 番                    | 桃 原 清                 | 6 番                                | 石 原 昌 雄 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長                 | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長                    | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 大 湾 朝 也 |
|                                | 副 村 長                  | 比 嘉 忠 典               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 比 嘉 保   |
|                                | 教 育 長                  | 比 嘉 良 治               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三 |
|                                | 総 務 課 長                | 與 儀 忍                 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人 |
|                                | 住 民 生 活 課 長            | 津 覇 盛 之               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者              | 荷 川 取 次 枝             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治 |
|                                | 税 務 課 長 兼<br>住 民 税 係 長 | 知 名 勉                 | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 福 祉 課 長                | 金 城 勉                 | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 健 康 保 険 課 長            | 仲 村 盛 和               |                                    |         |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。一般質問3日目、トップバッターであります。ただいま議長より質問のお許しが出ましたので、これより質問をします。

まず大枠1番、農業振興について。①中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が、国の法律改正により、本村でも平成29年3月議会において条例の改正が可決されました。これまで農業委員12人とされていましたが、改正によって農業委員6人、農地利用最適化推進委員6人の新体制となりましたが、農業委員、推進委員の選任方法について。②農業委員と農地利用最適化推進委員の活動指針について。③農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)について、目的と研修内容、また、支援はどのようにされているか。

次、大枠2番、障害者支援について。①障害者への就業支援、生活支援、就労移行支援について本村の取り組みの現状と課題について。②支援団体との連携や協働、あるいは支援体制について、お伺いします。以上、簡潔な答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては農林水産課のほうで、大枠2番につきましては福祉課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは、先ほど農業振興についてのお尋ねもでございますので、この場をおかりいたしまして所見を述べさせていただきますが、先日議

会でも承認いただきました島ニンジンの日を無事制定をさせていただきました。きのう12月12日、テレビ・新聞等も非常に注目をさせていただきました。中城の島ニンジンの日、素晴らしいスタートが切れたと思っております。大変ありがとうございます。何が言いたいかと言いますと、こういうことで中城の農業が注目されることは、今回は島ニンジンを入り口にとということでもありますけれども、今後この肥沃な素晴らしい中城の土地、農業に適しているこの土地をたくさんの人に知っていただいて、それから農業から農産業、そして農業ビジネスへとつながっていければいいと思っておりますので、ただいかんせん特効薬と申しますか、すぐ変わるものではないと思っておりますので、ぜひ仲松議員初め、皆さんからのご提言もいただきながら、当局も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、詳細については担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは仲松議員の質問にお答えします。

大枠1の①から③までです。大枠1の①、農業委員の選任方法につきましては、受付期間に募集があった候補者を中城村農業委員候補者評価委員において評価を行い、村長に報告します。村長は同委員会の報告に基づき、農業委員候補者を決定し、議会の同意を得て任命します。農地利用最適化推進委員の選出方法につきましては、任命された農業委員が最適化推進委員候補者の評価を行い、農業委員会が委嘱します。

②中城村農業委員会の指針につきましては、第7回農業委員会総会の中で、中城村農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、1. 遊休地の解消、2. 担い手への農地利用集積、3. 新規参入の3つの柱を掲げ、指

針に沿って活動をしているところであります。  
③についてです。農業次世代人事投資事業（旧青年就農給付金事業）の目的としては、次世代を担う意欲ある新規就農者がしっかりと定着できるように支援することが目的であります。研修内容及び支援につきましては、準備型という2年間農業大学や指導農業士のもとで栽培技術の基本を学びながら補助を受けることができる。準備型が終わると本格的に農業を行っていく、営農していく経営開始型、最大5年間の補助を受けることができます。準備型・経営型開始の補助金額は、年間で150万円の補助を受けられる支援があります。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2の①についてお答えいたします。

障害者総合支援法に基づき、自宅での暮らしの支援が必要な方へ、自宅へヘルパーの派遣や、日中の活動支援をするための介護施設の利用、自立や就労を支援するために機能生活訓練や就労継続支援事業所への支給決定、自宅での生活が困難な方への施設入所への支援など、障害福祉サービスの相談から支援決定に係る事務手続の迅速な対応、福祉サービスの有効期限間近の方への連絡を促し、漏れなく更新していただくなど、障害者に不利益が生じないように努めております。現在福祉課に3人の障害福祉相談員を配置し、障害者の生活支援や就労支援に必要な連携体制は確保しておりますが、人口の伸びに伴う対象者の増加や制度の周知による福祉サービスの利用者もふえており、相談員の確保、事務量の増大によるマンパワー的な課題がございます。そのような中、障害者の状態や特性から、生活全般に支援を要する方や自分から訴えることができない方など、さまざまな障害者への広範多岐に柔軟な対応が求められており、相談担当の業務につきましては、非常にきつい業務となっている状況がございますので、業務に

ついても考えていかなければならないと思っております。また、自宅地域で生活したい障害者に対しての積極的な家族支援と、障害者に対する地域の理解を求めていくことも課題だと考えております。

②につきまして、支援団体として、中城村身体障害者協会、障害者を育てる親の会（ねっこの会）が活動されており、支援団体からの支援、連携・要請等があった際には、福祉課の相談員、また委託相談員が迅速に対応に当たるなど、連携をとっております。協働につきましても各種事業、例えば障害者スポーツ大会におきましては、社協と福祉課が共同で準備作業から移動手段の確保をして参加してございまして、共同体制も整えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは大枠1番のほうから再質問をします。

中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を定める条例が国の法律改正によって、中城村でも平成29年度の3月定例会において条例が制定されました。改正前は農業委員12人の定数でしたが、改正後は農業委員6人、農地利用最適化推進委員6人が任名され、平成29年度10月1日より新体制でスタートしております。これまでの公職選挙制を廃止し、村長が議会の同意を得て任命する方法でありましたが、選任の方法についてはこれまで何名かの議員からも質疑がありましたけれども、どうもいまいちこの選任方法について細かいことが理解できなくて、すっきりしないように思えるので、私のほうからお聞きしたいと思います。農業委員になるには、改正前は農業をしている者で10アール以上の畑を行い、農業委員の選挙人名簿に登録されている人が選挙に立候補し、当選して農業委員になれる。そのような制度だったと思います。現在は選挙が廃止され、新しい農業委員制度に変わりました。そこで、新農業委員制度

について詳しくお聞きしたいと思いますが、農業委員の要件としては、政令上は当該区域の農業事情に詳しい者が農業委員に推選され、また応募することができる。公募に関しては、村内の認定農業者であるとうたわれていると思います。そこで、推薦であれば推薦者はどのような人が推薦人となれるか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

中城村内に住所を有する者で、中城村農業委員会の区域内において10アール以上の農地につき、耕作の業務を営む者。あと農業者が組織する団体であって、その区域にある、あるいはその区域が中城村農業委員会の区域の全部、または一部を包含している者、JA等です。続きまして中城村の各字、自治会です。また、その他村長が認める団体、婦人会、老人会等です。以上が推薦人となります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今の答弁の中で、村長が認める団体ということで婦人会、老人会からも推薦ができるとありましたが、確かに老人会の中には農業経験者も多くいると思うので、私の考えとしてもこれは大いに賛成であります。この中で村長が認める団体もあるということですので、その中に文化協会、青年会側からも推薦ができると理解していいですか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

先ほども申しましたように村長が認める団体であれば、推薦人となれるということでありませぬ。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では次の農業委員の

改選のときには、ぜひ文化協会からも推薦をできれば出したいと思います。推薦者は村内の農業者3名の推薦があつて、推薦者になれるわけですか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

応募には一般推薦、団体推薦、一般応募があり、団体推薦、一般応募に関しましては、3名の推薦はありませんが、一般推薦のみ3名の推薦が必要になります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では、推薦する農業者にも推薦者としての何らかの資格、例えば畑を何アール以上耕作している人、あるいはまた年間を通して何百日以上農業に従事しているとか、ただ村内の農業者ということだけでは漠然としていて、何らかの要件もあると思います。その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

推薦人に関しての特別な資格や条件は、特に必要はありません。推薦人の要件というのは先ほどの答弁と重複しますが、中城村内に住所を有する者で、中城村農業委員会の区域内において10アール以上の農地につき、耕作の業務を営む者。農業者が組織する団体であつて、その区域あるいはその区域が中城村農業委員会の区域の全部、または一部を包含している者、JA等です。続きまして中城村の各字の自治会、その他村長が認める団体、婦人会、老人会等です。以上の条件を満たしていれば推薦人になれます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは被推薦者は、推選される者です。それは村外の人でも応募で



きるとお聞きしておりますが、できるか。また、住所が村外にあって、農業自体は村内で農業を行っている人でも被推薦者になれるかということです。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

一般応募に関しましては、村外からも応募できます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 現在、農業委員6名は中城村に住所を有し、中城村で農業を行っている農業従事者ですか、それとも農業は行っていないが、農業の知識をお持ちの方の農業委員ですか。農業委員とは村内で農業を行っていて、中城村の土地や中城村で栽培されている野菜の知識や、野菜部会に加入なさっている会員が農業委員としてかかわっていくことがベターではないかと思っております。中城村の農業の活性化・発展につながっていくと思っております。

選考に関しては、選考委員の皆様がしっかりと審議されたと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

全員が中城村に住所を有し、中城村で農業を行っている農業従事者です。選考に関しても、選考委員の皆様で慎重に審議を行い選出されたと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 応募に関しては、村内の認定農家であることが条件だとお聞きしましたが、認定農家は何名おられるか、その辺をお願いします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

応募に関しては、できるだけ認定農家を受けている者が好ましいとありますが、認定農家指定を受けていない人も応募でき、認定農家に準じる人も応募できます。現在の農業委員会の中で認定農家指定を受けている者が1人、認定農家に準ずる者、人・農地プランに位置づけられている者が1人、あと、農業従事者4人の構成になっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは確認の意味で、現在村内の認定農業者は何名おられるか、お聞きします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

平成30年4月現在で法人3社、個人村内が1名、個人村外が2名、計6名です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では村内の認定農業者は何名が応募したか、その辺は。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

認定農家の応募につきましては、1名の応募がありました。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 認定農家の方に直接会って、応募の声かけなどをされたかどうか分かりませんが、今回の農業委員に任命された認定農家は推薦で農業委員になったと思います。今の農業委員が任期満了になって、何らかの事情で農業委員を続けられなくなって、認定農家の農業委員が過半数割れになったら、今後いろいろな問題や課題が出てくると思われまので、

ぜひ次回からはしっかり応募に関して声かけなどをしてやっていく必要があると思いますので、その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

では②に移ります。農地利用最適化推進委員の要件として、農業委員と同じく村内の農業者あるいは見識がある者とは限られないと聞いております。ただし、推薦の場合は村内に在住する農業者3名以上の推薦がなくても応募できるのか。それとも村内の3名の農業者の推薦が必要か、その辺をお伺いします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農地利用最適化推進委員の推薦者の要件は、農業委員の推薦者の要件と重複しますが、中城村内に住所を有する者で、中城村農業委員会の区域内において10アール以上の農地につき、耕作の業務を営む者。農業者が組織する団体であって、その区域、あるいはその区域が中城村農業委員会の区域の全部、または一部を包含している者、JA等です。それとあと中城村の各字の自治会です。その他村長が認める団体、婦人会、老人会等でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ということは、この推進員の要件も農業委員と同じような内容の要件ということで理解していいですか。わかりました。

では推進委員の必須業務として、農地集積、遊休地解消が定められていると思いますが、推進委員の活動に関しましては農業委員会で活動指針を作成し、目標を定めて活動を行うことになると思うが、その活動内容は農業委員会で確認して目標に達しなければ、どのような対処をされる考えなのか。その辺をお願いします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農業委員会、農地利用最適化の推進に関する指針は次のとおりです。1つ、遊休農地の解消、あと担い手への農地利用集積、あと新規参入の促進です。目標に達せない場合の罰則規定はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに検証し、課題を洗い出して、次年度に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これといった厳しい処分、減給とかはないということですね。やはりこの実績に応じて、最適化交付金が支給されているものと思います。ですからこの実績が認められなかった場合、この交付金の減額もあるか、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

実績に応じて支給をいたしますので、前年度でも減ることはあります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほども言いましたが、農地利用最適化推進委員の必須業務として、農地利用集積及び遊休地の解消がありますが、平成29年度の10月1日から職務をされていると思いますが、あれから約1年、推進委員の仕事をされています。この1年間の農地利用集積や遊休地の解消の進捗状況について、お伺いいたします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農業委員と農地利用最適化推進委員が2人1

組になって、農地意向調査を行っているところです。平成29年度に関しましては、担い手への農地利用集積が3万2,983平米、21件。遊休地解消につきましては、遊休地42ヘクタールに対して、解消が1.6ヘクタールの取り組みを行ってまいりました。今後も農家の意向調査を行い、農地利用集積、遊休地解消に努めてまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 本村の遊休地の中で、村外の人たちが所有されている土地もあると思います。そのような土地に対して、推進委員としてはどのような対応をされているのか、その辺は。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

実際に調査をした数字はわかりませんが、大よそ遊休地の7割が村内の人で、3割は村外とされます。今のところ遊休地の解消は、文書等で通知しています。村内の人たちが持っている土地も遊休地として何筆かあるわけですから、もっとその人たちとも話し合いをして、努力をしないと遊休地解消は前には進まないと思います。農業委員会で農業委員、推進委員に対して、その辺の指導もしっかりやっていきたいと考えています。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では、この遊休地解消に関しては、やはり農地利用最適化推進委員の力というのはこれから大きいと思いますので、ぜひこの辺もしっかりと指導していただいて、遊休地解消に頑張っていただきたいと思います。

それでは次に③に移ります。農業次世代人材投資事業について、中城村ではこの事業を始めてから、これまで何人の方がこの事業を利用されているか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

交付実績で、平成23年度が3人、平成25年度が4人、平成26年度が4人、平成27年度も4人、平成29年度が2人です。平成30年に関してはゼロであります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 平成29年度は2人ということですがけれども、この人たちは現在も研修中なのか。それとも研修を終えて、自分で独立して農業をされているのか。独立して農業をされているとしたら、どのような野菜をつくっているか。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

現在6名の方が独立をして、主に野菜で、品目はハウレンソウ、カラシナ、キャベツ、タマネギ等を栽培しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 主に葉野菜とかそういう類いのものですがけれども、島ニンジンをつくっている就農者はいないのか。先ほど村長からも話がありましたが、中城村はこの島ニンジンで大分アピールされております。今現在、島ニンジンをつくっている先輩方は大分高齢化が進み、若い世代が出てこないということで大分懸念されております。ですから次回の研修生には、ぜひ島ニンジンもつくられるよう、いろいろと助言していただきたいと思います。今は若い女性の方でも畜産関係とか、本土のほうではいろいろ野菜も手がけているようで、よくテレビのそういうニュースも聞きますけれども、その点からするとやはりこの島ニンジンに関して、将来大変不安があるわけです。力は入れて

いるけれども、実際若い人がいないと。島ニンジンをつくるのは大変厳しい仕事ではあるのですが、ぜひその辺も研修生を募集するときには考えていただきたいと思います。今若い人が農業をやろうとしても、個人で始めるのは大変厳しいかと考えます。親がそれなりに土地もあって、専業農家をされてきて、その後継ぎという形だと農業に入りやすいかと思いますが、やはり一から若者が農業を始めるとなると、なかなか難しいかと思いますが。そういうことで、この支援事業というのは若者にとってとても農業に入りやすい事業だと思います。この支援事業で、若者が研修をしながら生活できるぐらいの給付金が支給されますが、給付金には二通りのタイプがあると聞いているが、その内容についてお聞きいたします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農業次世代人材投資資金は準備型と、あと経営開始型の二種類の資金投資があります。準備型は年間150万円支給、最長2年間で、その要件を満たす方が対象になります。就農予定時の年齢が、原則として45歳未満の方ということです。あと、県が認めた研修機関等でおおむね1年以上研修する方、研修終了後1年以内に就農するいずれかの方、そしてみずから農業経営を行う方、独立自営就農と言っています。続きまして農業法人に雇用される、就農する方、雇用就農型です。親元に就農して、5年以内に経営を継承するか、または農業法人の経営者になるか。これは親元就農と言っています。続きまして、経営開始型が年間150万円で、最長5年間です。次のまた要件を満たす者です。1つが市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方です。一つ原則として、45歳未満

で独立自営就農をする方、一つ、収納する市町村の人・農地プランに位置づけられる方、または農地中間管理機構から農地を借りている方です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この支援事業は、準備型が1年から2年間、経営開始型が5年間、最長7年間給付が受けられるということでしょうか。

では、この事業の研修を途中でやめた場合とか、また研修1年の終了後、また2年間の研修終了後に自分で農業経営を開始しなかった場合、あるいは研修が終わって就業したが、すぐに農業をやめた。そういったことに対して、何らかの罰則とか、契約内容にそういったのも含まれているかどうか、お聞きします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

途中でやめたら罰則があるかどうかということですが、補助金を支給していれば、その補助金の分は返還してもらおう。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひこの補助金が返還されないよう、しっかり指導していただきたいと思います。やはり農業発展のために今税金を使ってこの事業をされているわけですから、若者がそのまま農業で生計を立ててやることが、中城村の農業活性化になると思います。この支援事業を受ける人たちには、これからもしっかりと指導もしながら、いろいろアドバイスもきめ細かくされて、ぜひ農業を継続できるよう頑張ってくださいと思います。

次、大枠2番に移ります。障害者の社会参加機会の確保は、権利条約や基本法でも取り上げられています。社会参加と言いましても病院ではなく、地域で暮らしていくこと、さまざまな

母体からの情報を得ること、買い物に行くこと、好きな場所で遊ぶこと、教育を受ける、働く、選挙で投票すること、もちろん選挙に立候補すること、たくさんものがあり、その全てにおいて自分の意思で参加できる機会が確保されていなければならないと思います。しかしながら、今まで障害者は障害のない人と地域で一緒に暮らしたり、同じ職場で働きたい、同じ学校で遊んだりということが、日本社会ではまだまだ進んでいないのが現状だと思われま。それでお聞きいたしますが、障害者の社会参加しにくい原因は何であると考えるか、お伺いいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

法整備は整ってきておりますが、国民並びに地域社会及び企業・事業所など、社会全般が障害者に対する理解不足や一部の偏見や差別などから、障害者に対しての適切な支援や環境づくりにつながらない。また、国及び県、市町村、行政が障害者の自立及び社会参加への支援等の施策不足、障害者へ理解を図ること、差別や偏見などの防止に関する啓発及び普及を図る施策不足。また、行政と関係期間や企業などのネットワーク、情報連携の不足など、いろいろな要因が重なっていると考えます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 近年誰もが地域社会の一員として、障害や障害のある人への理解を深める教育や人権、権利を尊重する意識の構想により、障害者に対する意識は変わってきているとは思われます。しかし、依然として偏見や差別的意義などが潜在的に存在しているものと考えます。社会参加や生活面などの不利益を余儀なくされていることの一面も事実であると考えます。また、沖縄県の民間企業での平成29年6月1日現在の障害者の雇用は、自主雇用率で1.82%となっており、就業希望や能力等に対して事業や就業内容とのアンマッチもあると思

ます。雇用や就業等でも障害を理由とした不利益が大きいたことが伺えるものも事実であると思。それで、障害者の雇用の不利益の環境整備を進めていく上で、本村は企業に対してどのような取り組みをされているか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

村として村内事業所や企業に対して、障害者の雇用の働きかけは行っておりません。これはあくまでも個別案件なのですけれども、以前ハートライフが村民を対象とした雇用を広報誌に掲載したいという相談がございましたときに、村内、もちろん障害者の雇用をお願いした経緯はございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり企業への障害者雇用の取り組みもそうですが、人々の意識におけるバリハプリーというのも当然必要になってくると思います。そこで本村においては、人々の意識を変えるための取り組みは何を行っているか、お聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

障害者にかかわる各種法律及び沖縄県におきましては共生社会条例などもございまして、各種法令や条例を幅広く県民・村民に知っていただく、障害や障害のある方に対して理解を図るための周知・啓発活動といたしまして、障害者関連の講演会の御案内、または啓発のパンフレットの配布や設置、ポスターなどを掲示するなど取り組みをしております。また、福祉課におきまして障害の相談員も確保してございすけれども、それも障害の本人との相談のみではなく、家族や関係者、地域だったり、あと職場の方々など、広くかかわり助言やサポートをするように努めております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 障害者の就労支援については、他市町村ではハローワークを紹介するなどの取り組みもされているようで、本村でも就労支援として取り組みはされているか。やはり経済的自立を促すためにも相談窓口を設置して障害者が自立し、社会参加できる対策を考えていく必要もあると思います。先ほども話をしましたが、障害を理由に不利益をこうむることが大きいので、障害者の雇用の不利益の環境整備を進める上で、支援窓口の設置に向けて検討されてはどうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

現在福祉課におきまして、総合的な相談窓口として同様な対応をしております。御本人からの要望がございましたら、御一緒にハローワークに同行したりもしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 障害といっても多様な障害者がいるわけで、本村において身体障害者、知的障害者、精神障害者については障害手帳を持っておられる方は、今何名おられるか。わかりましたらお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

平成30年の4月1日現在でございますけれども、身体障害者が710名、知的障害者が184名、精神障害者が212名の方々が各種障害手帳の保有者となっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今上げた数字は障害者の正確な数字ではないかとも思いますが、手帳を持たない方も多いため、実際にはもっと多くの方が何らかの障害とともに今生活されているはずだし、基本法及び権利条約においても幅広い障害者の定義がされています。そのため、中城村においても幅広い目で支援を行う必要が出てくるものではないかと思っておりますので、本村

においてもぜひ幅広い支援に取り組んでいただきたいと思っております。

今防災云々でいろいろありますけれども、本村の障害者施設では災害時での避難訓練はされておりますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

本村の社協の地域活動支援センターむつみとB型就労支援施設きらりにおきまして、合同で年一、二回程度、地震と津波を想定した避難訓練を実施しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 わかりました。

次に、普通の人々が急に高熱を出して救急病院に行く。障害者の方にとっても急に土・日・祝日と突発的なことが起こることは十分にあり得るわけでありまして。重度の障害者で親子2人暮らしをしていて、親が近い親戚の冠婚葬祭などでどうしても出席しなければならない、そのようになったときに宿泊の対応とか、その辺はどのように対処をしているか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

今の例のお話にありました宿泊につきましては、障害者の福祉サービスにおきましては短期入所というのがございまして、対応は可能です。障害者福祉サービスの利用にはおのおの計画相談員というのがいらっしゃいまして、利用者の要望に沿った障害福祉サービスの計画を立てますので、緊急時も踏まえた計画を立てていただければ、さまざまな状況に対応したサービスを受けることが可能かと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ、この宿泊に関しては障害者支援法の要綱の中に入れていただきたいと思っております。

次に、精神障害者、当事者も親も年々高齢化になり、年金生活をされております。医療費負担

が大変でありますので、ある市においては自己負担分を全額助成しております。県の利用費助成制度に精神障害者も含めるよう要請するとともに、村独自の医療費助成の考えはあるか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

通常一般の方の病院受診にかかる自己負担というのは3割でございますけれども、障害者につきましては自立支援医療制度によりまして、障害に係る病院の受診であれば、自己負担として1割負担となっております。さらにこの1割の負担が過大なものとならないように、1月当たり自己負担額の上限が定められておりまして、非課税の低所得者1段階ですと月2,500円、非課税の低所得者2で5,000円という上限設定を設けております。議員の今お話していただいた例で言いますと、親の基礎年金レベルでの生活で確かに苦しいという状況は理解できますけれども、その障害者に係る医療費の裏負担として、自立支援給付費として国が2分の1と、あと県と村が4分の1ずつ負担しておりまして、現在も村としてこの医療費の負担を行っている状況でございますので、またさらに全額無料という村単独での負担は厳しいかと考えます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 障害者の就労支援の現状については、障害者には障害の程度が軽度の方から重度の方々までさまざまおられます。また、障害の特性も個人によって大きく異なることから、就職や就労という面から見ると、その能力の差や適性の差は大きく、障害者の方、一人一人に合わせた就労支援が必要と考えます。そのために福祉施策としての支援と雇用施策としての支援など、さまざまな支援メニューを通じて障害者の方に就職、就労に対する支援の取り組み、環境を整備して、これからも障害者支援に努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上で私の一般質問を終わります。

す。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、7番新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の環境対策は。①東海産業横、モール側の海岸の環境対策は。②仲栄真氏宅横の河川の安全対策は。

大枠2番、自主防災組織を活性化して地区防災力を高める。①平成30年の7月豪雨災害の現状は。（全国の現状と岡山県倉敷真備地区の現状と課題は。）②自主防災組織の活性化に向けての取り組みは。③村・吉の浦発電所・地元（久場地区・泊地区）、3者合同避難訓練は。④地区防災計画の取り組みは。

大枠3番、中城中学校の教育環境を整える。①中城中学校校門前の交通安全対策とトイレ修繕は。②プール建設について。③部活動指導員の支援について。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の自主防災組織についてでございますが、非常に懸案事項といえますか、私ども行政としましても、いかにしてこの自主防災組織を活性化させるか、あるいは数を

ふやし、村民の皆様の防災意識をどう高めていくかが大きな課題でございます。重々承知をしているところではございますが、いろんな防災訓練なども重ねながら、これからもしっかり周知徹底をしていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3になりますが、教育環境の整備についてですけれども、教育委員会としても議員同様に子供たちをよりよい教育環境で育てたいと強く思っているところです。今年度は学校大工などの人的な配置を行って、中学校だけではなくて各小学校の学校修繕にも力を入れて取り組み、整備を進めているところでございます。今後も学校と連携して整備を進めていきたいと思っております。

②のプール建設についてですが、役場跡地に建設できないかと教育委員会会議でも今話し合っているところでございます。①の詳細については教育総務課長から、③の部活動指導員の支援については生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 新垣貞則議員のご質問にお答えします。

大枠1の①海岸の対策については、沖縄県の管轄となっております。管理者の中部土木事務所に対し要望していきたいと思っております。

②河川につきましては11月27日、議員、自治会長と現場を確認しております。その後、都市建設課で協議をし、対策する旨を自治会長のほうには報告しております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 それでは、平成30年7月豪雨の現状についてお答えいたします。

平成30年6月28日以降、北日本に停滞していた前線が、7月5日には西日本まで南下し停滞

したため、西日本を中心に多くの地域で、河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生したことにより、上水道や通信といったライフラインに被害が及んだほか、道路の寸断など交通障害が広域的に発生しております。平成に入ってからのもっとも豪雨災害としては、初めて死者数が100人を超え、「平成最悪の水害」と報道されております。災害による人的・物的被害につきましては、死者数が224人、行方不明者8人、負傷者427人。住家につきましては、全壊6,695棟を含む、48,037棟に被害が出ております。中でも岡山県内におきましては、倉敷市内の死亡者52人のうち、51人が真備町の方々でございます。また真備町を流れる小田川など8カ所で決壊し、広範囲にわたる浸水被害を受け、使用不能となった家財の搬出ニーズもこれまで以上のものとなり、復旧作業に多くの人手が必要となるなど、多くの課題を抱えております。

次に、自主防災組織の活性化についてお答えいたします。自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域の方々が自発的に防災活動を行い、災害時には初期消火、救出救助、情報収集伝達、避難誘導、避難所の開設運営などの活動を行うことから、日ごろより実践的な訓練を繰り返し実施することが組織の活性化につながるものと考えております。また、平常時におきましては防災知識の普及啓発、備蓄、災害危険箇所の把握などの取り組みを進め、地域防災力の向上を図るための活動も組織の活性化につながるものと考えております。

次に、村・発電所・地元、3者による合同避難訓練についてお答えいたします。これまで久場地区におきましては、土砂災害避難訓練、久場地区、泊地区におきましては津波避難訓練、また吉の浦火力発電所でのテロを想定した訓練を実施しております。これまで村・沖縄電力・地元の3者による合同の避難訓練は実施したことはございません。



次に、地区防災計画についてお答えいたします。阪神淡路大震災、並びに東日本大震災を契機に、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成25年災害対策基本法の改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の区域の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されております。地区防災計画は、地域及び村全体の防災力向上を図る上で重要であることから、村におきましても地区防災計画作成を促進していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 議員御質問の大枠3の①校門前の交通安全対策とトイレ修繕についてお答えします。

校門前などの学校周辺の道路については、通勤通学による車の往来も多く、交通安全対策が必要な箇所であると認識をしています。今年度地域の方々の御協力により、学校北側村道の朝の時間帯の一方通行が可能となりスムーズに、また安全に通行できていると感じています。学校においては校長を初め、職員、そして議員や地域の方々の御協力による交通安全指導、保護者へは朝の一方通行への協力や校門周辺における駐車禁止等への協力依頼など取り組みを行っています。トイレ修繕についてですが、トイレの様式化への取り組み、そして学校全体の施設の修繕など、早目に取りかかれるよう臨時職員を配置できましたので、トイレドアや配管の修繕のほか、フェンスなど学校全体の教育環境改善に取り組んでいます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠3の③部活動指導員の支援についてお答えいたします。

平成30年度における部活動指導員は15人委嘱されております。中学校の各部活動の指導に御尽力いただいているところであり、支援としましては謝礼金として年額6万円をお支払いしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の久場地区の環境問題、①東海産業横、モール側の環境対策について再質問をします。

モール横のマリンスポーツ会社から東海産業まで約30メートルの護岸は草が生えて、海からの砂や石で護岸を埋め尽くして、護岸がわからない現状です。またテレビなどの不法投棄もあり、環境は悪化しています。護岸は県の管轄ですが、地域住民が住みよい環境を図る必要があります。地域住民が住みよい環境づくりを図るために、モール側から東海産業までの海岸の草刈り、護岸の埋め尽くし、テレビなどの不法投棄の対策はどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

住みよい環境づくりは、地域と行政が一緒になってよくしていくものだと考えております。海岸については中部土木事務所の管轄ですので、継続して対策を要望していきたいと思っております。地域の方々が美化活動を実施していただけるのであれば、関係課と一緒に協力していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時24分）

~~~~~

再 開（11時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 護岸は県の管轄ですので、6月補正で中部土木事務所からの海岸海浜浄化業務委託料として90万円が計上されました。この予算の目的は、海岸の清掃やごみの処理の

予算です。モール周辺の護岸をきれいにしたら観光の推進が図られる。護岸の草を刈ったら地域住民も海に行き、憩いの場になります。行政任せではなくて、私たち久場区民も連携して村がやるべきこと、そして久場区民がやるべきこと、お互い同士で連携をしながら役割分担をすれば、護岸の草刈りや不法投棄も改善されます。モール側の海岸周辺をきれいにするためには、村と久場との連絡会議をすれば改善されると思います。そういった連絡会議を開催する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時25分）

~~~~~

再 開（11時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

海岸清掃については、これまでも地域等のボランティアによる清掃活動が行われて、漂着ごみとか、あと不法投棄ごみ等の収集を行っていただいております。それを村で、県からの海岸海浜浄化業務委託金を活用して、運搬処理等も行っております。やはり海岸における漂着ごみ等の処理には、地域の協力が必要不可欠かと思っておりますので、今後連絡会議の開催については都市建設課とも協議して、検討をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 地域と行政と一緒に連携をとれば、例えば重機使用料は村が負担し、久場地区はユンボ、トラックの運転手の免許を持っている方、そういった方々と連携をとれば、多分5万円以内では収まる。今からは地域と行政との連絡をやりながら環境整備を図ったほうがいいと思いますので、ぜひやってください。

次、②仲栄真氏宅横の河川の安全対策は。先ほど都市建設課長から答弁があったように、仲栄真氏宅横、区画整理内、山手の河川は上流からの水量が非常に多く、大雨の都度河川は激流し、子供たちや区民が落ちたら生命にかかわるような危険な状況である。久場自治会長からも河川の安全対策文書も出され、現場の状況の写真も添付されていると思いますが、その対策はどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

11月27日に議員、自治会長と私たち職員、一緒に現場を確認しました。その後、自治会長から要請文が届きました。危険な箇所ということで対策をすることで、自治会長に報告しております。防護策と排水の底板の改修を予定しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 火曜日に久場地区の役員会議がありまして、仲栄真さんから大雨のたびに危険を感じますので、河川の安全対策はいつごろからやりますかとありました。大雨のたびに非常に危険な状況ですので、そういった対策をお願いします。

次、大梓2番、自主防災組織を活性化して地区防災力を高める。①平成30年7月豪雨の状況は。全国の現況と岡山県倉敷真備地区の現状と課題について質問をします。沖縄地方での地震は去年、震度4以上は9件発生しています。ことしも台風などの影響で、風や大雨で災害の被害が拡大している。全国でも地震・台風及び7月の梅雨前線の停滞により、日本全国の長期の豪雨で死者211名、行方不明者118名の犠牲を出しています。岡山県倉敷市の災害状況も、犠牲者51名中42名が住宅の1階部分で遺体となり、42名中36名が65歳以上です。これは朝日新聞の8月20日の新聞に掲載をされています。孤立状況の中から2,350名の人が救助されている。災

害が発生したら、地区では自主防災組織はどういった役割分担をして防災対策をしますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自主防災組織につきましては、地域の方々が自発的に防災活動を行う組織でございます。平常時には、地域における防災知識の普及、防災訓練の実施など。また災害が発生した場合におきましては、近隣住民への声かけと避難所への誘導、また避難所の開設と運営、さらには行政並びにボランティアとともに復旧活動の支援などの役割があるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 次に②の自主防災組織の活性化に向けての取り組みについて質問をします。自主防災組織を普及させるために、各自治会長への周知、各自治会へ出向いての説明会、また各種団体などを対象に講演会を開催して実施しています。現在、中城村では奥間地区、久場地区、2地区しか自主防災組織はなく、少ない現状です。自主防災会が普及しない課題は何がありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

御指摘のとおり本村におきましては、まだ2団体しか結成されておられません。村としましては自治会や、あるいは各種団体に対しまして説明及び講演会等を実施しておりますが、まだまだ周知不足の面もあると思います。一方で地域におきましては、自主防災活動に対する意識不足、活動役員の不足や、さらにテレビのニュース等で見る災害の光景を他人事として捉えている面もあるのではないかと感じております。このようなさまざまな要因が重なって普及していないものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 自主防災組織の活動の事例として、平成29年に発生した糸魚川市大規

模火災では、自主防災組織や消防団のほか各機関が連携して避難を呼びかけ誘導した。消防団と自主防災組織の連携がとれた結果、一人の犠牲者も出さなかった。こういう事例のように災害時には、自主防災組織の果たす役割は大きく、災害を軽減し、防災対策を図る意味で自主防災組織は重要ですが、本村は2地区の自主防災組織しかありません。それで本村の自主防災組織の結成を促進する資料で、自主防災組織規約第6条に、役員に防災委員があります。防災委員の仕事内容と、どういった人が防災委員とされていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自主防災組織が多く地域等で結成されるよう村としても、今後も支援を行っていきたくと考えております。組織を結成するに当たりましては、規約等の整備をしなければならないことから、村からその規約の案について提示をしております。それによりますと、役員として会長、副会長のほかに防災委員も置いたほうがよいのではないかと。また、防災委員には消防職員、消防団、そのOBなどをその職に充てたほうがいいのではないかとということで、一つの案として示しております。防災委員の職務としましては、その案にも示しておりますけれども、住民に対する啓蒙活動や防災活動に専門的に携わるとということで、これも一つの案として示しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今総務課長から答弁がありましたように、防災委員は専門的な知識がある消防職員、消防団などとされている。私は自主防災組織を普及させるためには、消防職員、消防団やOBなど専門的な立場の人たちと一緒に取り組まないと自主防災組織の普及は難しいと思っている。北中城村の渡口自主防災組織では安里秀己さん、元中城北中城消防職員を中心

に去年結成されました。自主防災組織を普及させるには中城北中城消防組合、関係機関と連携を図ったら普及すると一般質問で指摘しました。中城北中城消防組合と関係機関などと自主防災組織を普及させるための連絡会議などは行いましたか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自主防災組織普及のために、中城北中城消防組合等関係機関と直接連絡会議を行ったことはございません。自主防災組織の結成に当たりましては、地域、村、中城北中城消防組合、消防職員及び消防団員との連携は組織の活性化、地域防災力の強化に大きな効果が得られるものと考えております。自主防災組織の普及につきましては間接的ではございますが、中城北中城消防組合や沖縄気象台と連携をしまして、自主防災組織の必要性を訴える、その内容を取り入れた防火防災フェア、防災講演会及び防災講習会を実施しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私も消防議員でありますので、その中で消防の皆さんに、自主防災組織が普及するためには皆さんの力が必要ですよということで言います。そういった形でお互い同士でこれは普及させないといけませんので、先ほど言いましたようにこの組織を普及させるためには専門的な人たちがいないと、なかなか難しい現状ですので、そういったところと連携をとることによって普及すると思います。

自主防災組織が普及しないのは、先ほど総務課長から答弁がありました。住民が災害に対して、何かあったときには「なんとかなるさ」と、災害が来ても大丈夫と防災に対しての意識の甘さや低さなどがある。また、地区に専門的な人材が少ないのも普及しない原因とされています。自主防災組織が活性化している先進地では、防災士の資格を持っている人がたくさんいる。本

村の防災担当者も久場・奥間地区も防災士の資格を持っている人はいません。防災資格を取るための防災士養成講座を受講したら資格が取れます。どこで資格を取れますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内には防災士の資格を持った方が、平成30年11月末現在の状況ですけれども、5名おります。また、実は本村職員にも防災士の資格を持った職員が2名おります。1人は元防災担当職員でございます。もう1人は現在の防災担当職員でありまして、これは去年の9月に比嘉麻乃議員から提案のありました那覇市で開催される講習会への参加が実現し、防災士の資格を取得しております。防災士の資格取得につきましては23の県、36市町村、30の大学等教育機関及び防災士研修センターなど、3つの民間の研修機関で、全国92カ所の防災士養成研修実施機関におきまして、講義を受講した上で試験に合格し、資格を取得することになります。残念ながら沖縄県内におきましては、研修実施機関はございません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 平成30年度全国自主防災組織リーダー研修会が東京で11月20日、21日にありました。地区防災力が活発な地区は自主防災組織にはたくさんのリーダー、防災士や消防職員、消防団、防災に詳しい人たちがたくさんいる。各地区で防災士資格養成講座をして、防災士の資格に努めています。先ほど総務課長から答弁があったように、那覇市と豊見城市では地域における防災リーダーとなる人材育成をするために、防災士養成講座を実施している。本村でも防災士のリーダーを育成するために、取り入れる考えはないですか。それとリーダーを育成するには、市町村では防災士の資格を取る受講料を負担している市町村もあります。本村も受講料を負担する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましては常設という形で防災士を育成する、そういう研修の実施機関はございません。昨年たしか那覇市と豊見城市の合同で、その講座を開催したという経緯がございます。本村だけでできるのか、あるいはほかの市町村も巻き込んでの話になるか、その辺は今後の検討になると思いますが、もし我々のようなそういう小さい市町村においても防災士研修センターが、そういう講習をしていただけないかという機会がありましたら、ぜひ取り入れたいということは考えております。

○議長 新垣博正 答弁漏れで、受講料の公費負担をする考えについて答弁をお願いします。

○総務課長 與儀 忍 答弁漏れがありましたので、追加して答弁をしたいと思います。受講にかかる費用につきましては約6万円程度、県外で受講する場合は交通費等、さらに10万円程度の旅費が必要になってくるものだと考えております。現在県内市町村におきまして、防災士資格取得のための助成を行っている団体につきましては、沖縄県と豊見城市、たしか2カ所だったと思います。まだほかの市町村にもそれは普及していないという現実はありますけれども、防災士はやはり地域の防災力向上には欠かせない存在でありますので、その辺は今後の課題として検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私のほうも那覇市で受講できるというのは知らなかったものですから、そういった形でもし防災士の資格講座がありましたら、連絡ください。それで久場地区で、役員がいますので、派遣して資格を取らせていきたいと思っています。

次、③村・発電所・地元、3者合同避難訓練について質問をします。発電所は久場・泊地区の住宅に近いので、発電所からの液化天然ガス、

アンモニアガス漏れや、火災が発生した場合、久場・泊地区の住民の安全を確保するには日ごろからの訓練が必要です。村・発電所・地元、3者連携による合同避難訓練の実施をすることにより、災害が発生した場合には久場・泊区民の生命・財産を災害から保護し、危険な状態にある区民を安全に避難させることができます。村・発電所・地元、3者合同避難訓練の取り組みはどのように取り組んでいきますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もありますので御了承願いたいと思います。

これまで久場地区におきましては、土砂災害避難訓練、そして久場・泊地区におきましては津波避難訓練、また吉の浦火力発電所内におきましては、テロを想定した訓練を実施してまいりました。しかし、発電所内における火災等を想定した、さらに地域住民も含めた訓練はこれまで実施したことはございません。前回の定例会に置きましても、また今回の新垣貞則議員の質問にもありますように、発電所内における事故等についても想定しなければなりませんので、今後村・沖縄電力・それから地元、3者による合同での避難訓練が実施できるように検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 企業立地・観光推進課長に質問をします。

年2回、村・それから発電所・地元、3者情報交換会を開催しています。そういった情報交換の中で連携をとりながら話し合いとかはできないのでしょうか。

○議長 新垣博正 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

○企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えします。

沖縄電力と村役場、企業立地・観光推進課及

び住民生活課、それと泊地区、久場地区を交えた5月と11月にこの吉の浦火力発電所に関する情報交換会ということで行っております。去る11月に、この3者での連携合同訓練ができないかということの提案がありまして、どういった災害を想定して、どのように訓練するかということで、そのパターンでいろいろ訓練の方法が変わってくるということで、今後どのような災害を想定するかということで訓練ができるように取り組んでいくということでのお話が上がっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、企業立地・観光推進課長からありました、3者で情報交換会がありますので、そこで総務課も交えてやったら合同避難訓練ができると思います。

次、④地区防災計画の取り組みについて質問をします。従来防災計画としては、国・都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、防災活動を実施してきました。しかし、東日本大震災において自助・共助及び公助がうまくかみ合わないと、災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村の一定の地区の区民及び会社が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画の制度が新たに創設されました。中城村では地区防災計画を策定している自治会はありますか。または地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できることが重要です。その取り組みとして、内閣府は平成26年3月に地域防災区の公助と地域コミュニティの活性化に向けて、地区防災規約ガイドラインを作成しましたが、どういった内容でしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましては、地区防災計画を作成している組織及び自治会はございません。それから地区防災計画のガイドラインには、防災に備えた自助・共助の重要性などを示した制度の背景や計画の基本的な考え方、計画の内容、そして市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する場合の計画提案の手續、防災訓練の実施検証や防災意識の普及啓発と人材育成などの実践と検証、そういう内容になっております。地域において地区防災計画がスムーズに作成できるようにガイドラインには記載されております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 全国では自主防災組織が活発な防災計画のモデル地区がたくさんあります。九州では宮崎県えびの市がモデル地区に指定されています。現在、自主防災組織のある久場、奥間自主防災組織の役員と村の防災担当を県外のモデル地区の先進地を研修することでリーダー育成につながり、地区防災力が高められます。村の防災担当者として久場・奥間地区の役員、これは二、三名でよろしいと思いますけれども、こういった県外先進リーダー研修に取り組む考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先進地の取り組みについて学ぶことは、地域並びに村の防災力を高めるために有効であると考えております。しかし、先進地が県外になりますと高額な予算が伴うことから、まずは県内の先進地においてリーダー研修等を行っていただいて、その成果を踏まえて今後県外の、より活性化した地域での研修というのも今後においては検討できるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 村長に伺います。地域住民による自主防災組織を整備し、訓練や備え、自主防災マップの作成、さらには防災リーダーや消防団など、地域の防災人材の確保と育成も

不可欠であると考えます。自主防災組織を活性化して自主防災力を高める公助について、村長の見解をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども少し答弁したとは思いますが、当然役場がやるべき部分というのは大変大きなものがあると思いますし、課題として中城村役場は私を筆頭に、この防災についてまだ我々が目指すところには至っていないとは認識しております。しっかり住民の皆さんにその危険度と言いますか、大変なことなんだというものをもっともっと啓蒙していきながら一緒になってまた考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 神奈川県によこすか海辺ニュータウン自治会防災会の合言葉です。

「安全と安心は、何ら努力もしない人たちに天から降ってくるものではありません。安全と安心の暮らしは、みずから努力して、みんなで力を合わせて、つかみとるもの」とあります。私は自主防災組織のリーダーを育成することが自主防災組織の活性化につながり、地区の防災力が高められると思います。人材育成が組織をつくり、人材育成が組織を活性化させる。リーダー研修に力を入れてください。

次、大枠3番です。①中城中学校の校門の交通安全対策とトイレ修繕について質問をします。先ほど教育総務課長から答弁がありましたように、吉の浦線、仲真司法書士前の交差点があります。生徒たちの送迎で朝晩自動車の交通量が多く渋滞し、生徒たちが交通事故に遭わないか心配でしたが、交通安全対策として一方通行の標示を道路に設置したら車の渋滞が少なくなりました。渋滞は少なくなりましたが、一方通行が標示されている道路は道幅が狭く、学校の塀があり、車道の見通しが悪く、車の運転手が車道のぎりぎりのところまで車をとめます。この

場所はたくさんの生徒たちが朝晩横断しますので、交通事故に遭わないか心配です。一方通行が標示されているところに、交通安全対策としてストップ線をする考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

平成28年に行った村からの要請では、一方通行及び一時停止線の「止まれ」の標示を行っております。その中で公安委員会においては、交通規制の設置基準に基づいて今回は一方通行のみの部分の標示ということになっていると考えています。ただし、議員がおっしゃられるように子供たちの横断があるということで、やはり保護者や交通をする運転者のマナーもそうなのですけれども、交通事故等がないように村としては看板の設置などにおいて啓発できるようなことがないか、また担当部署等も含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時00分）

~~~~~

再 開（12時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 教育総務課長、公安委員会はこの一時停止は、ストップ線は認めないということですか。それとも村として予算の問題があつてできないということですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 お答えします。

先ほど交通規制の設置基準というのは、公安委員会において交通量などいろいろな基準に定めがあり設置されていて、予算については公安委員会の方の予算となっていますので、村の方においてストップなどの表示、例えば予算が確保できたとしても、この設置については村で行えないということになりますので、そういう考

えでよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 予算的な問題だったら歩行者安全対策工事費請負費で450万円計上されていますので、そういった予算で止まれの停止線ができるかと思っていましたけれども、それでは公安委員会のほうに朝晩徒歩通学の生徒がたくさんいますので、ストップの線があったら車はとまりますので、公安委員会に要請をお願いします。

次に、トイレの修繕について質問をします。現在洋式トイレは各教室とも整備しつつありますが、グラウンド側の1階保健室、2階図書室は和式のままで。教育委員会は、中学校の洋式トイレは年次的に取りかえるとありましたが、グラウンド側のトイレは和式のままで。洋式計画はどのような計画で今後進めていますか。それから1階の保健室側のトイレです。小便器は現在2つ故障で使用できません。トイレのドアは穴が開いているところやドアが開きにくいところがある。生徒たちから「トイレが汚いのできれいにしてほしい」という声があります。今後トイレの修繕についてはどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

学校の方のトイレの洋式化については、今年度は中城小学校、津覇小学校の洋式化に取り組んでいます。議員のおっしゃる中学校のグラウンド側のトイレについては、やはり洋式化のみではなく、照明灯、またブースというのですか、ドアなども含めた全体的な改修が必要ではないかということで、補助事業を検討しては、限度額がありますが400万円を下限に3分の1補助という部分がありまして、そこに採択できないかということで、現在取り組んでいる状況です。

もう一つまた、現在議員がおっしゃるトイレのドアに穴が開いているなどという部分については、学校側からは報告はまだございませんが、それ以外においても気づいたところは学校側から報告があれば、先ほど答弁しました臨時職員等も配置していますので、随時改修できるように取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 トイレの修繕については、生徒たちからの要請です。トイレが故障して使えない。トイレのドアが開きにくい、トイレが汚いということで、生徒たちの声ですので、現場検証して、改修改善をやらせてください。

次、②のプール建設について質問をします。先ほど答弁がありましたように敷地の確保は役場の跡地にやるという計画がある。プール建設には、敷地の問題と財政的な問題があると思います。次、プール建設には、例えば約4億円から5億円の予算がかかると思います。一般財源で大きい予算になる。プール建設の補助事業は文部科学省の学校体育諸施設整備の事業の中に、学校における水泳プール、武道場の体育施設の整備促進事業があります。補助率は3分の1のメニューです。そのほかにもプール建設をする場合の補助事業はありますか。今後、水泳プールはどういう補助事業のメニューを活用して、中城中学校のプール建設をする考えでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではプール建設についてお答えします。

プール建設については、やはり財政的な部分、土地なども含めて大きな財源が必要な事業だと考えています。その中で補助事業ですが、やはりその他のメニューというのは、教育委員会としてはまだ調べてはませんが、やはり文部科学省の公立学校施設整備事業の中のプール建設の費用が現在は補助事業として適当というか、



メニューとしてあるということで認識していません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 役場の建設も終わりますので、今後はまたプール建設の事業に取り組みないといけないと思いますので、そういった補助メニューがないとなかなか難しい課題がありますので、補助事業とプール建設基金とかを入れてやらないといけません。そういった計画を立てて進めてください。

次に③部活動指導員の支援について質問をします。本村は平成10年に中城村部活動指導員に関する規則を制定し、中城中学校に部活動指導員を配置しています。中城中学校に部活動指導員を取り入れた理由は、部活動指導員の活動状況は、これまでに部活動指導員は生徒たちを指導して、どういった実績を残しましたか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

中学校においては、中城村は以前からOBや父母会の方々に熱心な指導者がおりまして、中学校の部顧問、教員と連携協力をしながら、部活動の外部コーチとして、その地域の方々がボランティアで技術的指導を行ってきておりました。しかし、その方々の多くは別に本業を務めておりまして、現状のままではその責務に負担が大きすぎることから、今後もスポーツを通じて生徒の意識、技術の向上、生徒間の融和を図るため、学校の活性化につなげる意味で、引き続き活動していくために、平成10年にこの規則を定めて、部活動指導員として改めて正式にすることとなったことと認識しております。これまでの指導者の方々につきましては、各種競技、個人競技を含め団体競技、いろいろな場面において県大会の優勝、九州・全国大会へ派遣されたり、特に近年では駅伝においては、その活躍は目を見張るものがあると考えております。こ

れまで個人ではありますが、中城中学校出身で御承知のとおり、ことし最多勝をとった多和田真三郎選手、また元バスケット全日本選手であります仲村直人選手なども本村の中学校から排出されております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今生涯学習課長からありましたように、部活動指導員は学校と連携を取りながら生徒たちの人材育成に努めています。それで部活動指導員は九州などの県外派遣については、中学校のPTAから航空運賃は助成されますが、村からの助成はないです。個人負担で約4万円から5万円の自己負担が出ます。九州大会などは土曜、日曜に大会があります。木曜日から仕事を休んで、生徒たちの引率をして指導に当たります。自己負担も4万円から5万円かかり、経済的にも負担があります。部活動指導委員の経済負担を軽減するために、県外派遣費の支援はできないでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいま議員からありましたとおり県外派遣につきましては、現在PTAや父母会のほうから捻出されているものと認識しております。また、選手の生徒たち、児童たちの派遣につきましては、中体連や中文連、文化関係の主催するものにつきましては、生徒の県内離島及び県外派遣に関する助成金、また人材育成基金等を活用して限られた予算の中でより多くの人材育成と家庭の負担の軽減を資する目的で捻出しており、現在のところ指導者に対しての助成は考えておりません。しかし、私が調べたところで中部の状況を言いますと、中部の中では北中城村、北谷町、嘉手納町については、全国に派遣される競技に登録がされた指導者については助成があると。しかし、その他の市町村については中城村と恐らく同様のことと認識しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 生涯学習課長から答弁がありましたけれども、部活動指導員は特別職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例があります。条例には教育委員、スポーツ推進委員の旅費とか車賃とかが認められています。それで部活動指導員は教育委員会の非常勤職員ですよ。それで今課長からあったように、規則の中で部活動指導員は非常勤職員とあります。それでボランティアではなくて指導員ですので、そういった教育委員とかスポーツ推進委員とかと同じような、対等の旅費とかは支給できないものでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えします。

先ほどからありました規則に関しまして、第2条に教育委員会に部活動指導員を置くものとする。その中で部活動指導員は非常勤とするということで、あくまで委嘱をさせていただいて職員としての位置づけではなくて、先ほどからありました例えば教育委員、農業委員。生涯学習課にはスポーツ推進委員等もございます。この方々については、既に条例等、規則の上にある上位法により、市町村に配置義務がございます。そういった方々については、確かに旅費、費用弁償等の支払い規定がございますが、あくまでも部活動指導員については非常勤としての位置づけであると考えておりますので、性格が違うものと理解しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 部活動指導員は一生懸命頑張っていますので、スポーツ推進委員もそうですけれども、朝7時から午後5時から6時にやっていますよね。もし条例の中に、スポーツ推進委員は年間6万円とかいろいろやられていますので、今言ったことを条例の中に、この部活動指導員の挿入とかはできないのですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

条例規則の制定についてできるかということではありますが、そこですぐ条例等に見合うものではないと感じております。そういった支給等に関しては規則、要綱なりの中でいくかと思えます。御承知のとおり謝礼金、先ほどからあります県外派遣についても現在中部を含め県内でいろいろところで議論が起きております。これから次年度、私のほうも中部のしっかりとした調査、必要であれば南部のほうも調査をさせていただいて、中部の生涯学習課長会議なりそういったところで、今市町村によっても機運があるので、そこら辺を調査して精査した上で、平成32年度以降でしょうか、そういったところで、財政も含めたところで検討させていただければと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時16分）

~~~~~

再 開（12時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 部活動指導員はこんなに頑張っていますので、そういったことも理解して、私は教育委員会としてこういった方々をサポート、支援してあげないといけないかと思っています。そういったところも考えて指導者を育成する立場ですので、そういう支援をやったほうがいいと思います。

そして、最後に教育長に伺います。部顧問、先生と部活動指導員の連携について質問をします。今校門前では、毎朝各部活動の生徒たちが交代交代で挨拶運動を展開しています。挨拶運動を展開したおかげで、最近少しずつ部活動の生徒と通学生徒たちが「おはようございます」と挨拶が出来るようになりました。挨拶ができる子と、挨拶ができない子がいます。部活動の

生徒たちが大きい声で「おはようございます」と挨拶をすれば、徒歩通学の生徒たちも「おはようございます」と挨拶をするようになります。山びこが山びこを呼びます。生徒間同士で「おはようございます」の挨拶ができれば、学校の活性化につながり、スポーツ、学力、全ての面で学校がよくなります。中城中学校を沖縄一、挨拶ができる学校にするためには、各部顧問と各部活動指導員が連携すれば、必ず挨拶をする生徒がふえていきます。中城中学校の挨拶沖縄一を目指して、各部顧問と各部活動指導員の交流会を開催する考えはないですか。そして教育委員長は中学校のバスケットで全国制覇をしたので、部活動指導員に大切なことの助言等も含めて答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えいたします。

挨拶はとても重要なことで、将来会社の採用に関しても挨拶ができるという部分が採用する条件の中に入ってきたり、これは学校で当然部の中であつたり、授業中、あるいは全ての教育活動の中で挨拶の指導はしていることです。子供たちの部活動指導員の指導のありがたさというのも学校現場にとって…、というのは専門的な技術指導が教員ではできない部分がありますので、そういった部分をこの部活の指導員のおかげでカバーしてもらっている。そのおかげで子供たちが技術面、あるいは体力面、ルールやマナー、そういった面で向上して健全育成につながっているのかと、とてもありがたく思っています。連携の件ですけれども、実は私、教諭の頃も部活動の世話係という形でやっていたので、当然これは学校現場のほうで、指導でやるべきことではないのかと考えています。ですから校長、教頭、あるいは部活の世話係の先生、それからPTA会長、PTAの役員あたり、保護者あたりを巻き込んで、この外部の指導者も一緒に話し合いをする機会を設けるべきだと

思っています。教育委員会が主導でやるのではなくて、学校主導でやるべきことだと捉えています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 中城中学校は3年生男女の皆さんが、去年は女子駅伝部が沖縄1位になり、ことしは男子駅伝部が中頭1位になりました。女子の山びこが男子の山びこを呼び、3年生の山びこが2年生、1年生を動かし、すばらしい学校になりつつあります。私は、指導は山びこだと思います。部活動の顧問の先生方と部活動指導員が連携を図り、生徒たちを山びこができる生徒たちへ導くのです。校門前の挨拶運動が次々の山びこを生み、ひいては大人から子供たちへ挨拶を交わすことによって、中城村の活性化が図られると思います。中城村のすばらしい未来をつくるために、みんなで山びこあいさつ運動をしていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時22分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の1番、将来のまちづくり計画について。  
①中城村第四次総合計画の後期基本計画（2017年から2021年）が策定され、村の大部分を占める市街化調整区域における新たな土地利用施策の検討が取り上げられています。基本計画を踏まえ、将来のまちづくりの指針となる2017年度見直し予定の中城村都市計画マスタープランの

策定がおくれぎみですが、進捗状況を伺います。  
②南上原土地区画整理事業も本年中に保留地も  
完売し、後は換地処分等の事後処理事業により  
2022年度に完了する予定とのこと。マス  
タープランの中で、新たな土地利用計画が示さ  
れると思うが、引き続き南上原に隣接する台地  
地域での居住環境整備の事業計画が望まれるが  
どうか伺います。③「沖縄鉄軌道の構想段階に  
おける計画書」概要版が配布されております。  
その中で、広域的な観点から鉄軌道と市町村の  
地域を効率的に結ぶ交通ネットワーク（支線）  
の概略計画図で、宜野湾市から中城村までの支  
線イメージ図が示されているが、その件につい  
て説明を願いたい。

大枠の2番、地すべり防止区域指定の件につ  
いてでございます。7月25日に奥間地区の「地  
すべり防止区域指定」に向けて現地調査に入る  
との事前説明が中部土木事務所計画調査班から  
奥間公民館で説明会がありました。委託調査会  
社の技師が現地調査を来年の3月までの期間で  
実施することになっているが、調査状況などの  
中間報告があったのか伺います。

大枠の3番、奥間喜納原の復旧工事の件。  
「森の郷おくま」から南部林業事務所へ提出し  
た復旧防災計画書に基づく復旧工事の事業内容  
について「森の郷おくま」と請負工事会社との、  
復旧工事内容についての説明を7月5日に奥間  
公民館で受けました。その後、村への申請がな  
されているか確認をさせていただきます。以上、  
簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御  
質問にお答えをいたします。

まず大枠1、2、3ともに都市建設課のほう  
でお答えをいたします。大枠1の③は企画課の  
ほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問のポスト南上原地区と  
申しますか、南上原事業について今議会でも答

弁をさせていただきましたけれども、これから  
南上原事業が完了いたしますので、それにどう  
やって次の事業を進めていくかということのお  
尋ねだと思います。御質問にもありますけれど  
も住環境整備という意味では、やはりどうして  
も上地区のほうを中心に、現在の法律の範囲内  
であればそういう形になってくると思います。  
幾つかのハードルはあるような気がいたします。  
これは普天間飛行場の返還の時期も我々の事業  
に影響を及ぼしてくるだろうとどう予測もつき  
ますし、いろんな形で一つ一つひも解きながら  
次の事業展開を図っていこうと思っております  
ので、またそのときにはいろいろお知恵もいた  
だきたいと思っております。詳細については、  
また担当課のほうでお答えいたします。以上で  
ございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御  
質問にお答えします。

大枠1番の①、都市計画マスタープラン策定  
業務は平成29年度からの繰り越し業務でありま  
す。現在はほとんどの作業を終えておりますが、  
県の区域マスタープランにおける市街地と村が  
策定する都市計画マスタープランとの市街化候  
補地との協議が長引いたため、時間を要してお  
ります。

②南上原土地区画整理事業の隣接地も市街化  
の可能性を検討する候補地に挙げております。  
近い将来の中城村の成長を牽引する基盤づくり  
のためにも、新規地区の検討、調査を進めてい  
きたいと思っております。

大枠2の①、中間報告等はありませんが、委  
託業務の中で変位、変状測定は、一定の期間を  
要するものと考えられます。委託業務の成果品  
をもって具体的な区域の決定や地質状況が確認  
できると思っておりますので、今後も中部土木事務所  
計画調査班との連携を図りながら、情報を交換  
していきたいと思っております。

大枠3の①、8月と10月に南部林業事務所・中城村・森の郷と三者協議を3回行っております。復旧計画に不備があるため、申請できない状況であります。

○議長 新垣博正 企画課長 大湾朝也。

○企画課長 大湾朝也 それでは大枠1、将来のまちづくり計画の③につきましてお答えをいたします。

沖縄鉄軌道の構想段階における計画案構想につきましては、平成26年度より沖縄県によって検討が開始されております。現状では、概略計画や今後の取組方針等が取りまとめられておりますので、その中で鉄軌道ルート案を一つに絞り、那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市を經由する概略計画図が示されております。沖縄鉄軌道の構想段階における計画書から考えられる本村への影響としましては、交通ネットワークの構築に向けた今後についてどのように進めていくか考えなければなりません。現在示されている計画書につきましては、概略の計画でございまして、具体的なルートや駅舎位置等について詳細に検討していくものとされており、今後の進捗状況に応じて県から情報をいただき、共有していくものだと考えております。実際に鉄軌道が実施された場合には、本村からのバス、交通等によって最寄りの駅を結ぶ公共交通ネットワークを構築するための道路整備など、さまざまなインフラ整備も必要になるかと考えられます。しかし現状の構想の中では、その道路の整備につきましては触れられているものではございません。今後検討されていくものだと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

大枠の1番の①でございますが、恐らく協議が長引いたという答弁でございます。那覇広域

都市計画の区域マスタープランと村策定のマスタープランの、いわゆる市街化計画への具体的な相違点や県からの指摘等、その協議内容はどのようなものなのか、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

県の区域マスタープランにおける村の市街地は、南上原地区と久場地区ということになっております。村が策定するマスタープランの中には5つのゾーンを設けております。南上原土地地区画整理事業に隣接する南上原の井水原を含む北上原地区、高速道路のインターチェンジを中心に城跡周辺を含めた登又地区、変電所周辺の久場地区、新庁舎が建設される当間地区、MICEの立地による西原バイパスの影響を受ける和宇慶・南浜地区ということで、5つのゾーンを拠点として将来的に市街化区域に編入する構想を持っております。その5つの拠点と県が策定した2カ所の違いがありまして、調整しながら理解を得よう進めています。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 県としては2カ所の予定を入れていると。我がほうのマスタープランの中では、5カ所の拠点ゾーンを今設けているということでマスタープランを策定中ではありますが、今現在する答弁がありましたこの5つのゾーン形成については、県サイドからほぼ了解を得られたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

まだ100%ではありませんけれども、いろいろやりとりをしながら侵食して、ほぼ理解を得られる状況になっていると思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では99%はオーケーということで考えてよろしいかと思いますが、答弁でもありました平成29年度から本年度への

繰り越し予算、約半額ぐらいを繰り越したのですか、500万円ちょっとです。それでいわゆるそのマスタープランの完成時期、平成30年度中、今年度中には策定できるかと思えますけれども、その完成時期については大体何月ぐらいになるのか確認します。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 協議が整えば、すぐ印刷、製本に取りかかりたいと思います。まだ100%という答えは出ていませんので、印刷、製本が完成するのは、平成31年3月31日ということで御了承願いたいと思います。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 年度末には印刷製本まででき上がってくるという答弁でよろしいですね。では頑張ってください。

では③ですが鉄軌道と、要するに各地域を結ぶ交通ネットワークの件なのですけれども、道路整備等のハード事業も入っているのかという思いで本件の質問を投げかけておりますが、交通ネットワークの充実について、いわゆる構想段階の終了後、要するに市町村や公共交通の事業者と共同で交通アクセスの検討を行うということで、あくまでもそういう交通アクセスのイメージ図でありますということかと思えます。今回の一般質問でも東西道路の件は各議員から出ております。ちょっと話を都市建設課長に振らせてもらいます。鉄軌道の説明書の中で、宜野湾市から中城村までの横断道路の矢印があったものですからその質問を投げたのですが、それは交通アクセスの問題が主体だと思いますので、実際21世紀ビジョンで宜野湾横断道路について、ことしの6月から検討委員会がスタートしたという答弁がありましたので、幾つかルート案もあるかと思えますけれども、そこら辺のルート案について伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

8月26日から第1回目のルート検討委員会が開催しております。その中で、宜野湾横断道路については3つのルートがあります。南側ルート、北側ルート、東側ルートです。この東側ルートは、南と北の中間ということで御理解いただきたいと思います。まだ線形が決定していませんので、示された資料にも太い黒い波線で大まかなルートあり、変更になる可能性もありますので、3案のルートがあるということで御了承をお願いします。その中で広域性、住環境、景観性、主に経済性、どこが安いかというところで重点的に検討をしているところでございます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ルート案が今3ルート予定されているということですがけれども、その検討委員会の中で県と関係市町村との間の協議の中で、村としてこのルートを希望しますとかそういう内容の、いわゆる村当局のほうで現在3つの案の中で、そのルートが一番ふさわしいのではないかと優先順位というのか、そういうルート案は持っていないか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 検討委員会には副村長も私も参加しております。3案の中で、村としては東側ルートにしてほしいという要望はしております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 わかりました。

宜野湾横断道路、いわゆる東西道路です。やはり国道58号から国道329号までの横断道路はぜひとも必要かと思えますので、しっかりとまた県とも協議を進めていただきたいと思います。将来のまちづくり計画についてですけれども、ちょっと前に戻りますが5つのゾーン形成、今配置しているという答弁でございますが、優先順位というのですか、そこら辺はやはり南上原地区の区画整理事業がほぼ完了してい

て、後はその他の整理関係の事業で四、五年後には全て完了するというごさいます。新たな土地区画整理事業地として、現在進めている南地区に隣接する側から区画整理事業を導入したらどうかと思っておりますが、その件についてもう一度よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答へします。

都市計画マスタープランの中で、5つのゾーンで市街化区域を将来整備したいという方向で考へております。その中で優先順位を決めて進めていかなければいけないと思ひますけれども、地区のデメリット・メリットを庁議で検討をして、調査を入れられたらいいと考へております。議員おっしゃっている南上原に隣接する井水原・北上原地区についても、南上原の成功した効果があらわれていますので、即事業には入れるのではないかと考へております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは、また進行のほうをよろしくお願ひいたします。

続きまして大枠の2番、地すべり防止区域指定の件に移ります。早々と県の調査費がついたことを評価しておきたいと思ひます。去る台風24号で、その前の暴雨からそうなのですけれども、さらに追い打ちをかけるように台風24号、25号が来まして、やはり地すべり状況がかなり何カ所かで拡大傾向になっているように見受けられます。今後とも地すべり防止区域指定に向けて、中部土木事務所との連携を図っていただき、継続的な情報交換をお願ひしておきたいと思ひます。

大枠3番に移ります。先ほどの答弁にありましたが「森のくま おくま」の申請が、計画がまだ不備で受け付けられないという答弁がありましたけれども、復旧工事内容が公民館での説明と、かなり後退しているような印象を受けました。森の郷おくまの開発区域も同じように地

すべりが拡大傾向にあり、今後とも南部林業事務所と連係、情報交換をしていただき、開発現場を注視していただきたい。そこら辺もよろしくお願ひいたします。同じ喜納原に関連しますので、あと1点確認させていただきます。

御存じのとおり、その喜納原の民家の裏山の斜面崩れです。都市建設課の皆さんにしっかりとガードレールで土砂崩れ防止の応急対策をやっていただいたところのごさいます。しっかりと対応はしていただいたのですけれども、去る大雨で台風24号、そこら辺の大雨でせっかく立派に応急措置をしていただいたのですが、やはり土砂の力にはガードレールが根負けしているところがあります。そこは課長も職員も何度かごらんになっているかと思ひます。そのまま放置しておきますと、恐らく今固定しているくいも横向きになっている、ガードレールも曲がってしまっていると、押し戻されているという状況。そのまま放置しておくと、大きい土砂が崩れてくる可能性がある。それが民家の擁壁まで押し潰してしまう危惧も懸念されます。それで今ある応急措置でもっているところの補強というのですか、そこら辺の対応をしていただければ、今の状態でとまるのではないかということをお考へしますので、しっかりと中部土木事務所からも資材提供はあったような話は聞いておりますので、そこら辺はまた業者に相談しながら有効な策で、これ以上やはり今のところが崩れないような補強措置をぜひ、この場をかりてお願ひしておきたいと思ひしております。そこら辺どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答へします。

補強するために中部土木事務所から支柱とかガードレールをいただいたところでありました。そこで補強工事に入ろうと考へていた矢先に、雨により膨らんでしまったと。それから天気がよくなり、業者の方とも現場を見ながら相談を

したのですけれども、むやみに土をとって戻したりするよりは、当分現状のままで様子を見てみようということでありました。やはり議員おっしゃっていたとおり、また上からの崩れもありますので、再度業者と確認をしながら、どの部分を補強していけばいいのか。また、狭い場所ですので重機、そういうのも選定しながら復旧を図りたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 またお世話になりますけれども、早急にその対策を立てていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時04分）

~~~~~

再開（14時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。

○13番 外間博則議員 こんにちは。十分、たっぷりの時間をいただきましてありがとうございます。早速でございますが、ただいま議長より一般質問のお許しがございましたので、一般質問を読み上げて質問をします。

まず大枠1、村道の整備について。①村道整備で潮垣線、南浜から泊までの間、各東西への十字路がございます。その中には排水溝がございます。あちらこちらでこの排水溝の破損が見られるため、整備ができるか伺います。②潮垣線に通学路があり、またその通学路に面する津覇110番地、住宅の入り口側ですけれども、その部分のグレーチングが破損しており、また津覇486-1番地の入り口部分にも側溝の破損が見られます。合わせて整備できないか伺います。③この部分訂正がございます。寺原線とありま

すが、この寺原線からの進入路入り口の部分からは、農道津覇浜原線1号となります。訂正お願いします。その部分の入り口部分が狭いため、通行が不便となっております、その部分の道路拡張と舗装整備まで行えないか伺います。

大枠2、不法投棄について伺います。①村内各所（県道、村道、農道）において不法投棄が目につきますが、その対策をどのように行うか伺います。②この不法投棄に対し、巡回、パトロールを行っていますが、その結果について伺います。以上、簡潔明瞭な御答弁よろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と農林水産課、大枠2番につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。お尋ねの、特に不法投棄については、非常に村当局としましても大変頭を悩ませているところで、多少の減少傾向はあるようでございますけれども、これは村民以外でも村民でもそうですが、まだまだ住民の方々がもう少し不法投棄というのはいけないことなんだという認識をしていただくことが寛容かと思えますし、我々にとってはまたパトロールの強化、防犯灯、防犯カメラなど、またそういうものにも力を入れていかなければいけないのかと、大変寂しく思っているところでございますが、しっかりとまた対策はやっていきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 外間博則議員の御質問にお答えします。

大枠1番、村道の整備についてです。①潮垣線は通勤車両の通過が大変多い路線であります。そのためにいろいろなところで破損が生じてお



ります。議員おっしゃっている各交差点の部分で、特に南浜、比嘉商店付近、当間山城商店近くの交差点については、結構沈下しております。その部分に関しましては都市建設課も認識しており、改修方法を検討しているところでありますので、予算の範囲内で修繕をしていきたいと考えております。

②についてです。車でいつも通行をしているところではありますが、気づかずに申しわけありませんでした。特に110番地付近の部分については通学路、津覇486-1番地については車の交通は少ないと思いますけれども、ウォーキングで利用する部分だと認識しております。その部分に関してはきのうで修繕が完了しておりますので、確認をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは外間議員の質問にお答えします。

農道津覇浜原1号線は、県営畑地総合整備事業を平成10年に完了し、補助金での施工は厳しいと思います。拡張及び舗装整備については村単独の費用となりますので、村の財政事情を考えると応急処置での対応となります。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠2についてお答えをいたします。

①について、不法投棄については、新規の発生件数及び処理量は、ここ数年減少傾向にあるものと考えます。不法投棄の傾向として、以前は家電や建築廃材がまとまって投棄されることが多かったのが、最近では家庭ごみが散在的に道路沿いや崖下に投棄される案件がふえております。対策としては、発見した不法投棄物は早期に回収処理をすることにより、新たな不法投棄の誘因とならないよう努めております。また、巡回パトロール、警告啓発看板の設置、道路脇へのネットフェンスの設置、監視カメラの設置

等も行っております。今後もこれらの対策を継続し、更には監視カメラの増設により抑止効果の強化を図っていきたいと考えております。また、国道・県道への不法投棄については、早期発見に努め、収集等の早期対応を道路管理者へ要請をしております。

②について、不法投棄監視重点対策地域として、久場農地保全区域、新垣農地保全区域、海岸及び農道などの巡回パトロールを実施しております。平成29年度での不法投棄件数は11カ所で、内訳として久場農地保全区域5カ所、新垣農地保全区域で2カ所、村道南進8号線で1カ所、吉の浦海岸1カ所、和宇慶川崩地区2カ所で、廃家電やベッド等の粗大ごみが発見されております。平成30年度におけるこれまでの件数は4カ所で、内訳は久場農地保全区域、久場海岸、屋宜海岸、南浜農道の各1カ所において廃家電やベッド等の粗大ごみが発見されておりますが、いずれの案件においても不法投棄者の特定には至っておりません。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 それでは順を追って再質問をいたします。

先ほどの課長の答弁では、南浜から先ほど言った比嘉商店の入り口の南浜から、また泊までの潮垣線の通り、縦の線を見て来られたと思いますけれども、場所の選定はしておりませんが、確認をとる意味で課長はこの危険箇所を把握しているということで、恐らくこの2カ所が私は一番悪い状態にあるのではないかと思います。潮垣線と言えば通勤とか、そういう通勤終えの車両が多く通っています。その中でも通学路としてラインが引かれ、歩道として通学路があります。その意味で進入する入り口の部分、②ですけれども、その部分に関しては以前より少しぐらいの破損というか、グレーチングの縁の部分がちょっとへこんでいる感じであったのですが、完全に今は割れてしまった状態であり

ます。その場所はまた子供たちも通学するし、また集落内へ車の出入りも多いものですから、車の出入りでそういう傷んだ部分が、破損が強くなったと思います。また通学路でありますので、入り口部分は通学路として子供たちの出入りも多いですので、子供たちの足がすっぽり入るぐらい破損が大きいのですので、また大型車両も通る傍ら破損が大きくなって、またグレーチングも沈下するおそれがありますので、大変危険ですので向こうのほうも早急に行っていただきたいと思います。

486-1番地もあわせて、きょう確認はしていないのですけれども、早急な修繕をしていただきありがとうございます。後で現場を見えます。ただいまのこの件、村道の潮垣線も含めて、この村道の整備計画というのはされているのか。農道はまた後で、今年度以降、全体の村道の整備計画はあるか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 潮垣線についての質問でよろしいですか。

きのうの石原議員の質問にもお答えしましたが、西原工業団地への通勤車両が多いので、整備は必要かとは感じておりますが、現在のところ整備の計画はございません。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 ただいまの答弁で、一応この潮垣線も南浜から泊までの区間がありますが、その中で優先順位をとって、先ほど破損が大きい場所が南浜、比嘉商店部分と吉の浦の金城重機の脇のほうです。その部分と私も把握しております。毎日大型車両が通るたびに、余計もっとひどくなるのではないかと。今でも危ない状況ではないかと思っておりますけれども、時期的にも今年度は計画して、次年度早急に整備ということはできないかどうか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 先ほども答弁しま

したが、この2カ所については早急に修繕が必要だと思っています。大分グレーチングが沈下しておりますので、通行車両にも影響があるかと感じております。年度末ですので、残りの予算を見ながら、また新年度の予算でできるのかどうか早目に検討をして、修繕を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 新年度で早目の対策が必要かと思っておりますので、新年度で計画を立てていただいて、整備につなげてほしいと思います。

続いて③の向こうは入り口部分になります。寺原からの進入口、入り口部分が狭いということで、その部分に関してですが農地がありまして、この農地の距離にして1筆分かと思うのですが、入り口部分から30メートルほどですけれども、この部分がまだ舗装もされず拡張もされていない状態で、現在農地から生えているかと思うのですが、ススキがもう道も横断してしまっていて、道路を塞いでしまっていて交通が不便であるということで、多くは北浜の方からの強い苦情や要望とかがありましたので、その点について、先ほど農林水産課長から答弁がありました。この部分については土地改良事業でそのときに了解が得られなかったと、その部分です。確かに村の事業としてはちょっと厳しいかと思われませんが、いろいろ予算がつけられる範囲ということで、早急に拡張できるかどうか。部分的な舗装は後で検討するというので、まず拡張について伺います。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

先ほども答弁いたしましたけれども、これは補助事業がもう完了しておりますので、拡張及び舗装に関しては村の単費になりますから、財

政の事情を考えると非常に厳しい面がありますので、維持管理の範囲内で資材提供でもできれば、早急にやっていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 この部分に関しては、隣接する北浜の方々、農家の方々、その方からも要望が多くありますので、この地主と対面してこの方法等を、地権者の方の意向も含めて説得して行って、その部分を…30メートル程度ですよね。その程度で1メートルほど拡張すれば、2車線も通れるようなすばらしい道路になりますので、課長も一緒に検討しながら、地主の承諾が得られるように協議を持ちながら、道路拡張について努められればと思います。その点については協議して、拡張について前向きな考えがあるかどうか。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

拡張に対して前向きに検討があるかどうかということだと思いますけれども、あれは土地改良区で、減歩でほとんどを生み出した道路ですので、今後拡張に関しましては補修をするということは非常に厳しいと思えます。農家が無償で提供するのでしたら、前向きに検討してもいいのかと思っております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 また、課長のおっしゃるとおり道路拡張の意向については、地主を説得しながら提供してもらえるのであれば、私も幸いかと思います。それに向けて地主の了解をいただいて、工事ができるように、スムーズにいくように検討をしながら一緒にやっていきたいと思えます。工事については、またこの予算のつき次第というか、そういうことでよろしくをお願いします。

また戻りますけれども、先ほど都市建設課長

よりお話がありましたが、以前9月議会で私が質問した35番地ですか、この農道と関連して。向こうも質問をして、翌週にはもう補修されていきました。その部分ではこぼこ部分を、今回は要望といいますが、部分的なでこぼこの部分は維持管理、修繕ですか、補修で何カ所か穴埋めされて、整地されていきました。その後、次年度また舗装について、今後また要望していきますのでよろしくをお願いします。質問ではございませんので、要望いたします。

続いてですが、不法投棄について伺います。先ほどの課長の説明によりますと、場所について久場地区、新垣の保全地域の部分からも今年度4カ所あるということで、平成29年度は11カ所と半分以下に減っているということです。これは県道の部分も含めて除去したということですか。これから監視カメラも設置されると思いますが、今年度はまた5基を予定しているということで、この設定する選定場所です。あらかじめ決定しているのであれば、この5カ所の選定場所をよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今年度9月補正で計上しました監視カメラ5台を予定しておりますけれども、その設置場所につきましては久場農地保全区域と、あと新垣農地保全区域、あとは屋宜の海岸と久場の海岸に5基設置する予定をしております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 外間博則議員

今年度の予定は6基と聞いていたもので、5基ですか。また、これは補助事業で行っているということですよ。それで今年度、平成30年度に5基設置して、恐らく成果はあると思えます。その箇所をあわせて巡回パトロール等、一緒になりますが巡回パトロールによって、県道とかそういうところもパトロールをされている

と思いますが、やはり見落としている部分もたくさんあるのではないかと思います。その場所もやはり選定に入れて毎年度で、次年度も補助事業で申請をすれば設置できるという話も伺ったのですけれども、その点についてはどうですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

カメラについては、次年度も事業としてはあります。けれども、年度に入ってから要望調査がございますので、それが予算化されるかどうかというのはまだはっきりとは申し上げられません。要望はしてまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 では監視カメラについては設置要望をすれば設置できるということで、よろしいです。

それで県道については、放置された場所を確認して、県にその回収を求めるということでよろしいですか。そこで中城村には農道もあり、村道、その中でも大きいごみ、小さいごみにかかわらず不法投棄された家電製品も多く、テレビとかそういうものが見られます。さらにまた農道とかに行きますとサトウキビ畑、そこにも雑草が生えた部分の草刈りをすると出てくるということです。見えないのです。そういう草が生い茂ったところ、耕作放棄地、そういう部分にもやはり放置されていると。見えない部分があるものですから、その分もやはりパトロール等、巡回で設置箇所を。また、草刈り等で雑草を除去すると、この不法投棄されたものとか、ポイ捨てされた弁当殻とか、そういうのが出てくるということです。巡回のほうも農道を中心にではないのですけれども、とても荒れた土地、そういう部分をパトロールしていただければと思います。パトロールに関して、貞則議員もございましたが海岸沿いは海岸整備等で徹底して

ごみの回収もされて、回収するものも軽減されていって、不法投棄等も少ない傾向にあるというお話であります。

それで、今回また課題となるようなものが県道35号線ですが、この部分です。実際パトロールをしていると思うのですけれども、どの部分か、私も周囲の方に不法投棄がありますよということと言われて回ったら、見つけられなもので、路肩なのか、山手の下の墓の部分、上の路肩の斜面の部分ですか、どの辺かわからないぐらいですので、その辺はパトロール等巡回を行って、今後また不法投棄の再発防止、なくなるように軽減して、抑えていけるように努めていきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、外間博則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時45分）

## 平成30年第8回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成30年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成30年12月14日（午前10時00分）		
	閉 会	平成30年12月14日（午後1時53分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	桃 原 清	6 番	石 原 昌 雄
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	比 嘉 保
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長 兼 住 民 税 係 長	知 名 勉	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	金 城 勉	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

## 議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
第 3	陳情第6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
第 4	意見書第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書
第 5	陳情第7号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情
第 6	意見書第6号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 改めておはようございます。10番安里ヨシ子、一般質問を行います。

薬物の低年齢化ということで質問をします。

①毎年10月1日から11月30日までの間、麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間になっています。各地で麻薬根絶に向けた講演会や学習会等が行われました。今帰仁村の兼次小学校や名護市民会館での講演会などが行われています。薬物の恐ろしさについて話され、それが高校生や中学生、果ては小学校5・6年生にまで及んでいるというお話でした。中城村において、どのように取り組みやお考えがありますか。伺います。②県教育委員会で高校生を対象にアンケートを実施。その中で「1回くらいならいいだろう」、「気持ちよくなれそうな気がする」、「ダイエット・眠気覚まし効果がある」と肯定的印象を持っている生徒も5,756人もいます。絶対使うべきでないという生徒も90%いるものの、薬物の誘いを受けた生徒は4.5%いる(県立高校生46,842人、回答率86%)。薬物に対する知識が欠けている実態があります。中城の中学生が薬物に対しどれだけの知識を持っているか、アンケート調査などを行う考えがありますか伺います。③県教育委員会では、これは私が言っているのではなく、県教育委員会の方が、薬物に疎い教師の意識の改革が必要だと。これまで飲酒防止が主だったが薬物の情報があふれる中、使ってみたいという好奇心をどのように抑えるか教えないといけないとおっしゃっていますが、それについて教育委員会としてのお考えをお聞きしま

す。以上です。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。薬物の件で、子供たちが生涯にわたって健康で明るく豊かな生活を送ることは、とても重要だと考えています。薬物は絶対にだめだと強く訴えなければなりません。薬物に関する指導は学習指導要領にも示されており、中学校は保健の授業で喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となるものであるということで指導を行っています。また、警察署や沖縄県少年サポートセンター等から講師を招いて講演会を実施し、教師も生徒も薬物乱用について学習を行っています。詳細に関しましては、主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

大枠1の薬物の低年齢化についてお答えいたします。まず①中城村の取り組みについてですが、小学校におきましては「薬物乱用防止教室」として、高学年を中心に全小学校で行われております。実施内容は、学年の発達の段階に合わせ、たばこ、酒、薬物等の中毒や害について、警察署の方や病院の医師を講師としてお招きし、学習しております。中学校におきましては、先ほど教育長からもありましたように中学3年生の保健体育の授業において、教科書の内容に加え、ビデオ教材やインターネットの公開画像を活用し、薬物の危険性について指導しております。

次に、②中城の中学生が薬物に対し、どれだけの知識を持っているかというアンケート調査を行う件についてですが、現在のところ実施する予定はございません。保健体育の授業後の生徒感想では、「薬物が、あんなに恐ろしいものとは思わなかった。絶対かかわりたくないし、

軽い気持ちで絶対に手を出さないと思った」などが多くあります。また、実際に、薬物に手を出さないために、自分の身を守るための断り方の実習も行っております。安里議員が懸念しております中学生の薬物に対する知識につきましては、小学生から中学生にかけて、発達の段階に合わせた指導を続けることにより、薬物依存の実態やその害についての知識は深まっていると考えております。

次に、③薬物に疎い教師への意識改革の件ですが、現在、生徒指導主任や養護教諭の研修会等におきまして、薬物に関する危険性やそれを防止する指導方法について学ぶ機会があります。そこで得た情報を校内での研修会において全職員へ周知し、児童生徒への指導に生かしております。村教育委員会としましては、今後も厚生労働省や文部科学省、社会の情勢等を注視し、警察署や沖縄県少年サポートセンター、福祉機関等との連携を図りながら、児童生徒の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 よく学校での教育がなされているということですので、気を楽にしております。

宜野湾署管内の薬物事犯の検挙数が過去最高だと。平成25年から増加傾向に歯どめがかからないとおっしゃっていました。以前から多いのが覚醒剤、大体60%近く。大麻が35%ぐらいということで、圧倒的に覚醒剤が多いわけです。これは子供たちではないですけれども、検挙されたのが188人いて、暴力団がかかわっているのが23人、全て覚醒剤だということでもあります。覚醒剤や大麻など薬物を巡る情勢が今、都市地区とか田舎、離島を問わず、蔓延の兆しがあると言われております。北谷町でも未成年者が覚醒剤を使用していると検挙されています。糸満では、これは高校生ですけれども、インター

ネットで大麻の種子を購入し、栽培していることが問題になっていました。中城中学校では小学校を含めていろんな教育がなされておりますけれども、中学校で今までそのような兆しがあったかどうかをお聞きします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時11分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在のところ中城中学校におきまして、これまで薬物や大麻に関する情報は得ておりません。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 以前、何年前かに南上原でも大麻を庭で栽培していたという問題もありまして、この種子についてインターネットで注文をしたりしていますけれども、デリバリー販売ということで郵便で送ったり、いろいろな方法を駆使してその種子を手に入れていると。販売ルートも巧妙な手口を使って、潜在化を強めていると言われております。一度だけ使ってみよう、遊びのつもりで使用したのが取り返しのつかないことにもなりますので、父母の皆さんもその薬の恐ろしさについて啓蒙する必要があると思っておりますが、子供たちだけではなくて父母の皆さん、親の皆さんに啓蒙活動をする必要もあるかと思っておりますが、それについてはどのような方法で啓蒙しているのでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再 開（10時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。



○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、保護者への啓蒙活動も重要だと考えております。学校におきましては、先ほど私が申しましたように授業等で行ったり、また講演等も行っております、公文という形で保護者にはお知らせをしております。その中で参加が可能なこともお伝えしていますし、また掲示物等で厚生労働省から「薬物ダメ」「ダメ。ゼッタイ。」というキーワードをもとにポスター掲示等も行っておりますので、今後も保護者へも含めまして児童生徒の安全のために掲示、広報をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 本土のほうに子供とか孫とかを行かしたものですから、いつどこで、どんな場所で誘われないかということで大変心配をされていて、電話するたびにそういう話をしたら、「電話するたびに、そんな話ばかりしないで」とかと言われてたりするけれども、テレビやそういったもので見る限り、本当に心配です。皆さんは御存じだと思いますが、覚醒剤は無色透明で白色の粉末であります。水溶性ですので、水に溶かして注射をすることをやります。神経を興奮させて、眠気や疲労感がなくなる。頭がさえるために有名人などがよく使っているみたいです。幻覚や妄想が現れ、時には錯乱状態が続いて、発作的に他人に暴力をふるったりするという内容でした。大麻については、乾燥大麻はマリファナと言って、粉にして刻みたばこみたいにきせるに入れて、あぶってこれを吸うという感じで、酒に酔ったような感覚。思考力が分裂、現在・過去・未来の観念が混乱し、感性が不安定的になる。興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うみたいです。いら立ちや不安、不眠、うつ病などの症状が出て、禁断症状が依存症になる。青少年のときに使用

するとリスクが高いと言われておりますので、絶対に誘いに乗らないようにということを強く教えてほしいと思います。薬物の情報があふれる中で、使ってみたいという好奇心をどう抑えていくか。薬物の蔓延の兆しを受けて、県教育委員会でもアンケートをとっております。中城小学校、中学校でアンケートはとっていないですよ。アンケートの調査も行ったほうが、結果として指導の方法もまたいろいろと、違った方法も見えてくるのではないかと考えておりますので、アンケート調査をぜひお願いしたい。県の教育委員会でもアンケートをとった結果、高校生1,821人が誘いを受けたことがあると。薬物を使っている生徒を見かけたことがある生徒が707人、使っているという生徒の噂を聞いたことがあるが400人でしたか。肯定的印象を持った生徒が5,756人もいると。絶対に使ってはいけないという生徒も90%を超えるという結果ではありますが、県は憂慮すべき非常事態ということで、危機感を募らせて取り組む必要性を感じています。この前の12月13日の新聞がありましたけれども、これは覚醒剤ではなくて女子中学生の、未成年ですよ。買春行為をした自衛隊員が8年前から30人の女子中学生、高校生に同様の行為を繰り返していたということであります。本当に恐ろしいことで、女の子を持つ親にとっては、ショッキングなことであります。子供の買春、悪魔への誘いなど、今子供たちを取り巻く情勢は大変危機的な状況だと思っております。いろんな機関、団体などと連携をして、子供たちを守っていきたいと考えております。何回も聞くようですけども、今後どのような取り組みをなさっていくかだけ、お聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

今議員がおっしゃるように子供たちの実態を把握するということはとても大切なことだと感

じております。今後、校長会や教頭会、その他生徒指導主任会がありますので、今のお話を伝えた後、この薬物に関するアンケートのみではなく、ほかの買春のこともあるでしょうし、たばこやお酒のこともあるでしょう。また、生徒の生活習慣に関することもあわせて、深夜徘徊等の問題も出てくると思いますので、こういった児童生徒の実態を把握するという事で校長、教頭等に話をして、前向きに検討していきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 不登校の子供も含めて、やはりそういった指導を徹底してほしいと思っております。教育委員会としてははじめの問題やら、この薬物の問題とか児童買春の問題とか、いろんな問題が山積をしておりますけれども、この麻薬というのは本当にこの人の一生を台無しにする。特に6年生ってまだ小さい子供ですので、中学生とかは影響が非常に大きいということですので、教育委員会としては頑張っ取組んでほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時24分）

~~~~~

再開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 議席番号2番、新垣修、議長より質問の許可を得ましたので、大枠1番の伊集・和宇慶旧県道交通規制に関する事項を通告書に基づき、質問を行います。

まずこの旧県道の交通規制は、平成14年から道路管理者である村へ長きにわたり、和宇慶住民の総意として要請を行ってきました。平成21

年度に村から宜野湾警察署へ要請書の提出をしていただき、継続的に村や宜野湾警察署と相談・協議を行い、また地元選出県議へも働きかけ、ことし11月末に住民念願の交通規制の標識が設置されました。まだ設置されて日も浅いため、地元住民を初め村民、これまでこの道路を利用している企業、あるいは農業生産者、通行にかかわる者には、まだ広く認知されておらず、現在でも大型・中型車が通行している状況です。そこで道路管理者である村は、①地元住民、隣接する地域、村全域、企業や農業生産者、関係機関への周知をどのように行っていくのか。②この案件は、どの部署で取り扱うのか。③旧県道に対して、和宇慶平田線の下り、北浜から河川沿いの農道上り線からの規制標識がないため、誤って進入できるため、その対策と警察当局への設置の要請はどうなっているのか。答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の伊集・和宇慶線の旧県道の交通規制でございますけれども、議員が今おっしゃったとおり懸案事項で、非常に長きにわたって地元住民の方々の生活を脅かす、それは認識をしておりました。今回の件が一つの突破口となるように、我々行政側もしっかりと地域住民の方々と一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。詳細につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

村道伊集・和宇慶旧県道線の交通規制については、和宇慶住民からの陳情を受けて、村としても宜野湾警察署へ要請をしてきておりますが、実現には至っておりませんでした。今回特定の

最大積載量3トン以上の貨物自動車等通行どめの交通規制が公安委員会により決定したことについては、村としても和宇慶地域の交通安全の向上につながるものと期待しているところです。ただし交通規制をするに当たっては、道路管理者である村が近隣住民や企業等への周知を早急に図る必要があるものと考えております。村民への周知は村広報誌や村ホームページにて行い、近隣住民へは事務委託者に依頼し、チラシの配布を行い、JA等の企業へは直接出向いて周知を図っていきたくと考えております。今回の交通規制に係る事務等については住民生活課を窓口とし、村道及び農道管理担当部署である都市建設課、農林水産課と連携し、対応していきたくと考えております。本路線に接続する村道と和宇慶・平田線及び和宇慶土地改良区、農道等については、現在規制標識が設定されていないため、誤って進入することは十分に想定されますので、規制標識の設置や注意看板等の設置ができないか、宜野湾警察署とも協議し、対策を早急に講じたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 理解しました。それでは答弁に再質問をいたします。一問一答方式で行いますので、回答を求めます。

まず、交通規制標識が設置されているのは確認しましたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現場のほうは確認をしております。和宇慶旧県道入り口に2カ所、公民館交差点に2カ所、伊集131番地付近に2カ所設置されております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今回の規制の対象はどのようなものでしたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

特定の貨物自動車と大型特殊自動車が規制の対象となります。今回3トンの補助標識が設置されていることから、最大積載量3トン以上の貨物、大型特殊自動車が対象となります。なお、3トンの意味は3トン積んでいるということではなく、3トン積みであるという意味で、荷物を積んでいなくても規制の対象となります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 3トン以上の積載車両は規制対象になるということですね。理解しました。

次に、その交通規制に伴い、地元、隣接地域住民には事務委託者に依頼し、チラシ配布をとの答弁がありました。暮れも押し迫り、交通量とともに危険性も増えていきます。安全確保のためにも早目の対応が必要と思うが、チラシ作成はできてますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在チラシの準備を進めております。今回、交通規制区間となった和宇慶及び隣接する伊集、南浜、北浜、津波については、12月20日の事務委託者会において、チラシの配布を依頼したいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 担当部局の迅速な対応に、村民に対する心配りと誠意を感じ、お礼を申し上げます。それでは次にチラシ作成に関して少し助言と等と確認をしたいのですが、村と担当職員と内容等を詰めてよろしいですか。その場でいいです。では私のほうで少し確認をしたいと思います。

次に、同様に村民への周知は広報誌や村ホームページの活用、またはJAや企業へ直接訪問をして周知を図るとありましたが、どのような方法で、いつごろを予定しておりますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** それではお答えいたします。

村民、村全域に対しての周知は広報1月号での掲載で調整をしております。ホームページ掲載についても早めに対応をしたいと思っております。JAや企業については直接訪問し、周知を図り、また村商工会へも周知依頼を行い、商工会会員の企業への周知を図っていただくように依頼したいと思っております。宜野湾警察署とも連携し、周知については遅くても1月いっぱいには周知を図っていきたいと考えております。

○**議長 新垣博正** 新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** 広報なかぐすくの1月号ということですね。今年も残りが少ないが、発行する皆さんには手間をかけますが早目の対応をしてもらって、1月には配布できるようにぜひとも尽力を尽くしてください。和宇慶、それから南浜、北浜、下地区には建設業関係、それと農業施設設備関係の村内事業者が営業しており、12月10日時点では規制内容をまだ周知しておりませんでした。作業車両は全て規制車両に該当しており、その事業所の作業車両がよくこの道路を利用しております。周知がおくれて不利益や業務支障が出ないように、迅速な対応を望みます。

次に、この道路は村内企業だけでなく村外の企業も頻繁に通行、利用しています。以前に西原工業地帯の企業へ通行の自粛を住民課長とともに要請も行いました。そちらへの周知はどのように考えてますか。

○**議長 新垣博正** 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** お答えいたします。

村外企業への周知につきましては、議員御指摘のとおり特に西原町の工業地帯の企業の利用が多いと思いますので、西原町産業通り会へ周知依頼を行い、産業通り会より各関係企業への周知をお願いしたいと思っております。こちら

についても早急に対応を考えております。

○**議長 新垣博正** 新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** 理解いたしました。この12月11日火曜日、西原町産業通り会から連絡がありまして、行政からの規制通知等が届くと周知範囲も広がっていくので、ぜひお願いしますとの連絡がありましたので、早目の対応等を望みます。

次に、規制区域道路に接続する村道平田線へ国道からの進入、農道と宇慶平田原線、それから和宇慶から南浜2号線、和宇慶から北浜線、この路線から誤って進入するケースが考えられますが、その対応はどう考えてますか。

○**議長 新垣博正** 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** それではお答えいたします。

議員の御指摘のとおり誤って進入することが想定されますので、注意喚起の標識設置について、宜野湾警察署など関係機関と協議を行っていきたいと思っております。早急な周知が必要だと思いますので、簡易的な看板になりますが村のほうで一旦立て看板を設置し、周知を図りたいと思っております。

○**議長 新垣博正** 新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** やむを得ない諸事情で通行する、あるいは通行したい場合はどうすればいいですか。

○**議長 新垣博正** 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** お答えいたします。

当該道路を通行しなければならないやむを得ない理由がある場合には、通行を禁止された道路を管理する宜野湾警察署へ申請をして、許可を得る必要がございます。

○**議長 新垣博正** 新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** 通行許可書の申請には、運転の期間期日、運転経路図等専門的な知識が要されます。申請から許可までには一定の時間を要することが想定されます。1月から製糖時

期に入り、運搬車両が通行します。農林水産課と連携し、JA等に車両通行許可についての情報提供をして、製糖期間運搬業務に支障がないように対応してほしいが、どのように情報提供を考えていますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

JAを含めた企業等へは周知依頼を行う際に、周知とあわせて通行許可の制度や申請に必要な添付書類等についても情報提供を行っていきたいと思っております。役場内においても関係課、農林水産課及び都市建設課と情報の共有を図り、また宜野湾警察署と連携し、周知や交通巡回指導を行っていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 地元住民の意向としては安全な生活道路の確保ということで、交通取り締まりの巡回指導にも期待をしております。許可申請についての見本書類があるので、それを担当職員に資料として提供しますので、活用させてください。そして、村当局に対して住民生活や企業活動に支障が出ないように、スピード感を持って対応していただきたいと思います。村の情報を迅速に、正確に、適切に発言することで、行政サービスの向上につながり、村に対する住民の理解が得られると思います。村の第4次総合計画の広域行財政基本施策に、効率的で良質なサービスが提供できる村を推進されています。今回の件だけではなく、さまざまな場面で行政サービスの向上が図られるように要望し、私の一般質問を終えようと思っておりましたが、あと意見です。

「施策大綱1」の中に村民参画があります。「行政情報を広く村民に提供し」ということで、村民一人一人が村づくりに積極的に取り組む村と基本目標を掲げて推進していると思います。12月12日、島ニンジンの日の制定に我々議員らも、この議場で採決を諮り、村民ぐ

るみで一体になり、農業基盤の活性化等に願いを込め盛り上げようと思いを込めて、賛同、可決したと思います。当日、村当局、関係者みでの制定セレモニーを行い、議員らには知らせがないのは、村当局の行政手法が開かれていないからなのではないでしょうかと批判いたします。我々も村民の一人一人です。開かれた行政情報提供サービスを熱望して、一般質問を本当に終わらせていただきます。

○議長 新垣博正 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、おはようございます。4番屋良照枝です。

質問の前に、さきの9月定例会において、私が一般質問をしました泊地区の10メートルだけ通れなかった避難所が通れるようになりました。泊の自治会長より報告があり、私もすぐ現場に確認に行きました。住民からも、畑へ行くのに通れるようになったと喜んでおりました。当局の早急な改善、対処を高く評価します。

では、議長の許しが出ましたので、通告書に従って、12月定例会一般質問を行います。

まず大枠1番、ごみ減量化について。①中城村のごみ回収量について、家庭ごみの分別はされているのか。中城村はごみの量は減っているのか。生ごみ助成金は活用しているのか。粗大ごみの収集状況はどうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

大枠2番、海岸汚染について。①プラスチックごみなどの漁業に及ぼす影響。②浜の河川の海岸線の清掃についてお伺いいたします。以上、

答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきまして、住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、御質問の海岸汚染、プラスチック問題、これは世界的な環境問題になっているようですので、村としましても、この部分につきましては特に危惧をしているところがございますので、詳細はまた住民生活課でお答えしていきますけれども、積極的と申しますか、当たり前、しっかり我々も取り組んでいかななくてはいけない問題だと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1の①ごみの分別についてですが、分別収集の手引きを各家庭に配布し、燃えるごみ、燃えないごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源ごみと5種類分別で収集しており、適正に分別されているものと考えます。分別されていないごみについては、分別シールを張り、収集をしておりません。

次に本村のごみの量は人口増加とともに増加傾向にあり、平成25年度と比較して18%の増加となっております。

次に生ごみ処理容器購入補助については、過去5年間の実績で9台の購入補助を行っております。今後、村の広報誌等に掲載し周知を図り、活用を促したいと考えております。

次に粗大ごみについてですが、粗大ごみの収集日は毎月第1から第4木曜日に、週1回、収集区域を4区域に分けて収集しているほか、個人でも青葉園に直接搬入する方法でも受け入れ処理を行っております。粗大ごみ量も人口増加とともに増加傾向にあり、平成25年度と比較して56%の増加となっております。

続きまして、大枠に2の①について、微細化したプラスチックごみ等が小魚やノリ、モズクなどの海藻へ混入し、商品価値を下げ、漂流ごみが漁網などの漁具に絡んで、破損等の被害が生じ、漁船のエンジントラブルなどの原因となり、漁業への悪影響を及ぼしていると言われております。

②について、河口部付近の海岸を確認しましたところ、漂着物や不法投棄などによるプラスチックごみ等の散乱が見受けられました。他の地域の海岸においては、地域や企業などによるボランティアにより清掃活動が実施され、収集されたごみは、村で回収運搬処理の支援をしております。この海岸においても、今後、浜漁協を含めた地域での清掃の取り組みができないか、検討していければと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは順を追って、詳細な質問を行います。

まず家庭ごみの分別は、5種類分別されており、適正に分別されているということで安心いたしました。分別シールを張って収集しておりますということで、分別シールを回収するときに、今でも分別できていませんというシールを張ることはありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

現場を直接確認はしておりませんが、やはり分別が適正にされていない部分は、多少はあるかと思えます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 多少でもあるということは、まだ適正に分別されていないといえますか、周知徹底されていないといえますか、そのようにとられますので、できるだけ分別はきちんとしてくださいという、余分な作業がなくて、分別された状態で収集できるように、そちらの啓蒙について、呼びかけもお願いいたします。

2番目、ごみの量は減っているのかに対して、人口増加に伴って18%の増加となっておりますとありますが、中城村のごみ処理に係る費用は、ざっとで結構です。費用は幾らぐらいになるか。何千万円とか何億円とか、その程度でもよろしいですので、わかりましたら教えてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。  
○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

中城村・北中城村清掃事務組合へのごみ処理施設の運営経費に対して、本村の負担は、平成29年度の決算で2億8,700万円となっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 2億8,700万円、結構な額でびっくりしました。ぜひこの経費を減らしていく努力をするために、中城村で今、ごみ処理容器購入の補助金要綱があると聞いております。簡潔で結構ですので、大筋を教えてください。  
○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。  
○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この補助交付要綱については、目的としては、やはり家庭から排出されるごみの減量化を図るために、生ごみ処理容器、生ごみ処理機設置を奨励し、その購入費用に対して補助金を交付しております。交付要綱の内容につきましては、処理容器は1世帯につき2器以内。処理機は1器としており、補助金額は購入費の2分の1で、処理容器は3,000円、処理機は3万円を上限としております。また、補助金の交付については、交付を受けた日から5年を経過しない者は補助金を受けられないことになっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 この交付要綱ですけれども、施行はいつからでしょうか。何年度から設けられていますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。  
○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

施行につきましては、平成13年9月27日となっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 平成13年度施行、先ほどの課長の答弁で、過去5年間の実績で9台。この9台をどう捉えますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。  
○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

やはり5年間で9台というのは、やはり少ないかと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 5年間で9台、とても少ないと思いました。中城村だけがそういうあれなのかと思ひまして、インターネットで調べましたら、那覇市に進んだところがありましたので、私の調べた情報ですけれども、申し上げます。ちなみに、那覇市の環境部廃棄物対策課に生ごみ処理機購入についてお聞きしました。那覇市は平成11年から導入して、平成29年までに3,228件の購入があり、平成29年度に関しても52件、65%の利用だと返事がありました。ちなみに今年度の予算をお聞きしましたら126万円を計上しているということでした。世帯数とか人口の差はあると思ひますので、比較は厳しいと思ひますけれども、先ほどの9台、中城村は8,577世帯です。その中の1年でもないです。5年間で9台を利用しているという実態、いかに生ごみ処理といいますか、そういうごみ問題に関心が薄いといいますか、啓蒙がされていないというのをひしひしと感じて、私も議員として、今後の啓蒙、利用について、ごみ問題について受けとめたいと思ひます。

先ほどのごみの、先日の定例会のときに説明がありましたごみ処理容器購入補助金、こちら

の4款衛生費、1項保健衛生費、環境衛生費負担金補助及び交付金のところで、ゼロとありました。そのゼロの内容について、もう少し詳しく教えてください。使っていないということか、問い合わせも何もないということか、動きがないということか、ゼロについてお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

平成29年度決算においては、実績はゼロ、補助がゼロということでした。予算の9万9,000円を不用としております。やはりこのあたりは、周知不足が大きいのかなと思っております。平成30年度、今年度も予算を計上しておりますけれども、これまで2器の処理容器の申請がございました。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今、ゼロではなくて2器の申請があると。ゼロではないということですね。ということは、私が懸念したのは、ゼロであることで削減といいますか、予算がなくなるといいますか、そういうことが考えられるのかと思いましたがけれども、平成30年度、これから使われているということがなくなるということは、大丈夫でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

ごみ処理容器の補助については、ごみの発生を抑制するということですので、やはり我々担当課としては、毎年度予算化をし、できるだけ補助を活用していただくようにしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ活用枠を高めていただきたいと思います。

ちなみに、補助容器とありましたけれども、昨今のごみ処理機は進んでおります。中身も充実していますし、いいものがたくさん出ており

ます。先ほど3万円の上限をして要綱を設定しているとありましたので、今の、あくまでも那覇市の情報ですけれども、向こうでは、生ごみをEMの、畑などの堆肥にするという容器の購入は少なく、アパートとか台所に生ごみを処理するパナソニックの生ごみリサイクラー、拡販して水で流すというものの購入が多いということで、これ自体の金額は5万円から6万円、処理の用途にもよりますけれども、小さいのだったら二、三万円。昔は高かったです。今は10万円以内で買えるいいものがたくさん出ています。ちなみに、生ごみ処理の売れ筋ランキングでも、五、六万円から3万円程度のものでありますので、こういったものでも補助の対象にはなりますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

最近では、各電機メーカーから電気式のごみ処理機が出ておりますけれども、やはりそういったものに対しても、当然限度額が3万円ですので、2分の1の補助の対象になり得ると思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ家庭ごみの生ごみを減らすことができれば、ごみの減量化に、幾らか、大きくかかわっていけると思いますので、要綱は家庭ごみについての補助ですね。保育園とか給食センターの生ごみは、どのように処理されておりますでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時17分）

~~~~~

再 開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

○住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

保育所等の部分については、事業系ごみとい



うことで、直接処分業者と契約をしているということだと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 直接業者に引き取らせて処分をしているということで、その処分に関してもお金がかかっているということですね。結構です。

家庭ごみではなくて、保育所や給食センターからは、生ごみが多く出ると思いますけれども、そちらのほうでごみ処理機、そういった大型のものを購入するとか、設置をするという考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時18分）

~~~~~

再開（11時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉健治。

○教育総務課長 比嘉健治 それではお答えしていきたいと思います。

先ほどの、給食センターの生ごみについては、事業系ごみということで、業者のほうにということでありましたが、現在、村の給食センターにおいては、養豚業者に回収していただいていますので、無料で処理をしていただいている状況です。そういうこともありますので、ごみ処理機の設置は現在考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時20分）

~~~~~

再開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

事業用ごみとしての予算が発生していないところから、教育総務課の給食センターと同じように、処理していると思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 わかりました。リサイクルがされているということで、その費用がかかっていないという、村の予算に対する経費が使われていないということで、とにかく、大きい生ごみは、きちんとリサイクルされているということを知って、ぜひリサイクルをして、とにかく活用できるように、生ごみだけではなくて、油とか大きく出ますので、リサイクルの資源の活用をぜひお願いいたします。

先ほど、家庭ごみの生ごみ処理容器の助成について、課長は広く周知徹底、みんなに知らしめるということで答えていただきましたけれども、私の手元にありますこれ、ごみの、家庭に配布されている、我が家はこれよりも二回りぐらい大きいのがありますけれども、これは今、住民生活課でいただけてきました。こういうのが配られていますけれども、ぜひこの表に、生ごみ処理機の活用とか設置をした場合には補助がありますと、ぜひこれにも文言を入れてもらえれば、家庭の主婦はこういうのがあるんだと、広報とかに載せるよりは、これが一番的確だと思います。生ごみに関しての補助がある。しいて言えば、上限3万円までありますとか、それぐらいの文言が入れば、もっと意識をして、生ごみ処理機の活用、設置につなげていけると思いますし、ごみ減量化に少しでも役に立てると思いますので、取り組みの検討をお願いいたします。

そのまま、粗大ごみの収集状況について、先ほど答弁がありました。前と比較して56%の増加となっています。大変大きい増加だと思います。人口比率もあると思いますけれども、これの大きくなった理由に、処理業者といますか、処理するのにお金が出るといいますか、そういうことですけれども、これをやるときに200円のシールですよ。その金額については、どのように思いますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** それではお答えいたします。

ごみ処理券の購入費は、中城村は200円ですが、近隣の沖縄市とか、他の市町村では300円とかのところもあります。ただやはり住民サービスの一環ですので、これを値上げして行くことは、今後、そういった処分費用がかかるということで、不法投棄になりかねないケースも出てくるかと思っておりますので、現在のところは妥当な金額かと考えております。

○**議長 新垣博正** 屋良照枝議員。

○**4番 屋良照枝議員** ごみ問題については、すぐにどうこうということはできないと思えますけれども、ただ、以前、青葉園が建設されたときには、村民のごみ問題の意識も高く、マイコップ、マイ箸、マイバッグなどが定着しつつありましたが、最近少し薄れてきた感があるように思います。それが生ごみ処理機ゼロと言う数字にあらわれたのかなと思いました。ぜひ、家庭ごみだけでも減らせるように、生ごみ処理機の活用の啓発、周知徹底、補助金があるということをもっと広く知らしめて、ぜひ平成30年度はゼロではなくて、今、もう2台はあるということですので、活用は見込まれていますので、それが過去5年間の9台にとどまらず、それ以上の申し込みがあった場合にはふやしていく考えはお持ちでしょうか。平成30年度について、9万9,000円の予算枠ですよね。ということは、3万円だと3台で終わりますし、件数的にその予算を上回るような補助が必要になった場合には、途中であっても考えてもらえますか。それとももうないですから打ち切るといふ、そういう考えでしょうか。

○**議長 新垣博正** 住民生活課長 津覇盛之。

○**住民生活課長 津覇盛之** それではお答えいたします。

補助金要綱においても、予算の範囲内ということで考えておりますので、やはりそれなり

に要望等がふえれば、補正対応とか、次年度の予算に反映させていくべきだと思いますので、そういう形で対応していきたいと思っております。

○**議長 新垣博正** 屋良照枝議員。

○**4番 屋良照枝議員** 平成30年度、これからは活用していくように、私も微力ながら、片隅の一部ではありますけれども、みんなに啓発して、ぜひ予算を上回るだけの利用をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

大枠2に移ります。プラスチックごみの漁業に及ぼす影響について、先ほど答弁がありました。プラスチックごみの海への汚染は、大変深刻になっています。佐敷中城漁業協同組合にも状況を聞いてまいりました。おっしゃるとおり、汚染は進んでおります。漁港のほうから、一番びっくりしていたのが、上に浮いているのはわかるけれども、気づいたら取るということですが、浜の場合の海のほうには、縦穴式ということで、下のほうに、海底といいますか、定置網みたいにして仕掛けて、翌朝とるとか、そのようにしているのですが、ビニール袋、プラスチックがそれにもかかると、魚の入りぐあいが悪くなるのです。そこはもう漁民は困っております。一番困っているのがエンジンへの影響、ビニール袋の絡みがあって、エンジンを停止してとらないといけないということで、網の設置に関しては、かかるけれども、引き上げた後に一々洗って処理をするということですが、エンジントラブルに関しては結構深刻な問題で、被害をこうむっているということで、強くあれしていただきましたので、プラスチックごみとか海岸清掃の件ですが、安里ヨシ子議員からも前の定例会で御指摘がありましたけれども、CGGのグリーン運動が年に1回ありますけれども、そちらを海岸の清掃に限定してもいいですので、もう少し回数をふやすとか、そのお考えはないですか。

○**議長 新垣博正** 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

私からすればいいタイミングという形の御質問で、あさって日曜日がCGG運動でございます。先日、9月、吉の浦公園の海岸清掃の御質問もありましたが、今後、CGG運動はただいま自治会長を通して、各自治会に協力していただき、またことしは中学校も、私が生徒集会に参加して、中学校の生徒をいっぱい集めてこようという取り組みもしております。その中で、浜を含め海岸、屋宜は海岸の清掃を、大城議員も含め、私も参加したり、久場のほうもぜひ参加していただきたいと思いますので、浜漁港に限らず、各地域において、そういった清掃の場所を今後も検討しながら、必要であれば周知をして、海岸の清掃にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 CGG運動については、少し定着していますので、年末の大掃除という感じで、皆さんしていただけます。ですから、1回に限らず、せめて夏場と冬場、それぐらいの回数、あと1回ふやす考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

CGG運動というのは、全県下含めて、そういった盛り上げる意味での活動でございますが、こちらは、地域、家庭の学習の中でも、学校も含めたところで、ぜひ夏休みの期間とか、その時期においてそういう取り組みは、ぜひ、教育委員会生涯学習課としても協力はしてまいりたいと思いますし、関係機関、住民生活課を含め、出てきたごみの処理とかを、回収はそういった部署にお願いしながら取り組んでいきたいと思っております。また、五、六年前ぐらいですか、浜においては、私の記憶の中ではFMおきなわ、コスモ石油でしたか、そういった大々的な掃除を

やったこともございましたし、そういった取り組みも、また今度お話があれば、積極的に参加させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 当局も、それから地域の村民も、ごみ問題については真摯に取り組んで、特に中城村はきれいな海、きれいな空、そして肥沃な大地ということで、いろいろな自然がいっぱいですので、それを宝として、大事に守っていきたいと思います。そして出たごみも、的確に分別して、適正に処理されるように協力していきたいと思います。

続きまして②浜の河川の海岸線の清掃について、こちらに関しては、先に金城 章議員から浜の河川の海岸線の清掃について質問があったと思いますけれども、その質問の中で、都計課の課長が現場を見ましたけれども、水が流れているとお答えになっておりましたけれども、水が流れているのは、去る台風24号、25号の大雨で結構流されてきれいになったという、そのタイミングがあったのですが、またこれからたまっていくということが考えられます。私が言いたいのは、たまる前に、今、土砂が沈殿していますので、あと1メートル、2メートル、ユンボを入れるなり、大型化で土砂をしゅんせつしていただいたら、それがもっとスムーズに、これから大雨になった場合でも、流木とかそういうものもなくスムーズに流れる、川の氾濫もないと考えますが、ちなみに、私の記憶が定かではないのですが、10年以上前にユンボを入れて土砂をさらったということを覚えておりますけれども、その後からユンボを投入して掃除をしたという記憶はないのですが、間違いはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

私も4月から都市建設課に配属されました。過去、何年前にしゅんせつしたかどうかは確認しておりません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 過去のことは結構です。今これからの件、今現在、流木とか、木は去る台風で流されていますけれども、下にたまっている土砂、あれはもともとあった川から、私が見る限り、2メートルぐらい、1メートル以上土砂が積もっている。それをユンボなどで排出することによって、もっとはけ口が広く、もっとスムーズに流れて、今、浜が抱えている大雨のときの川からの氾濫も軽減されると思いますので、ぜひ、大雨が降る梅雨に入らない前に、一度土砂をしゅんせつできるように、現場の様子を私もよく見ますので、そこも検討していただきたいと思います。

まとめに入ります。ごみ問題については、本当に毎日毎日、そういうあれではないですので、日々、家庭のごみ、それからごみだけではなく空き缶、リサイクル等も利用して、皆さんが適切に処理して、そして中城村のごみを少しでも減らすことを考えたいと思います。そして先ほどの2億8,700万円、この予算が幾らかでも軽減され、ごみ処理機が活用されて、家庭ごみが

減り、リサイクルを回す、それから堆肥に使う、全ていのように循環して回っていくことを切に希望いたします。これで質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時39分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第2 陳情第4号及び日程第3 陳情第6号及び日程第4 意見書第5号については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第2 陳情第4号及び日程第3 陳情第6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書及び日程第4 意見書第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは、まずは陳情のほうから読み上げて御報告をしたいと思います。

平成30年12月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番号    | 付託年月日          | 件名                         | 審査の結果 |
|-------|----------------|----------------------------|-------|
| 陳情第4号 | 平成30年<br>9月28日 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 | 採 択   |
| 陳情第6号 | 平成30年<br>9月28日 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 | 採 択   |

続きまして、意見書第5号を読み上げて御提案申し上げます。

意見書第5号

平成30年12月14日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 大城 常良

臓器移植の環境整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由

平成30年9月28日に本委員会に付託された陳情第4号、及び第6号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
  - ① ブローカーの厳罰化
  - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務

- ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
- ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア  
これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

休憩します。

休 憩（13時37分）

~~~~~

再 開（13時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから陳情第4号及び日程第3 陳情第6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号及び陳情第6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第4号及び陳情第6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続きまして、意見書第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（13時40分）

~~~~~

再 開（13時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書は原案のとおり採択されました。

休憩 (14時42分)

~~~~~

再開 (14時42分)

○議長 新垣博正 再開します。  
日程第5 陳情第7号及び日程第6 意見書第6号については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、日程第5 意見書第7号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情及び日程第6 陳情第6号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告からいきます。

平成30年12月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第7号	平成30年 12月7日	普天間基地5年以内運用停止の遵守を 求める議会決議の陳情	採 択

次に意見書について提案します。



意見書第6号

平成30年12月14日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 総務常任委員会

委員長 石原 昌雄

米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

本委員会に付託された陳情第7号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書(案)

普天間飛行場の5年以内の運用停止については、安倍晋三首相が普天間飛行場負担軽減推進会議の第1回会議（2014年2月18日）において、沖縄県民全体の思いとして、しっかり受け止め、「政府としてできることは全て行う」と述べるなど、政府としての見解が示されてきたところである。

同飛行場の運用による騒音被害とともに、昨年来、立て続けに起きた普天間基地所属の米軍機の墜落、エンジントラブル、部品落下事故等により、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている周辺住民は、日々、生命の危険にさらされ続けている。

よって本議会は、こうした危険性の除去のために、「5年」の期限を迎える2019年2月には、「普天間飛行場の運用停止」を確実に実現することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時47分）

~~~~~

再開（13時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから陳情第7号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第7号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情は委員長報告のとおり採択されました。

続きまして、日程第6 意見書第6号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時49分）

~~~~~

再開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 米軍普天間飛行場の5年以内運用停止の遵守を求める意見書は原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（13時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 石 原 昌 雄